

平成21年版

# 清掃事業概要



八戸市

## は じ め に

八戸市は、北東北にありながら比較的穏やかな気候であり、冬季は積雪量が少なく晴天日が多いことが特徴です。地形は、なだらかな台地に囲まれた平野が太平洋へ向かって広がり、その平野を三分する形で馬淵川、新井田川の2本の川が流れており、これらの河口を中心にした海岸地帯には、近代的な大規模施設を擁する工業港、商港、漁港が配置されております。

また、是川遺跡に代表される縄文時代の遺跡が数多く残されており、古くから人々の生活が営まれていたことがわかります。海岸地域には、名勝種差海岸や国の天然記念物である蕪島などがあり豊かな自然環境にも恵まれております。

当市は、昭和4年に市制施行され、その後、優れた漁港施設を有する全国屈指の水産都市として、また、東北屈指の工業都市、国際物流拠点都市として着実に成長を遂げ、平成13年4月に「特例市」に移行し、平成17年3月には隣接する南郷村と合併するなど、新たな都市づくりを進めております。

現在、あおもりエコタウン事業の推進、八戸港のリサイクルポートの指定、青森県環境・エネルギー産業創造特区の認定など、循環型社会の構築に向けての取り組みが進められております。

これらを新しいまちづくりの絶好の機会と捉え、平成16年12月には「環境基本条例」を制定するとともに、平成17年2月には「人と自然と地球にやさしい環境先進都市 八戸」の実現を目指した「環境基本計画」を策定し、さらに、平成18年7月には「循環型都市宣言」を行いました。

本書は、平成20年度におけるごみ処理の状況を中心に取りまとめたものであり、循環型都市の実現に向けた取り組みの一助となれば幸いです。

平成21年10月

八戸市長 小林 眞

# 目 次

はじめに.....	1
位置と面積、人口.....	2
循環型都市宣言.....	3
第1章 ごみ処理	
1 八戸市のごみ処理状況の概要について .....	5
2 ごみ処理事業の最近の経過.....	10
3 ごみ処理事業の現状と課題.....	11
4 ごみ処理計画等 .....	14
5 ごみ減量施策 .....	15
6 地域環境美化活動 .....	20
7 ごみ処理施設の維持管理と整備 .....	23
第2章 予算・決算及び原価計算	
1 平成21年度関係各課予算 .....	25
2 清掃費の推移 .....	28
3 廃棄物処理手数料等調定状況 .....	28
4 平成20年度決算額 .....	29
5 平成20年度ごみ処理原価 .....	30
第3章 資料編	
1 ごみ処理事業の沿革 .....	32
2 組 織 .....	37
3 保有車両 .....	37
4 人員配置 .....	38
5 施設概要 .....	38
6 ごみ処理詳細図 .....	39
7 年度別ごみ収集・搬入状況 .....	40
8 天狗沢最終処分場埋立推移 .....	42
9 一般廃棄物処理業許可業者一覧表 .....	44
第4章 条例・規則・要綱・計画 .....	47

## 位置と面積



北緯 40度30分  
 東経 141度30分  
 市域面積 305.17 平方 km

## 人口の推移

住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

年別	世帯数	人 口			一 世 帯 当たり人員	人 口 密 度 (1km <sup>2</sup> 当たり)
		総 数	男	女		
12	92,323	244,770	118,930	125,840	2.65	1,144
13	93,590	245,096	119,014	126,082	2.62	1,145
14	94,486	245,002	118,897	126,105	2.59	1,145
15	95,546	244,715	118,679	126,036	2.56	1,143
16	96,276	243,649	117,909	125,740	2.53	1,138
17	99,258	249,530	120,682	128,848	2.51	821
18	100,430	248,349	119,837	128,512	2.47	814
19	101,121	246,629	118,832	127,797	2.44	808
20	101,584	244,738	117,836	126,902	2.41	802
21	102,210	243,278	117,148	126,130	2.38	797

南郷村と合併

## 循環型都市宣言～1人1日あたりのごみ排出量 1,000 グラム以内を目指して～

八戸市は、平成 18 年 7 月 1 日、小林眞市長のもと、限りある資源を有効に利用し、持続可能な循環型社会の構築を目指す『循環型都市宣言』を行いました。



第 2 回環境展での循環型都市宣言の様子

### 宣 言 文

八戸市は、限りある資源を有効に利用し、持続可能な循環型社会を構築するため、市・事業者・市民が一体となって、ごみの減量とリサイクルを推進する「循環型都市」の実現を目指すことを宣言します。

- ー．マイバックや詰め替え商品等を利用して、ごみを出さない工夫をしよう！
- ー．料理は作り過ぎない、食べ残しをしない、段ボールコンポストの利用などにより、生ごみを出さない工夫をしよう！
- ー．ペットボトル、紙パック、新聞紙など資源になるものは分別してリサイクルしよう。
- ー．ものを大事にして、使えるものはリサイクルショップなどでリユースしよう！もったいない もったいない。
- ー．事業活動によって出るごみの減量・再資源化に努めよう！
- ー．市民一人あたりのごみ量 1, 0 0 0 g 以内を目標にみんなでがんばろう！

# ごみ処理にはこんなにお金がかかっています！

## ■ 平成20年度の支出額 約43.3億円

ごみ収集費用  
年間 約9.9億円



八戸清掃工場管理費  
年間 約13.5億円



八戸リサイクルプラザ管理費  
年間 約3.3億円



天狗沢最終処分場他管理費  
年間 約0.6億円

その他(ごみ袋製造費他)  
年間 約2.0億円

清掃工場等建設費償還金  
年間 約14.0億円

## ■ 平成20年度の収入額 約7.1億円

家庭系ごみ処理手数料  
年間 約3.1億円



事業系ごみ処理処分手数料  
年間 約2.1億円



資源物売却額  
年間 約1.9億円



ごみ処理に係る年間経費(平成20年度実績)

**36.2億円**

※1日あたりのごみ処理費用

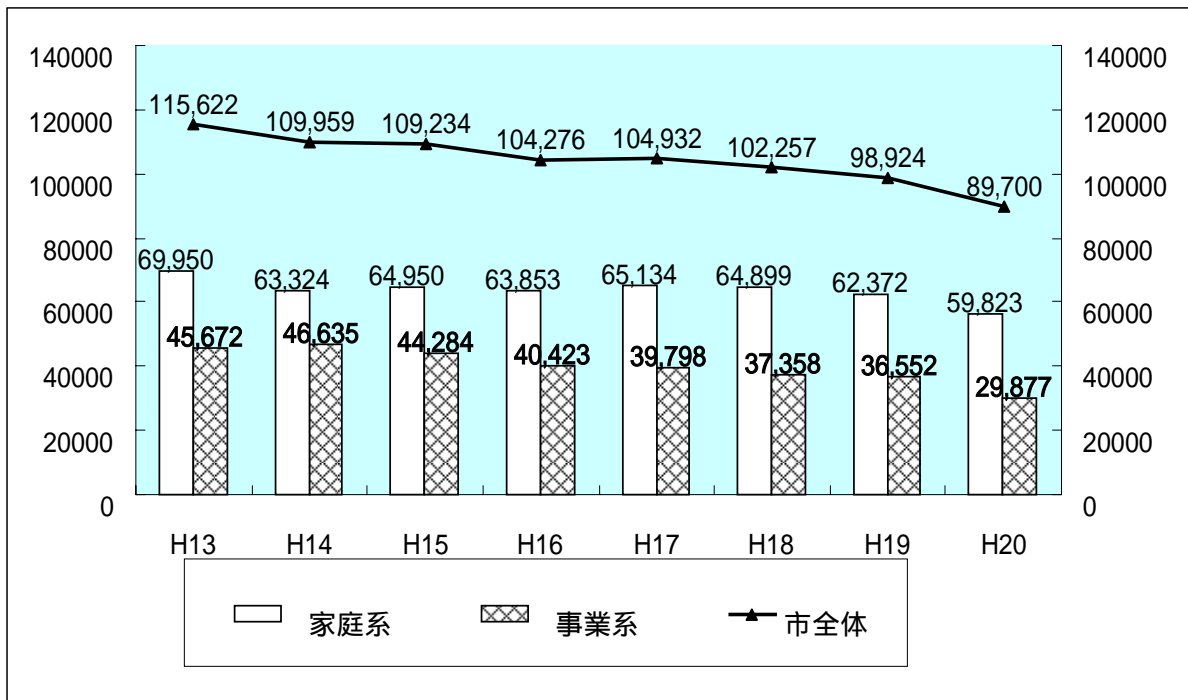
**約1,000万円**

# 第1章 ごみ処理

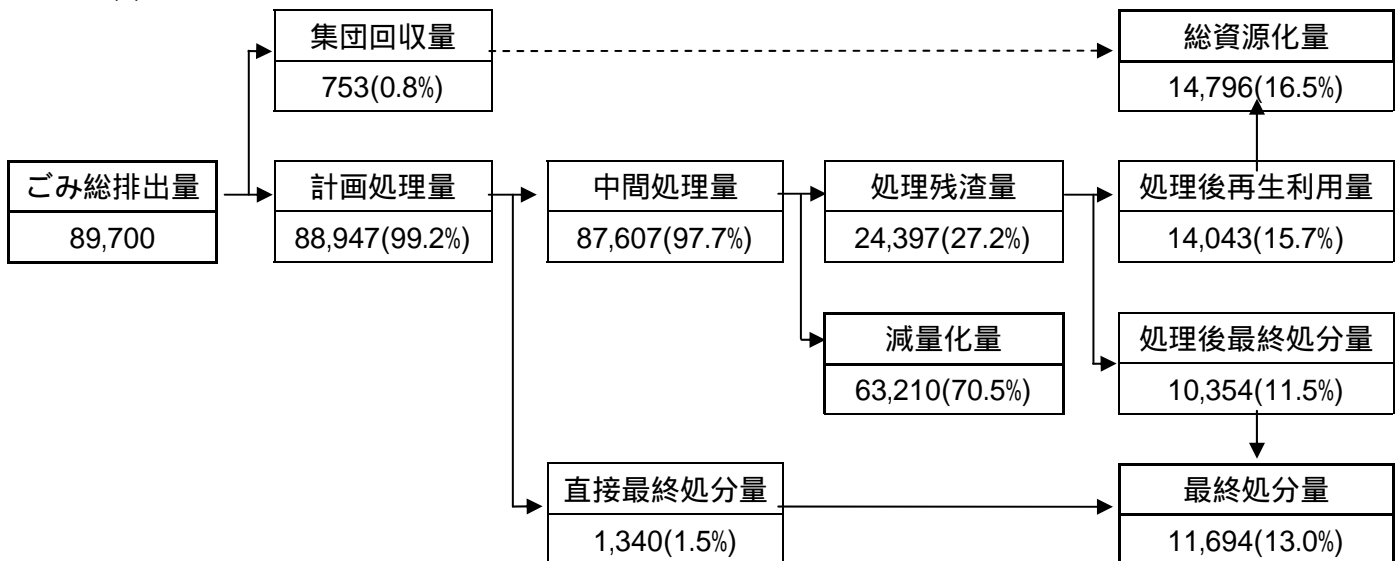
## 1. 八戸市のごみ処理状況の概要について

### (1) 八戸市のごみ排出量

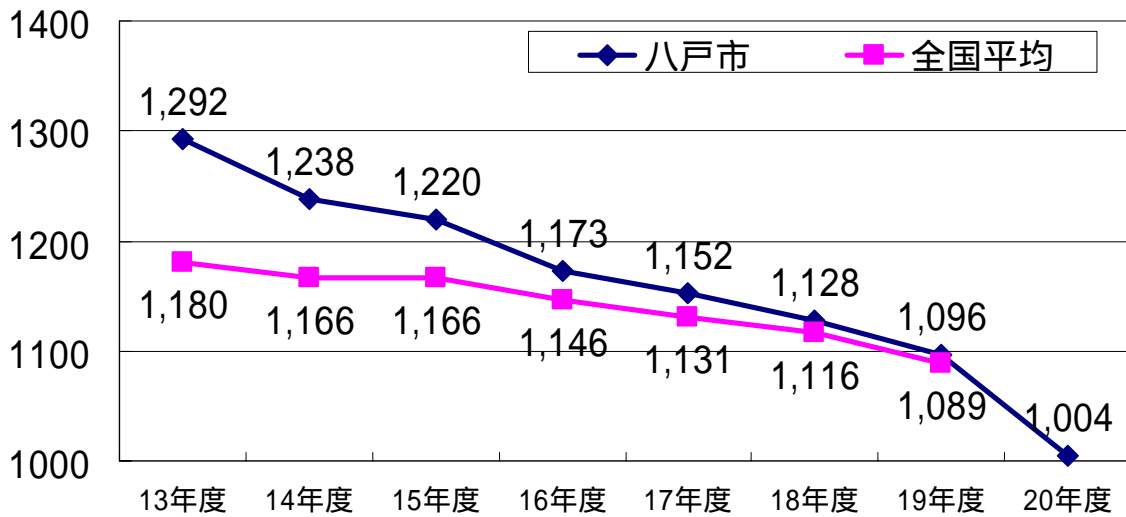
年度 (平成)	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
排出量 (ト)	115,622	109,959	109,234	104,276	104,932	102,257	98,924	89,700



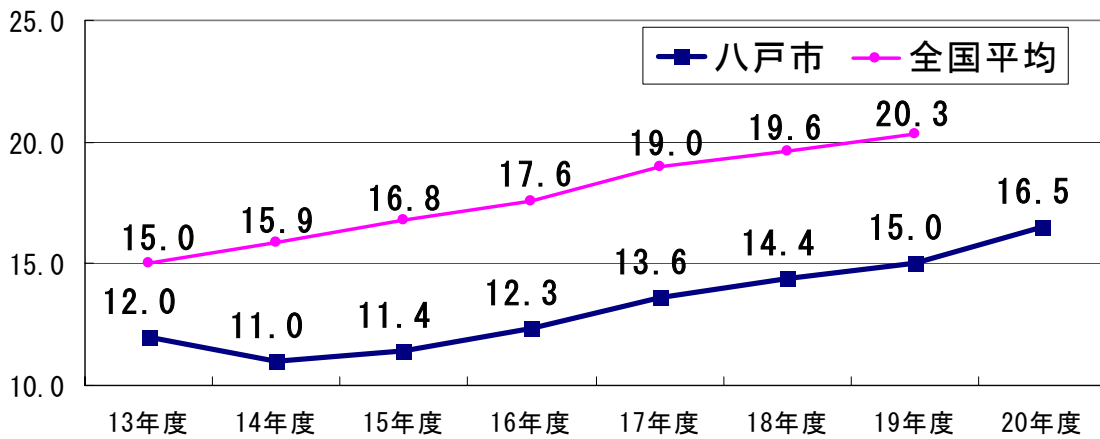
### (2) ごみ処理フロー (単位: トン)



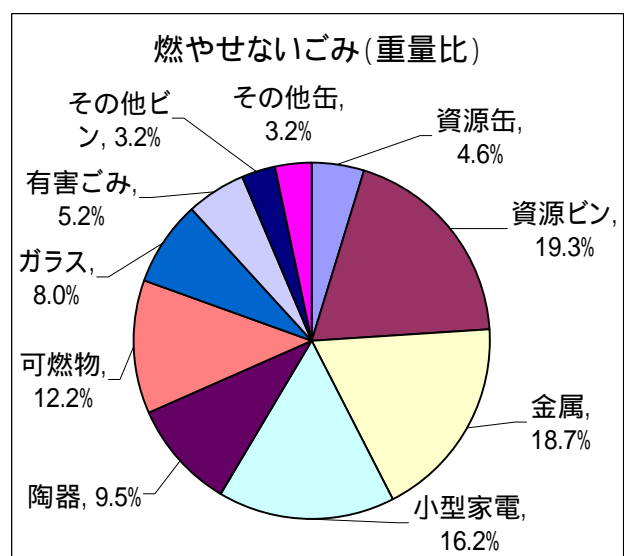
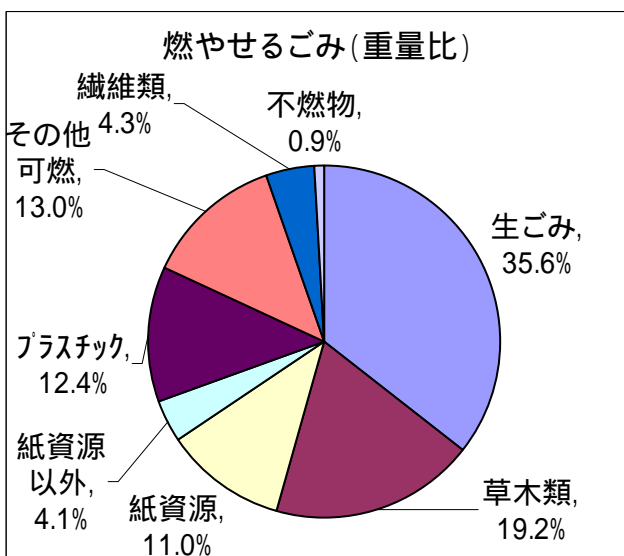
(3)一人一日あたりのごみ排出量（単位：グラム）



(4)リサイクル率（単位：％）



(5)家庭系ごみの組成（過去5カ年の平均値）



(6) 八戸市の家庭系ごみの排出状況調査

ごみ減量とリサイクルのための資料とするため、毎年、家庭系ごみの組成を調査。

期日：毎年7月 サンプル回収場所：市内の集積所3箇所（一戸建て地区2、アパート地区1）

燃やせるごみの組成（重量比）

年度	紙類	プラスチック	生ごみ	繊維類	草木類	その他	不燃物
H17	17.0%	12.0%	44.6%	2.0%	11.3%	11.0%	2.1%
H18	17.8%	11.4%	35.8%	4.7%	18.6%	11.2%	0.7%
H19	16.8%	11.5%	33.1%	4.8%	21.1%	12.4%	0.4%
H20	12.0%	13.5%	31.2%	2.7%	24.9%	14.9%	0.7%
H21	10.9%	12.0%	32.7%	7.8%	20.3%	16.3%	0.6%
<b>平均値</b>	<b>15.1%</b>	<b>12.4%</b>	<b>35.6%</b>	<b>4.3%</b>	<b>19.2%</b>	<b>13.0%</b>	<b>0.9%</b>
<b>数量</b>	<b>6,816 トン</b>	<b>5,589 トン</b>	<b>16,131 トン</b>	<b>1,954 トン</b>	<b>8,679 トン</b>	<b>5,862 トン</b>	<b>409 トン</b>

数量は、平成20年度家庭系燃やせるごみ量（45,440トン）を按分した推計値

燃やせないごみの組成（重量比）

	缶類	ビン類	金属	陶器	小型家電	ガラス類	その他	可燃物
H17	12.7%	25.6%	13.2%	7.7%	17.3%	1.6%	10.3%	11.5%
H18	9.6%	24.1%	22.8%	8.9%	7.1%	13.8%	0.0%	13.7%
H19	4.1%	15.8%	22.8%	15.2%	14.4%	10.3%	2.6%	14.8%
H20	8.0%	25.9%	19.7%	8.5%	19.4%	6.5%	3.7%	8.1%
H21	8.4%	25.6%	14.1%	4.4%	20.5%	6.7%	9.1%	11.2%
<b>平均値</b>	<b>7.8%</b>	<b>22.5%</b>	<b>18.7%</b>	<b>9.5%</b>	<b>16.2%</b>	<b>8.0%</b>	<b>5.2%</b>	<b>12.2%</b>
<b>数量</b>	<b>236 トン</b>	<b>677 トン</b>	<b>565 トン</b>	<b>287 トン</b>	<b>490 トン</b>	<b>242 トン</b>	<b>156 トン</b>	<b>369 トン</b>

数量は、平成20年度家庭系燃やせないごみ量（3,022トン）を按分した推計値。

燃やせるごみの資源物混入状況（重量比）

	段ボール	新聞紙	雑誌チラシ	その他紙	ペットボトル	古布	合計
H17	0.7%	1.4%	4.5%	3.7%	0.2%	0.9%	11.3%
H18	1.1%	1.2%	4.8%	4.8%	0.3%	1.9%	14.1%
H19	1.1%	1.6%	4.0%	3.2%	0.2%	1.4%	11.6%
H20	0.6%	1.5%	4.1%	4.4%	0.2%	0.6%	11.4%
H21	0.8%	0.9%	4.2%	4.0%	0.3%	0.5%	10.7%
<b>平均値</b>	<b>0.9%</b>	<b>1.3%</b>	<b>4.3%</b>	<b>4.0%</b>	<b>0.2%</b>	<b>1.1%</b>	<b>11.8%</b>
<b>数量</b>	<b>409 トン</b>	<b>591 トン</b>	<b>1,954 トン</b>	<b>1,817 トン</b>	<b>91 トン</b>	<b>500 トン</b>	<b>5,362 トン</b>

数量は、平成20年度家庭系燃やせるごみ量（45,440トン）を按分した推計値

燃やせないごみの資源物混入状況（重量比）

	スチール缶	アルミ缶	無色ビン	茶ビン	その他色ビン	合計
H17	5.0%	1.8%	14.0%	7.5%	2.4%	30.7%
H18	6.4%	1.0%	12.3%	8.6%	1.8%	30.1%
H19	2.1%	0.6%	8.6%	2.7%	1.1%	15.1%
H20	4.2%	1.3%	14.3%	5.5%	1.3%	26.6%
H21	3.1%	0.5%	11.7%	8.6%	1.4%	25.4%
<b>平均値</b>	<b>4.2%</b>	<b>1.0%</b>	<b>12.2%</b>	<b>6.6%</b>	<b>1.6%</b>	<b>25.6%</b>
<b>数量</b>	<b>127 トン</b>	<b>30 トン</b>	<b>369 トン</b>	<b>199 トン</b>	<b>48 トン</b>	<b>773 トン</b>

量は、平成20年度家庭系燃やせないごみ量（3,022トン）を按分した推計値。

(7) 資源物の排出状況（重量比）

スチール缶

年度	適正	不適正		
		キャップ付	汚れ濡れ	対象外
H19	5.7%	2.6%	89.9%	1.8%
H20	26.7%	0%	69.8%	3.5%
H21	12.1%	3.0%	77.6%	7.3%
平均	14.8%	1.9%	79.1%	4.2%

アルミ缶

年度	適正	不適正		
		キャップ付	汚れ濡れ	対象外
H19	33.6%	4.6%	60.8%	1.0%
H20	61.2%	1.1%	32.1%	5.7%
H21	43.6%	6.9%	48.4%	1.0%
平均	46.1%	4.2%	47.1%	2.6%

ペットボトル

年度	適正	不適正		
		キャップ付	汚れ濡れ	対象外
H19	41.6%	55.2%	1.9%	1.3%
H20	53.6%	41.2%	1.9%	3.2%
H21	29.9%	51.2%	16.9%	2.0%
平均	41.7%	49.2%	6.9%	2.2%

無色びん

年度	適正	不適正		
		キャップ付	汚れ濡れ	対象外
H19	59.5%	32.5%	5.9%	2.1%
H20	38.9%	32.7%	25.9%	2.5%
H21	40.4%	35.7%	19.8%	4.1%
平均	46.2%	33.7%	17.2%	2.9%

茶色びん

年度	適正	不適正		
		キャップ付	汚れ濡れ	対象外
H19	17.3%	17.7%	65.0%	0%
H20	30.5%	28.2%	41.3%	0%
H21	56.6%	32.6%	9.6%	1.2%
平均	34.8%	26.2%	38.6%	0.4%

その他色びん

年度	適正	不適正		
		キャップ付	汚れ濡れ	対象外
H19	93.3%	3.2%	0%	3.5%
H20	15.8%	0%	84.2%	0%
H21	36.7%	33.5%	29.0%	0.8%
平均	48.6%	12.3%	37.7%	1.4%

段ボール

年度	適正	不適正		紙紐 使用率
		以外の紙	禁忌品対象外	
H19	98.3%	1.7%	0%	7.1%
H20	83.8%	16.2%	0%	29.2%
H21	90.2%	5.5%	4.2%	24.1%
平均	90.8%	7.8%	1.4%	20.1%

新聞

年度	適正	不適正		紙紐 使用率
		以外の紙	禁忌品対象外	
H19	97.4%	2.6%	0%	28.6%
H20	95.2%	4.8%	0%	44.4%
H21	100%	0%	0%	53.8%
平均	97.5%	2.5%	0%	42.3%

雑誌・チラシ

年度	適正	不適正		紙紐 使用率
		以外の紙	禁忌品対象外	
H19	95.9%	0.2%	3.9%	19.6%
H20	95.9%	1.8%	2.3%	20.8%
H21	98.7%	0.8%	0.5%	27.1%
平均	96.9%	0.9%	2.2%	22.5%

その他紙

年度	適正	不適正		紙紐 使用率
		以外の紙	禁忌品対象外	
H19	88.7%	9.5%	1.7%	83.3%
H20	44.8%	7.4%	47.8%	71.4%
H21	80.4%	13.4%	6.2%	100%
平均	71.3%	10.1%	18.6%	84.9%

古布

年度	適正	対象外
H19	92.9%	7.1%
H20	13.6%	86.4%
H21	11.0%	89.0%
平均	39.2%	60.8%

## みんなの家から出た資源物はどうやってリサイクルされるのかな？

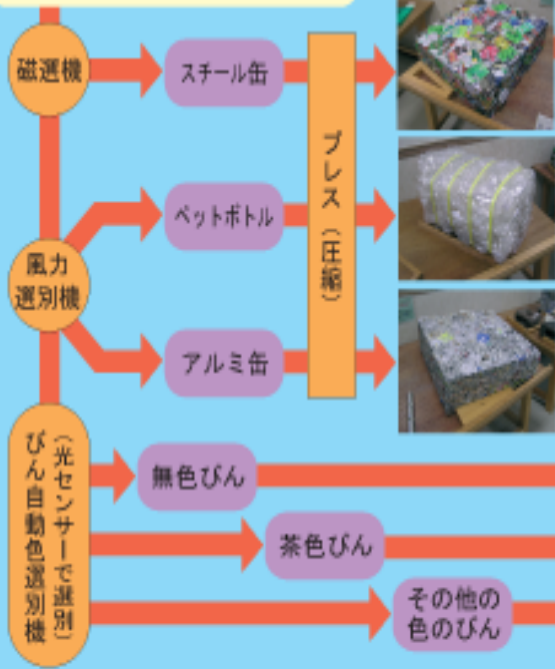
①家庭で分別された資源物は八戸リサイクルプラザに運搬されます。



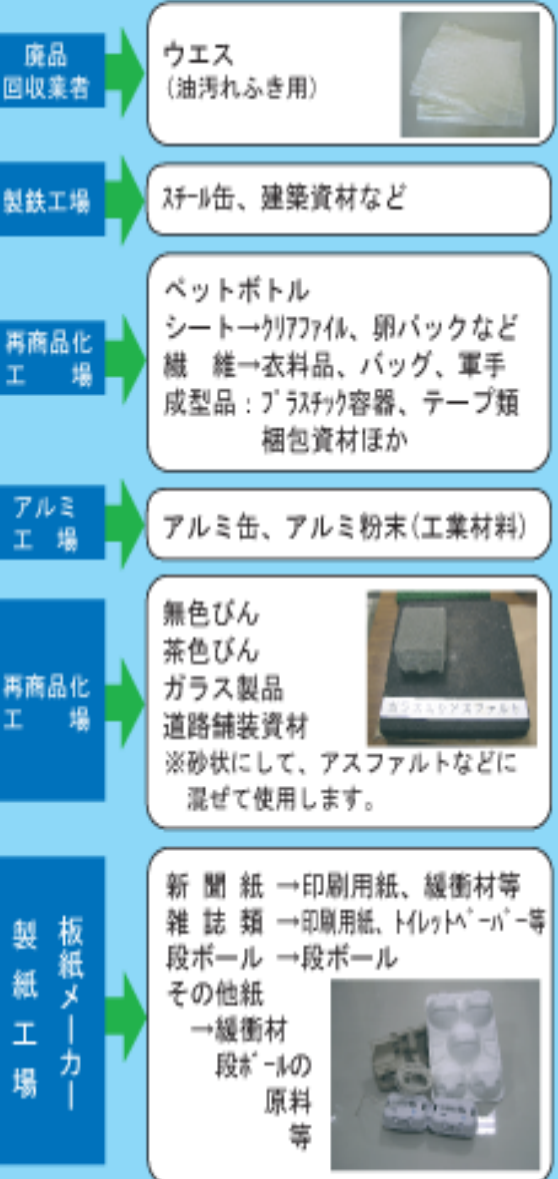
みんなは家から出た資源物がどんなふうリサイクルされるか知ってる？  
今回は資源物がどのように生まれ変わるのかを追跡してみよう～



②八戸リサイクルプラザでは、集められた資源物を品目ごとに細かく選別し、リサイクルしやすいように中間処理を行います。



③リサイクルプラザで中間処理された資源物は、再資源化事業者に売却され、それぞれリサイクル製品へと生まれ変わります。



廃品回収業者 → ウエス (油污れふき用)

製鉄工場 → スチール缶、建築資材など

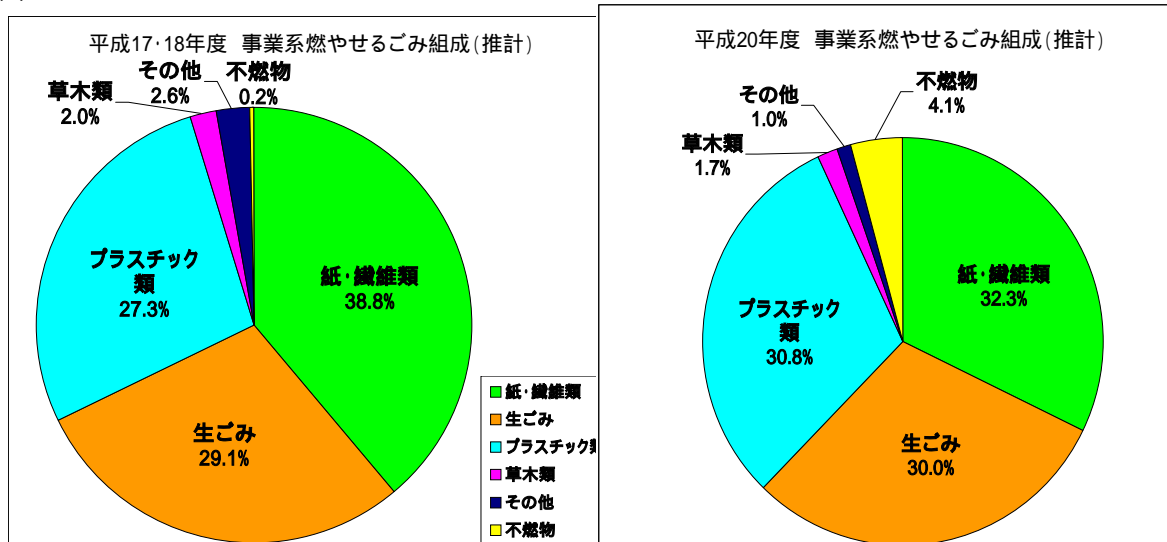
再商品化工場 → ペットボトルシート→クッション、卵パックなど  
繊維→衣料品、バッグ、軍手  
成型品：プラスチック容器、テープ類  
梱包資材ほか

アルミ工場 → アルミ缶、アルミ粉末(工業材料)

再商品化工場 → 無色びん  
茶色びん  
ガラス製品  
道路舗装資材  
※砂状にして、アスファルトなどに混ぜて使用します。

製紙工場 → 新聞紙 → 印刷用紙、緩衝材等  
雑誌類 → 印刷用紙、トイレットペーパー等  
段ボール → 段ボール  
その他紙 → 緩衝材  
段ボールの原料等

(8)事業系燃やせるごみの組成



	項目	紙・繊維類	生ごみ	プラスチック類	草木類	その他	不燃物	合計
H 18 年度	組成比	38.8%	29.1%	27.3%	2.0%	2.6%	0.2%	100%
	数量	13,274 トン	9,956 トン	9,340 トン	684 トン	890 トン	68 トン	34,212 トン
H 20 年度	組成比	32.3%	30.0%	30.8%	1.7%	1.1%	4.1%	100%
	数量	8,466 トン	7,863 トン	8,073 トン	445 トン	288 トン	1,075 トン	26,210 トン

数量合計値のみ実績値。

2. ごみ処理事業の最近の経過

- 平成 9年 4月 分別収集本格開始
- 平成 12年 4月 八戸リサイクルプラザ稼動。分別収集品目にペットボトルを追加。
- 平成 13年 6月 家庭ごみの有料化（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）
- 平成 16年 11月 新処分施設整備事業開始
- 平成 17年 3月 南郷村と合併。ごみ処理基本計画策定（H16-H26）
- 7月 第1回八戸市環境展
- 平成 18年 2月 八戸地域循環型社会形成促進計画策定
- 7月 第2回八戸市環境展（循環型都市宣言）
- 平成 18年 9月 廃食用油利活用事業開始
- 平成 19年 4月 一般廃棄物処理手数料及び許可等手数料改正
- 分別収集品目にその他紙を追加。
- 南郷区の家庭ごみの有料化（可燃ごみ、不燃ごみ）
- 10月 第3回八戸市環境展（県事業と共催）
- 平成 20年 4月 事業系紙ごみ搬入規制
- 9月 第4回八戸市環境展（健康まつりと共催）
- 平成 21年 9月 第5回八戸市環境展（健康まつりと共催）

年表については、第3章資料編P32参照

### 3. ごみ処理事業の現状と課題

#### (1) 現状

##### ア. 家庭系ごみ

種類		処分計画
燃やせるごみ		八戸清掃工場で焼却後、焼却灰は天狗沢最終処分場で埋立処理。焼却灰の一部については民間企業に委託して溶融処理後資源化。
燃やせないごみ 粗大ごみ		八戸リサイクルプラザで破碎処理後、資源物を回収し、可燃残渣は八戸清掃工場で焼却、不燃残渣は天狗沢最終処分場に埋立処理。
資源物	缶・ビン・ペットボトル	種類ごとに選別し、 ・ スチール、アルミは再生資源引取業者に売却。 ・ 無色、茶色及びその他の色のびんは、容器包装リサイクル協会に再商品化委託。 ・ ペットボトルは容器包装リサイクル協会に再商品化委託。一部を民間会社に売却。 ・ 残渣は天狗沢最終処分場に埋立処理。
	新聞紙	圧縮・梱包し再生資源引取業者に引渡し。
	ダンボール	
	雑誌チラシ	
	その他紙	
	古布	
	廃食用油	BDF製造装置で軽油代替燃料（BDF）を製造し、公用車で使用。処理残さ（グリセリン）は、再生燃料製造事業者へ引渡し。
有害ごみ	破碎・保管後、野村興産で資源化。	

##### イ. 事業系ごみ

種別	処分計画
燃やせるごみ (資源となる紙を除く)	八戸清掃工場で焼却後、焼却灰を天狗沢最終処分場で埋立処理を基本とし、その一部については民間企業に委託して溶融処理後資源化。 木くず及び生ごみの一部は、民間企業を通じて資源化。
燃やせないごみ	八戸リサイクルプラザ内の粗大ごみ処理施設で破碎後、資源物を回収し、可燃残渣は八戸清掃工場で焼却、不燃残渣は、天狗沢最終処分場に埋立処理。

##### ウ. 動物死体

種別	収集方式
犬・猫等の動物死体	直接搬入又は電話等による受付後、戸別収集の後、焼却処理。

なお、家庭系一般廃棄物、動物死体とも収集を休む日は、土曜日、日曜日、祝日、振替休日と12月31日から翌年1月3日までとする。

ただし、月曜日が祝日又は振替休日にあたる場合は、「燃やせるごみ」に限り収集する。

「燃やせないごみ」の収集日が祝日又は振替休日にあたる場合、翌週の同じ曜日に収集する。

家電リサイクル法により、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機については粗大ごみの対象品目から除外する。

資源有効利用促進法により家庭から排出されるパソコンについては燃やせないごみ及び粗大ごみの対象品目から除外する。

(2) 分別収集

ア．家庭系ごみ（16品目を11分別）

燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ

資源物（新聞紙、段ボール、雑誌・チラシ、古布、缶、びん、ペットボトル、廃食用油、その他紙）

《各品目の定義》

品目	定義
燃やせるごみ	生ごみ、プラスチック製品、ゴム製品、革製品、布製品（綿は除く）、紙類（資源物除く。）、木くず
燃やせないごみ	金属類（資源物除く。）、陶器類、ガラス類（資源物除く。）、小型電化製品（家電4品目及びパソコンを除く。）、大型プラスチック製品
粗大ごみ	45リットル袋に入らないもの
有害ごみ	体温計（水銀使用のもの）、乾電池、蛍光灯
新聞	新聞紙
段ボール	段ボール（切り口に波状の紙が入っているもの）
雑誌・チラシ	雑誌、週刊誌、写真誌、漫画本、文庫本、教科書、ノート、パンフレット 広告チラシ、学校のプリント、ポスター
その他紙	紙箱、包装紙、紙袋、厚紙、はがき、封筒、ハードカバーの本、カレンダーなど
古布	素材が綿でできた衣類やシーツで30センチ四方以上のもの
スチール缶	飲食用品用のスチール製缶容器（汚れたものを除く。）
アルミ缶	飲食用品用のアルミ製缶容器（汚れたものを除く。）
無色ビン	飲食用品用の無色のビン容器（汚れたものを除く。）
茶色ビン	飲食用品用の茶色のビン容器（汚れたものを除く。）
その他の色ビン	飲食用品用の無色・茶色以外のビン容器（汚れたものを除く。）
ペットボトル	飲料・調味料用のPET素材の容器（汚れたものを除く。）
廃食用油	植物原料の液状の食用油

《平成21年度各品目の分別・収集方法》

品目数	品目	分別	分別数	収集回数	収集方式	
1	燃やせるごみ	燃やせるごみ	1	週2回	ステーション方式	
2	燃やせないごみ	燃やせないごみ	2	月1回		
3	粗大ごみ	粗大ごみ	3	随時	戸別収集（予約制）	
4	有害ごみ	有害ごみ	4	年6回	拠点回収（134箇所）	
5	新聞	資源物	新聞	毎月第1・第3水曜日	ステーション方式	
6	段ボール		段ボール			6
7	雑誌・チラシ		雑誌・チラシ			7
8	その他紙		その他紙	8		毎月第2・第4水曜日
9	古布		古布	9		
10	スチール缶		缶・ビン・ペットボトル	10		毎週水曜日
11	アルミ缶					
12	無色ビン					
13	茶色ビン					
14	その他の色ビン					
15	ペットボトル	廃食用油	11	週4回	拠点回収（10箇所）	
16	廃食用油					

イ．事業系ごみ

会社、商店、飲食店など、事業活動に伴って排出されるごみは、自己処理が原則である。排出者本人が処理施設に直接搬入するか、許可業者（一般廃棄物処理業者）に依頼して処理するよう指導している。

平成20年4月からは、事業所から排出される資源化できる紙を焼却施設へ搬入することを規制し、事業系ごみのリサイクルを推進している。

### (3) 課題

#### ア．家庭系一般廃棄物

- ・燃やせるごみの36%を占める生ごみの減量対策。
- ・燃やせるごみの12%及び燃やせないごみの26%が資源物。

#### イ．事業系一般廃棄物

- ・燃やせるごみに含まれる資源化できる紙ごみの減量対策。
- ・燃やせるごみに含まれる生ごみの減量対策。

#### 一口メモ

八戸市のごみは、八戸地域広域市町村圏事務組合の下記処理施設で中間処理（焼却、破碎、選別、梱包）されています。



#### 八戸清掃工場 第1工場

焼却能力：150t / 24h × 2 炉

竣工：平成8年7月

炉形式：全連続旋回流型

流動床式焼却炉

#### 八戸清掃工場 第2工場

焼却能力：150t / 24h × 1 炉

竣工：昭和55年3月

炉形式：全連続ストーカ式

焼却炉



#### 八戸リサイクルプラザ

処理能力：171.09t / 5h

(内訳)

資源化ライン 49t / 5h

破碎ライン 61t / 5h

紙・布ライン 61t / 5h

有害ごみライン 0.09t / 5h

竣工：平成12年3月

4 ごみの減量計画等

(1)八戸市ごみ処理基本計画（平成 17 年 3 月策定）

ア．計画の位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第一項に基づき、当市の清掃・リサイクル事業の指針として策定する。

イ．計画期間 平成 17 年度～平成 26 年度（10 年計画）

ウ．基本目標

大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式を見直し、市民・事業者・市のそれぞれが適確に役割を担うことにより、環境への負荷を低減し、持続可能な資源循環型社会の構築を目指す。

エ．数値目標

項 目	数値目標 (目標年次：H22)	22 年度 計画数値	20 年度 実績数値
一般廃棄物の排出量 1	平成 9 年度比で 5%削減	97,254t	89,700t
最終処分量	平成 9 年度比で 50%削減	9,969t	11,694t
リサイクル率 2	24%達成	24%	16.5%
1人1日あたりに家庭から排出するごみ量(資源 回収されるものを除く) 3	平成 12 年度比で 20%削減	515g	546g
1日あたりに事業所から排出するごみ量(資源回 収するものを除く) 4	平成 12 年度比で 20%削減	97.8t	81.8t

1 家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収量の合計値

2 リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / ごみ排出量 + 集団回収量

3 1人1日あたりに家庭から排出するごみ量 = (家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃・粗大ごみ) / 人口 / 日数

4 1日あたりに事業所から排出するごみ量 = (事業系可燃ごみ + 事業系不燃・粗大ごみ) / 日数

【参 考】 中間処理後再生利用量及び集団回収量（平成 20 年度実績） 13,799t

(単位：トン)

八戸清掃工場	磁選物	焼却灰溶融				
1,903	100	1,803				
八戸リサイ クルプラザ	鉄缶	アルミ	ガラスカレット	ペットボトル	有害ごみ	古布
	455	411	1,191	582	76	103
11,120	新聞紙	段ボール	雑誌・チラシ	その他紙	破碎鉄	破碎アルミ
	1,258	1,063	3,641	443	1,665	232
資源集団回収	鉄缶	アルミ缶	一升びん	ビールびん	雑びん	古布
	31	33	18	13	< 1	< 1
753	新聞紙	段ボール	紙パック	ビールケース	その他鉄	
	298	350	8	1	< 1	
B D F 製造装置	廃食用油					
	23					

各施設より、再生資源として出荷された量であり、ごみ排出量とは異なります。

## 5 ごみ減量施策

### (1)家庭ごみの有料化

有料化という経済的誘導策により、市民にごみ処理に対するコスト意識を持ってもらい、資源物の分別排出の促進、家庭ごみの減量及びごみの発生抑制を図ること、ごみの排出量に応じたごみ処理手数料を負担していただくことにより、公平な負担を確保することなどを目的として平成 13 年 6 月から、家庭ごみの有料化を実施している。

【対 象】家庭ごみのうち、「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」及び「粗大ごみ」。

【ごみ処理手数料の金額】(単純従量制)

- ・燃やせるごみ(3種類) 45 ㍻袋：30 円/袋、30 ㍻袋：20 円/袋、20 ㍻袋：15 円/袋
- ・燃やせないごみ(3種類)45 ㍻袋：30 円/袋、30 ㍻袋：20 円/袋、20 ㍻袋：15 円/袋
- ・粗大ごみ 種類、大きさ、重量を問わず 500 円/個

【指定ごみ袋、粗大ごみ処理券の取扱店】スーパー、コンビニストア、ホームセンター等

### (2)有価物選別回収事業

不燃ごみ・粗大ごみ・資源物(缶・びん)の中から、鉄・アルミ・カレットなど、有価物の選別回収を八戸リサイクルプラザで実施している。

### (3)リサイクルパートナー制度

市に登録された町内会、子供会、学校PTAなど、資源物回収を実施した団体に対し、回収物 1 kg 当たり 3 円の奨励補助金を交付している。

この事業は、昭和 60 年度から実施しているが、市に登録された業者に売却した場合のみ補助金を交付している。

#### 《資源物回収実績》

年 度	団 体 数	延 回 数	回 収 量 (kg)					補 助 金 額  (円)
			紙 類	金 属 類	びん類	布 類	合 計	
16	102	429	626,836	60,255	43,554	14,688	745,333	2,232,099
17	98	418	694,174	67,121	41,087	75	802,457	2,484,781
18	97	431	696,274	57,451	42,580	150	796,455	2,446,155
19	105	456	642,306	58,325	36,000	188	736,819	2,201,997
20	99	474	656,073	64,696	31,854	121	752,744	2,245,602

#### 《資源物回収登録団体数》

年度	町内会	子ども会	PTA	婦人会	老人会	幼稚園	その他	合計
20	80	160	78	12	8	13	23	374

(4)電動式生ごみ処理機購入費補助金制度

平成 11 年度から、電動式家庭用生ごみ処理機を購入する市民に対し、購入費の 3 分の 1 以内の額で、10,000 円を上限として補助金を交付している。

《交付実績》

年 度	15 年度まで	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	累計
件 数	339 件	39 件	35 件	15 件	15 件	11 件	4 5 4 件

(5)ダンボールコンポストモニター事業

平成 16 年度から、ダンボールを利用して生ごみの減量化及び堆肥化ができる、段ボールコンポストのモニター事業を市民からの公募により実施している。

《モニター申し込み実績》

年 度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	累計
件 数	100 件	100 件	117 件	140 件	169 件	6 2 6 件



(6) 廃食用油利活用事業 ～天ぷら油で車を走らせようプロジェクト～

市内の各家庭から出る使用済み天ぷら油や賞味期限切れの植物性油は、これまで可燃ごみとして焼却されてきたが、この油を回収して軽油代替燃料（BDF）を製造し、市のごみ収集車等に使用し、環境負担の低減を目指す事業を平成 17 年度から進めている。

（ BDF バイオディーゼル燃料の略）

平成 20 年度実績

- ・ 廃食用油回収量 25,272ℓ
- ・ BDF 製造量 14,494ℓ



### (7) 八戸市ごみ減量推進員設置事業

平成5年度より、市民に対するごみの減量化、再利用及び再資源化の推進に関すること、ごみの適正排出及び不法投棄防止に関することなどの周知啓発を職務とするごみ減量推進員を町内会単位で設置している。

ごみ減量推進員との懇談会を年1回地区毎に開催しており、ごみの減量施策の情報提供と、地域で抱える問題の解決に向けて、意見交換を行っている。

平成21年9月1日現在 推進員数 524名

### (8) 八戸市廃棄物減量等推進審議会

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、平成5年から「八戸市廃棄物減量等推進審議会」を設置している。

審議会は、学識経験者6名、生産・流通・回収事業者6名、消費・地域団体等の代表者8名(内2名は公募)の合計20名により構成され、任期は2年。

廃棄物の減量や適正処理に関する事項を調査審議し、その結果を答申し、また必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べるができる。

### (9) 広報活動

広報紙への特集記事の掲載や、各種イベント・展示会・説明会への積極的参加により、ごみの適正処理や減量化について、市民への清掃思想の普及啓発に努めている。

特に図・写真・イラストなどを多くして、わかりやすく少しでも見てもらえるような内容にするよう工夫している。

ア．広報紙の活用(広報はちのへ特集記事など)

「廃棄物の現状」のお知らせ記事、資源リサイクルの推進等について意識啓発を行っている。

特に広報誌の最終ページには、隔月でまんがキャラによる啓発コーナーを連載しているほか、特集記事を年数回掲載している。



### イ．八戸市環境展

環境をテーマとした啓発イベントを行うことで、市民の環境・廃棄物に対する意識を深めることを目的とし、平成17年度より開催。

平成20年度より、健康まつりと共催

八戸市環境・健康フェスタ2008

開催日 平成20年9月28日

開催場所 八戸市公会堂

来場者数 約4,000人



(主なイベント内容)

- ・ステージイベント(第4回はちのへエコ大賞表彰式、市長と子どもたちのエコなトーク、バトントワリング)
- ・八戸市の環境施策紹介コーナー(はちのへエコ大賞、ごみの減量・リサイクル、環境学習会、エコレンジャー活動紹介、新処分施設整備事業、八戸市環境美化協議会、生活排水対策、不法投棄対策、下水道事業、八戸市景観賞、エコ通勤定期券、こども探検エコパスポート発行事業、八戸市民大学講座)
- ・「食と環境」に関する展示コーナー(環境関連団体紹介、体験コーナー)



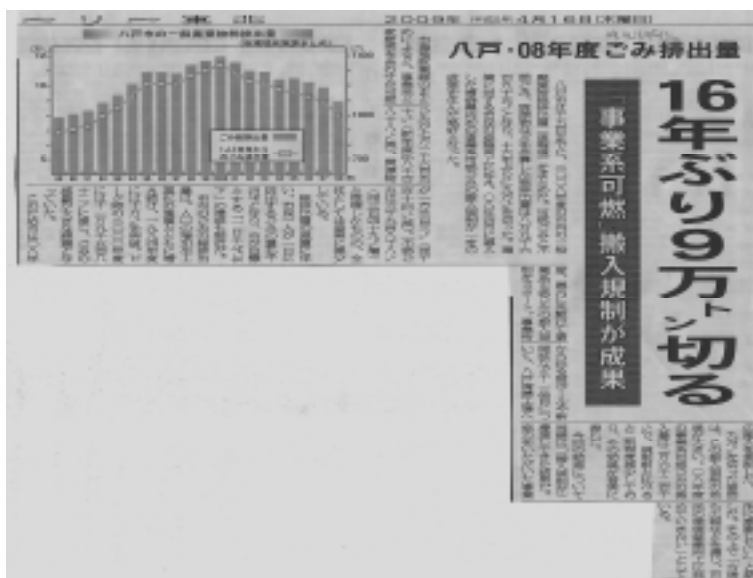
ウ. テレビやラジオなどマスメディアの活用

- ・ケーブルテレビにおける番組放送 八戸テレビ番組「環境HEROエコレンジャー」(番組企画・シナリオ:環境政策課、番組作成・編集:八戸テレビによる共同番組)で市民への意識啓発を行った。

ごみの出し方、3R、その他紙の分別等について、八戸市の環境啓発キャラ「自称リサイクル博士タカハシさんことキャプテンエコと環境戦士エコレンジャー」による寸劇形式での内容解説でわかりやすく、親しみの持てるような放送内容に努めた。



- ・地元FM局による情報発信
- ・地元新聞による情報発信



## エ．地域住民（主に町内会単位）への説明会

- ・段ボールコンポスト説明会
- ・事業系ごみの減量・資源化説明会
- ・分別出前講座（町内会・婦人会などの集会）
- ・環境学習会（市内小中学校）



## カ．その他

- ・ホームページの作成
- ・チラシの作成配布
  - 家庭ごみの分け方・出し方
  - その他各種チラシ（主に、ごみの適正処理指導用）
- ・看板等の設置
  - 集積所設置用看板
  - 不法投棄防止用看板
  - 資源物持ち去り防止看板
  - 他地区からのごみの持ち込み禁止看板
- ・清掃事業概要の作成
- ・ごみ減量及びリサイクル促進のための補助制度のPR活動
- ・ごみ処理施設見学会の開催

## 6 地域環境美化活動

### (1)不法投棄防止対策

不法投棄防止については、従来から広報紙への掲載や立て看板の設置等により市民への周知徹底を図るとともに、毎年関係機関の協力のもと「不法投棄防止合同パトロール」を実施するなど、PRに努めている。また、平成18年7月からは、不法投棄の未然防止及び早期発見を目的として、「不法投棄監視カメラ」を導入するなど、監視体制を強化している。

不法投棄現場の調査において、不法投棄者が判明した場合は撤去を指導しているが、投棄者不明の場合には土地の所有者または管理者に対して撤去をお願いしている。

今後とも、関係機関と連携し市民の監視や通報等により、一丸となって不法投棄防止に取り組んでいく。



不法投棄監視カメラ

#### 《不法投棄処理の状況》

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
通報件数	271件	287件	294件	291件	216件	132件
市回収量	10.59ト	15.98ト	21.78ト	16.58ト	16.16ト	8.8ト

#### 《不法投棄及び不適正排出廃棄物の処理状況》

(不法投棄及び集積所に不適正排出された廃家電、処理困難廃棄物等を回収し、処理に要した経費)

##### 廃家電4品目

区分	エアコン		テレビ		冷蔵(凍)庫		洗濯機		払込 手数料	合計	
	台	リサイクル 料金	台	リサイクル 料金	台	リサイクル 料金	台	リサイクル 料金		台	金額
17年度	1	3,675	70	200,370	5	24,150	4	10,080	5,600	80	243,875
18年度	0	0	58	169,230	7	33,810	5	13,525	7,000	70	223,565
19年度	0	0	41	118,155	7	33,810	6	15,120	6,480	54	173,565
20年度	0	0	34	77,220	5	24,128	2	5,040	4,920	41	111,308

##### 処理困難廃棄物

【単位:円】

区分	タイヤ		消火器		ガスボンベ容器		バッテリー		合計
	ト	処理料金	本	処理料金	本	処理料金	個	処理料金	
17年度	3.61	54,180	53	64,050	11	1,942	94	56,500	176,672
18年度	1.92	28,822	88	39,600	15	2,362	92	20,500	91,284
19年度	1.42	21,300	40	18,000	9	1,890	81	29,400	41,190
20年度	4.45	25,950	27	12,150	15	2,467	41	0	40,567

(2)はちのへクリーンパートナー制度

市民等の地域への愛着心と美化意識の高揚を図るとともに、市民等との協働により継続的な環境美化活動を推進することを目的として、平成 15 年 4 月に制定。

八戸市に在住の市民及び八戸市内に所在地を有する団体・企業であれば登録が可能である。市としては、ボランティア袋の提供と登録団体間の活動調整を行っている。また登録者及び登録団体には誇りをもって活動していただくために、登録証の発行を行っている。

登録状況は、平成 21 年 3 月末現在で 166 団体・17,868 名となっている。

(登録状況)

	環境団体	企業	サークル	老人会 青年会	町内会	学校	個人	合計
個人・ 団体数	3	57	38	1	9	27	31	166
登録人数	764	3,384	5,291	60	936	7,394	39	17,868



登録団体による清掃活動の様子



### (3) 八戸市環境美化協議会

「八戸地区衛生組織連合会」並びに「クリーンはちのへ530運動連絡会」の合併一元化により平成4年4月に発足した。

会員は旧八戸市の町内会（加入率97%）、南郷区自治会（同21%）、趣旨に賛同する企業・団体等で事務局は環境政策課内に置き、八戸地域における環境の美化はもとより、ごみの減量化、健康管理の啓発などにより、「きれいなまちづくり運動」並びに「健康で住みよい、明るいまちづくり運動」を基本理念として全市的に活動を展開している。

#### (主な事業内容)

全市一斉530運動（年3回）	観光地の一斉清掃
環境美化功労者表彰	530運動児童作品コンクール
犬の飼育啓発用看板の配布	各種健康診断の受診勧奨
ごみ箱設置・カラスネット購入の補助	機関紙の発行（年1回）

#### 環境美化功労者表彰のようす



#### 夏の全市一斉530運動のようす



## 7 ごみ処理施設の維持管理と整備

### (1)天狗沢最終処分場

#### ア．埋立量の推移と現状

天狗沢最終処分場への埋立量については、平成 15 年度まで、ほぼ年間 20,000 t ~ 25,000 t で推移していたが、残余容量の逼迫化に伴い、平成 16 年度から八戸清掃工場の焼却灰の一部について、民間施設で溶融処理による再資源化を促進するなど、その減量化に努めている。

#### 【埋立量の推移】(産廃含む)

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
埋立量	20,172 トン	17,369 トン	15,553 トン	12,512 トン	11,386 トン	12,142 トン

#### イ．天狗沢最終処分場残余容量調査

最終処分場の残余容量を把握するため測量調査を実施した。その結果、残余容量は約 84,900 m<sup>3</sup> (平成 21 年 7 月 9 日測定実施)であった。

#### ウ．水質検査

放流水等について水質検査を実施した。

水質は、法定基準項目について全て排水基準を満たしている。(水質検査結果表参照 第 3 章 資料編 46 ページ)

### (2)頃巻沢埋立地

#### ア．現況

平成 19 年 3 月に「一般廃棄物最終処分場の埋立終了届出書」を県に提出し、その後は処分場の廃止に向けた水質等のモニタリング調査を実施した。

平成 21 年度中に廃止予定。

埋立期間：昭和 50 年 7 月～平成 17 年 1 月

埋立容量：15,900m<sup>3</sup> (うち廃棄物量：11,130m<sup>3</sup>)

#### イ．水質検査

放流水等について水質検査を実施した。

水質は、法定基準項目について全て排水基準を満たしている。(水質検査結果表参照 第 3 章 資料編 46 ページ)

### (3)新処分施設(一般廃棄物最終処分場)整備事業

#### ア．目的

八戸市一般廃棄物天狗沢最終処分場は、昭和 56 年 1 月より使用を開始し、以降 20 年以上にわたり、清掃工場焼却残渣・不燃残渣・し尿汚泥などの埋立てを行ってきた。しかし、平成 15 年度に実施した測量調査により、このまま埋立てを継続した場合、数年で埋立容量が無くなる事が確認された。このため、新処分場の建設が喫緊の課題となり、平成 24 年度の供用開始を目指し建設計画を開始することとなった。

#### イ．用地選定の概要

##### (ア) 建設可能地域の選定(平成 16 年度)

新しい一般廃棄物最終処分施設の用地選定にあたり、最も重要となる住民合意の形成に向け第三者機関として設置した用地選定会議(学識経験者 2 名、市民代表 2 名、行政代表 1 名)

の助言等に基づき、八戸市を中心とするごみ処理構成5市町村（八戸市、階上町、福地村、南郷村、百石町）区域から建設可能地域（エリア）を選定した。

#### （イ）建設候補地の決定（平成17年度）

平成16年度に用地選定会議が選定した八戸市内7箇所の建設可能地域の中から、選定会議の議論に基づき回避項目や法令等の調査項目を設定のうえ、13箇所の建設候補地を選定した。その後、住民説明会や選定会議委員の評価等を取りまとめ、用地選定会議委員長から最終候補地を「櫛引字永森・湯ノ沢地内」と選定した旨が市長に報告された。

これを受け、市長が、同候補地を建設地と決定し、平成18年1月5日の記者会見で発表した。

#### （ウ）選定会議・説明会等の経緯

平成16年度と17年度の2ヵ年で用地選定会議を8回開催するとともに、住民説明会を延べ17回、地権者説明会を延べ4回開催するなど、できる限り住民の意見・要望を聴く機会を設け、用地選定を実施した。

### ウ．施設実施設計（平成20年度）

施設の実施設計にあたっては、基本設計及び住民説明会等の意見・要望に配慮し、次の2項目を原則として作成した。

- ・クローズド（屋根付き）型最終処分場とすること。
- ・埋立施設の浸出水は下水道放流とすること。

#### 施設の概要

- ・埋立容量 214,000 m<sup>3</sup>
- ・埋立面積 15,400 m<sup>2</sup>
- ・敷地面積 136,000 m<sup>2</sup>
- ・事業実施面積 146,000 m<sup>2</sup>

### エ．進捗状況

平成20年度までに次の業務を実施した。

- ・基本設計作成 施設及び周辺の設計
- ・地形測量 地形図（500分の1）の作成
- ・地質調査 岩盤の深度や支持力及び地下水位の調査（一次調査）  
酸性水を発生させる地層の有無の確認（二次調査）
- ・環境影響評価 方法書（調査項目、調査方法、予測・評価方法）の作成、現況調査（大気、騒音、振動、植物・動物調査など）、準備書の作成、評価書の作成、事後調査
- ・用地測量 計画用地の境界確認、実測、図面作成
- ・用地取得 建設用地の取得及び立木等の補償
- ・埋蔵文化財調査 計画地内の試掘調査
- ・実施設計作成 基本設計に基づく詳細設計や仕様書作成

## 第2章 予算・決算及び原価計算

### 1 平成 21 年度関係各課予算

(単位:千円)


	予算額	財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一般財源
		国・県支出金	地方債	ごみ処理手数料他	
<b>二課総予算額</b>	<b>3,794,880</b>	<b>7,989</b>	<b>25,500</b>	<b>327,416</b>	<b>3,433,975</b>
環境政策課	2,740,613	7,989	15,100	134,000	2,583,524
清掃事務所	1,054,267		10,400	193,416	850,451

#### 【環境政策課関係予算】

款項目	当 初 予 算 額			備考
	平成 21 年度	平成 20 年度	比 較	
4 衛生費	2,740,613	3,511,727	771,114	
2 清掃費	2,740,613	3,511,727	771,114	
1 清掃総務費	2,727,665	3,013,727	286,062	
			説明	
			人件費(給与、手当、共済費等)	62,132
			物件費	149,236
			報酬・賃金	2,529
			旅費	164
			需用費	96,301
			役務費	1,547
			委託料	48,279
			・ごみ処理手数料徴収委託料	36,000
			・ごみ袋等管理配送委託料	8,000
			・BDF 製造装置運転業務委託料	1,481
			・廃食用油収集業務委託料	1,234
			・BDF 成分分析調査等委託料	314
			・チラシ等配送委託料	1,250
			使用料及び賃借料	416
			<b>負担金補助金及び交付金</b>	<b>2,452,597</b>
			・八戸地域広域市町村圏事務組合負担金	2,447,062
			・廃棄物研究財団法人負担金	50
			・全国都市清掃会議負担金	165
			・諸会議等出席負担金	12
			・資源物回収奨励補助金	2,700
			・電動生ごみ処理機購入費補助金	150
			・八戸市資源物回収事業補助金	2,450
			公課費	8
			償還利子及び割引料	63,692
			・八戸地域広域市町村圏事務組合返還金	63,692

款項目	当 初 予 算 額			備考
	平成 21 年度	平成 20 年度	比 較	
3 新処分施設 建設事業	12,948	498,000	485,052	
			説明	
			人件費(給与、手当、共済等)	4.2.1 一括
			賃金・謝礼	18
			物件費	12,912
			旅費	199
			需用費	2,934
			役務費	2,479
			委託料	6,987
			使用料及び賃借料	313
			負担金補助金及び交付金	9
			諸会議出席負担金	9
			公課費	9

一口メモ：広報はちのへ 21 年 10 月号特集記事



環境政策課 ☎ 43-9362

## 10月は「3R (スリーアール)」推進月間です!

**「3R (スリーアール)」とは?**

「Reduce (リデュース：発生抑制)」、「Reuse (リユース：再使用)」、「Recycle (リサイクル：再生利用)」という、ごみ減量ための3つの取り組みのことです。それぞれの言葉の頭文字「R」をとって「3R (スリーアール)」と呼びます。

**「3R (スリーアール)」と循環型社会**

「3R」は循環型社会の実現のためのキーワードと言われています。「3R」を実践し、ごみを減少させることによって、

- ・「石油」等の限るある資源の節約
- ・ごみ焼却による二酸化炭素の削減
- ・埋め立て処分場の延命化

などに繋がり、循環型社会の実現に大きく貢献するという訳です。

～「3R」で今日からあなたもエコライフ～

【清掃事務所関係予算】

款項目	当初予算額			備考
	平成 21 年度	平成 20 年度	比較	
4 衛生費	1,054,267	1,065,267	11,000	
2 清掃費	1,054,267	1,065,267	11,000	
1 清掃総務費	988,921	993,816	4,895	
				説 明
				人件費(給与、職員手当、共済費等) 502,818
				物件費 486,103
				賃金 12,794
				旅費 167
				需用費 18,644
				役務費 1,700
				委託料 436,867
				・一般廃棄物収集運搬業務 435,517
				・自動車運転業務 1,149
				・不法投棄処理 201
				使用料及び賃借料 754
				原材料費 18
				備品購入費 13,900
				負担金補助金及び交付金 144
				・無線電波利用負担金 10
				・三八地区清掃事業労働災害防止協議会負担金 2
				・諸会議等出席負担金 118
				・八戸地方労働基準協会負担金 14
				償還金利子及び割引料 100
				・廃棄物処分券返還金 100
				公課費 1,015
2 塵芥処理費	65,346	71,451	6,105	
				説 明
				人件費(給与、職員手当、共済費等) 32,519
				物件費 32,827
				旅費 26
				需用費 10,964
				役務費 4,433
				委託料 9,546
				・最終処分場残余容量測量調査委託料 721
				・最終処分場管理業務委託料 6,325
				・トラックスケール点検整備委託料 198
				・自家用電気工作物保安業務委託料 116
				・動物死体焼却作業委託料 2,186
				使用料及び賃借料 6,069
				原材料費 1,789
				備品購入費 0

## 2 清掃費の推移

区 分	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
人口(10月1日)	人	243,649	249,530	248,349	246,629	244,738
世帯数(＼)	世帯	95,963	96,398	99,467	100,430	101,584
一般会計決算額	千円	81,432,257	82,743,096	81,394,445	82,075,263	86,441,301
清 掃 費	千円	2,335,496	2,520,998	2,564,806	2,543,674	2,522,341
一般会計中割合	%	2.87	3.05	3.15	3.10	2.92

### 単位あたりの清掃費

	単位	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
1日あたり	円	6,398,619	6,906,844	7,026,866	6,949,929	6,910,523
1tあたり	＼	22,397	24,025	25,082	25,713	28,120
年間1人あたり	＼	9,585	10,103	10,327	10,314	10,306
1日1人あたり	＼	26	28	28	28	28

注) し尿処理(八戸環境クリーンセンター)関係の経費は除く。

平成4年9月より焼却事務は広域組合へ移管、清掃費は地方交付税返還金及び清掃工場建設費を除いた金額。

## 3 廃棄物処理手数料徴収状況

区分 (年度)	廃棄物収集 処理手数料	廃棄物埋立 処分手数料 (不燃物)	動物死体 処理手数料	ごみ処理受 託事業収集 (不燃物)	計
12	-	49,304,977	2,830,330	512,130	52,135,307
13	注) 348,287,950	47,985,532	2,571,750	803,184	399,648,416
14	306,673,950	40,823,307	2,631,210	317,129	350,445,596
15	305,214,450	40,816,639	2,354,560	1,123,945	349,509,594
16	293,068,500	33,588,153	2,680,560	234,971	329,572,184
17	293,174,600	34,069,151	2,614,960	15,596	329,874,307
18	296,291,800	27,152,071	2,214,290	28,196	325,686,357
19	283,662,800	33,164,487	3,173,500	42,710	320,043,497
20	272,073,050	35,516,474	3,109,500	0	310,699,024

注) 平成13年6月からのごみ有料化による

4 平成 20 年度決算額

款項目	環境政策課	清掃事務所	合計
4 衛生費	2,889,066,987	1,045,720,001	3,934,786,988
2 清掃費	214,255,987	1,045,720,001	1,259,975,988
	2,674,811,000		2,674,811,000
1 清掃総務費 (ごみ処理関係費)	214,255,987	981,695,269	1,195,951,256
	2,674,811,000		2,674,811,000
1. 人件費	63,876,167	512,668,680	576,544,847
2. 需用費	90,969,604	19,356,204	110,325,808
3. 役務費	1,304,156	1,346,621	2,650,777
4. 委託料	44,344,194	433,503,900	477,848,094
5. 使用料及び賃借料	258,311	619,232	877,543
6. 原材料費		18,952	18,952
8. 備品購入費	16,632	12,862,500	12,879,132
9. 負担金補助及び交付金	4,932,602	157,460	5,090,062
11. 広域負担金及び返還金	2,683,365,321	119,220	2,683,484,541
・ 八戸清掃工場管理費 (塵芥処理費負担金)	1,133,314,000		1,133,314,000
(塵芥処理費負担金)	875,922,000		875,922,000
(清掃公債費負担金)	245,394,000		245,394,000
(普通交付税返還金)	11,998,000		11,998,000
・ リサイクルプラザ管理費 (リサイクルプラザ運営負担金)	141,049,000		141,049,000
(リサイクルプラザ運営負担金)	141,049,000		141,049,000
・ 清掃工場建設費 (清掃工場公債費・第一工場)	1,400,448,000		1,400,448,000
(清掃工場公債費・第一工場)	1,125,596,000		1,125,596,000
(普通交付税返還金)	55,518,000		55,518,000
(清掃工場公債費・リサイクルプラザ)	204,060,000		204,060,000
(普通交付税返還金)	15,274,000		15,274,000
・ 特別負担金	8,554,321		8,554,321
・ 廃棄物処分券返還金		119,220	119,220
12. 公課費		1,042,500	1,042,500
2 塵芥処理費		64,024,732	64,024,732
1. 人件費		32,361,665	32,361,665
2. 需用費		9,646,776	9,646,776
3. 役務費		4,793,752	4,793,752
4. 委託料		9,142,416	9,142,416
5. 使用料及び賃借料		6,096,126	6,096,126
6. 原材料費		1,924,987	1,924,987
8. 備品購入費		59,010	59,010

注) 1 印は広域事務組合経費(特別負担金を除く。)

2 人件費は、環境省一般廃棄物処理実態調査に準じ、「報酬」「給料」「職員手当等」「共済費」「賃金」「報償費」の合計額とした。

3 新処分施設建設事業費は除外。

5 平成 20 年度ごみ処理原価

区分	総合管理費		収集部門		中間処理
	搬入許可事務 処理業許可事務 排出指導事務		直営	委託	焼却 [八戸清掃工場]
1. 人件費	167,733		393,840	0	0
報酬	106		0	0	0
給料	141,050		328,187	0	0
共済費	25,908		62,145	0	0
社会保険料	663		3,508	0	0
報償費	6		0	0	0
2. 物件費	150,036		38,839	432,380	875,922
賃金	2,328		12,645	0	0
旅費	187		53	0	0
需用費	93,491		16,595	0	0
役務費	1,749		901	0	0
委託料	44,344		1,124	432,380	0
使用料・賃借料	883		0	0	0
工事請負費	0		0	0	0
原材料費	19		0	0	0
備品購入費 1	17		0	0	0
負担金・交付金 2	3 6,791		3 6,586	0	875,922
公課費・その他	227		935	0	0
3. 減価償却費	549		13,360	0	0
建物	0		0	0	0
建築物・機械等	0		0	0	0
自動車等	549		13,360	0	0
4. 公債・利子等	0		0	0	245,394
経費計 a	318,318		446,039	432,380	1,121,316
処理量 ( t ) B	-----		19,740	38,160	71,650
ごみ 1 トン当りの直接原価 ( a / B ) 円			22,596	11,331	15,650
管理費配賦 b	-----		-----	-----	-----
小計 ( a + b ) A	318,318		446,039	432,380	1,121,316
管理費配賦した直接原価 ( A / B ) 円			22,596	11,331	5 15,650

1 備品購入費の内、車両購入費は減価償却費として計上する

2 広域負担金及び返還金 ( 2,683,365 千円 ) は除く。

3 広域負担金中の特別負担金 ( 8,554 千円 : 清掃事務所管理費 ) を総合管理費 13 人、収集直営 49 人、

4 動物死体焼却場、天狗沢最終処分場の管理費配賦は、共通施設管理費を動物死体焼却場 1 人、天狗沢

5 広域市町村圏事務組合による原価 : 焼却 23,279 円 / t、破碎・圧縮 26,579 円 / t

(単位：千円)

中間処理			最終処分		総計
破碎・圧縮 [八戸リサイクルプラザ]	共通施設管理 [清掃事務所]	動物死体焼却場 [ワニヤン斎苑]	埋立処分 [天狗沢最終処分場]		
0	8,798	7,781	15,783		593,935
0	0	0	0		106
0	7,500	6,523	13,232		496,492
0	1,298	1,258	2,551		93,160
0	0	0	0		4,171
0	0	0	0		6
141,049	560	4,305	23,801		1,666,892
0	0	0	0		14,973
0	17	0	0		257
0	261	1,289	8,018		119,654
0	0	744	1,793		5,187
0	0	2,160	6,536		486,544
0	15	15	5,566		6,479
0	0	0	0		0
0	0	69	1,856		1,944
0	0	28	32		77
141,049	3 267	0	0		1,030,615
0	0	0	0		1,162
0	0	0	952		14,861
0	0	0	952		952
0	0	0	0		0
0	0	0	0		13,909
0	0	0	0		245,394
141,049	4 9,358	12,086	40,536		2,521,082
15,869	-----	(体) 2,440	12,142		-----
8,888	-----	一体当たり 4,953	3,338		-----
-----	-----	4 3,119	4 6,239	-----	
141,049	-----	15,205	46,775		2,521,082
5 8,888	-----	一体当たり 6,232	3,852		-----

共通施設管理 2 人として按分し計上  
最終処分場 2 人として按分

# 第3章 資料編

## 1 ごみ処理事業の沿革

年度	月	法律・条例・機構改革	事業概要
明 33	4	「汚物掃除法」制定・施行	(ごみの清掃は市町村の義務となる)
昭 4			湊焼却炉(固定炉)
昭 11			吹上焼却場(固定炉 8 t / 日)
昭 28	9		鮫塵芥処理処分場(字小舟渡平借上)
昭 29		「清掃法」制定「汚物掃除法」廃止	
昭 30	4	「八戸市特別清掃地域の清掃に関する条例」公布・施行 「八戸市清掃に関する規則」公布・施行	
昭 31	11		河原木塵芥処分場(字浜名谷地)
昭 34	12	経済民生部 厚生課	
昭 35	4	民生部 衛生課	
昭 37			河原木清掃工場完成(50 t / 10 時間)
	1		根城塵芥処理処分場(字ヌタゴ借上)
昭 38	11	民生部 清掃課	
	2		初めてパッカー車の導入を図る
昭 40	1	民生部 環境衛生課	
昭 41			八戸市天狗沢廃棄物埋立処理場開始(28,670 m <sup>2</sup> )
昭 42	9		鮫清掃工場完成(76 t / 日)
昭 43	4		鮫清掃工場内に動物死体焼却場併設
	6		可燃物一部、不燃物、粗大全面委託(不燃・粗大同時収集)
昭 45	12	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 制定・公布	
	9	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行	処理を要しない区域の指定 (根城、白銀、市川、是川、大館、館地区の一部)
昭 46	3	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行等に伴う関係条例の整備等に関する条例」制定 「八戸市手数料条例」の一部改正、公布・施行 「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」公布・施行	
昭 47	7	民生部 清掃課	鮫清掃工場改造(93 t / 10 時間)
	3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行	一般廃棄物の処理計画告示(実施:昭 48.9.3)
	5	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」公布・施行	
昭 48	7		一般廃棄物処理手数料徴収開始 階上町、南郷村のごみ焼却事務受託(～平 4.8) 名川町のごみ焼却事務受託(～昭 52.3)
	9		市全域を収集区域(可燃週 2 回、不燃週 1 回、粗大年 4 回)
	11		粗大ごみ単独収集開始
昭 50	4	環境衛生部 清掃課	八戸市指定ごみ袋開始
昭 52	12		福地村のごみ焼却事務受託
	4	環境衛生部 清掃課 清掃工場建設事務局	
昭 54	8		鮫清掃工場改造(50 t / 10 時間)
	3		櫛引清掃工場完成(150 t / 24H × 2 基) 粗大ごみ処理施設完成(50 t / 5 時間)
昭 55	4	環境衛生部 清掃業務課 清掃施設課	
	7		河原木清掃工場廃止
	1		天狗沢最終処分場拡張(総面積:94,700 m <sup>2</sup> )
昭 56	4	環境衛生部 清掃事務所 清掃業務課 清掃施設課	
	11		全都清東北地区協議会青森県支部発足(八戸市入会)
	3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」一部改正	
昭 57	10		資源ごみ回収促進運動開始、モデル 2 町内

年度	月	法律・条例・機構改革	事業概要
昭 59	4	「八戸市有害ごみ取扱実施要領」制定	有害ごみ(電池、蛍光管、水銀体温計)回収開始 (拠点回収、月2回)
	3		鮫清掃工場廃止
昭 60	4		資源ごみ回収奨励補助金制度開始 プラスチック類を可燃ごみに受入
	9		パッカー車上部に排気ガス管取付け
昭 61	4		事業系一般可燃物の搬入焼却指導(昭60.5.6行政監察事務所 の産業廃棄物最終処分場立入検査)
	9		三八地区清掃事業労働災害防止協議会設立
	12		「八戸自動車道における廃棄物の処理に関する協定」に基づき 八戸自動車道で発生する不燃性廃棄物の処理を受託
昭 62	4		不燃物、粗大ごみに含まれる有価物の選別回収民間委託一元化
昭 63	8		基幹的施設整備事業実施(塩化水素除去装置)
平元	6	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正	
	10		有害ごみの処理処分を(社)全国都市清掃会議経由で、野村興産(株)に委託開始
平 3	4	「再資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)制定」 (平3.10施行) 環境衛生部 清掃事務所 業務課 施設課 清掃工場建設事務局	
	10	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正 (平4.7施行)	
平 4	7		生ごみ自家用処理容器購入費補助金制度開始 空き缶圧縮機貸与事業開始(小学校) 八戸市資源集団回収協同組合へ補助金制度開始
	8	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正	
	9	機構改革 環境衛生部 清掃業務課(清掃事務所は廃止) 施設課のうち焼却部門及び清掃工場建設事務局が八戸地域広域市町村圏事務組合に移管となり「八戸地域広域市町村圏事務組合環境衛生部八戸清掃工場」及び「八戸地域広域市町村圏事務組合環境衛生部清掃工場建設事務局」となる。	広域化に伴い階上町、南郷村、福地村からのごみ焼却事務受託を廃止「(仮称)八戸地域広域市町村圏事務組合新清掃工場」建設工事着工
	3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正・公布、4月施行 「ごみ減量化推進週間」制定(5/30~6/5)	八戸市廃棄物減量等推進審議会設置
平 5	4	機構改革 生活環境部 清掃事務所 ごみ減量対策課 清掃業務課	
	5		週40時間制度実施(振替制度)
	7		八戸市廃棄物減量等推進審議会組織会開催
	10		八戸市清掃指導委員設置モデル事業 (モデル地区:3地区 92名委嘱)
	11	「環境基本法」施行 環境の日:6月5日法定	
	12	市議会「フロン回収と再利用システムの早期確立を求める意見書」を提出	
	3	適正処理困難物4品を厚生大臣指定(大型冷蔵庫、大型テレビ、タイヤ、マットレス) 適用:7年3月1日より	
平 6	4		八戸市清掃指導員設置地区拡大(11地区 259名)(社)全国都市清掃会議東北地区協議会総会開催
	11		廃冷蔵庫からフロンガス回収開始
	12	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正・公布(平7.6施行)	一般廃棄物処理手数料改正 三陸はるか沖地震発生(減免措置~7年9月末)
	1		八戸市清掃指導員を市全地区設置(18地区 432町内) 青森県適性処理困難指定廃棄物対策協議会設立

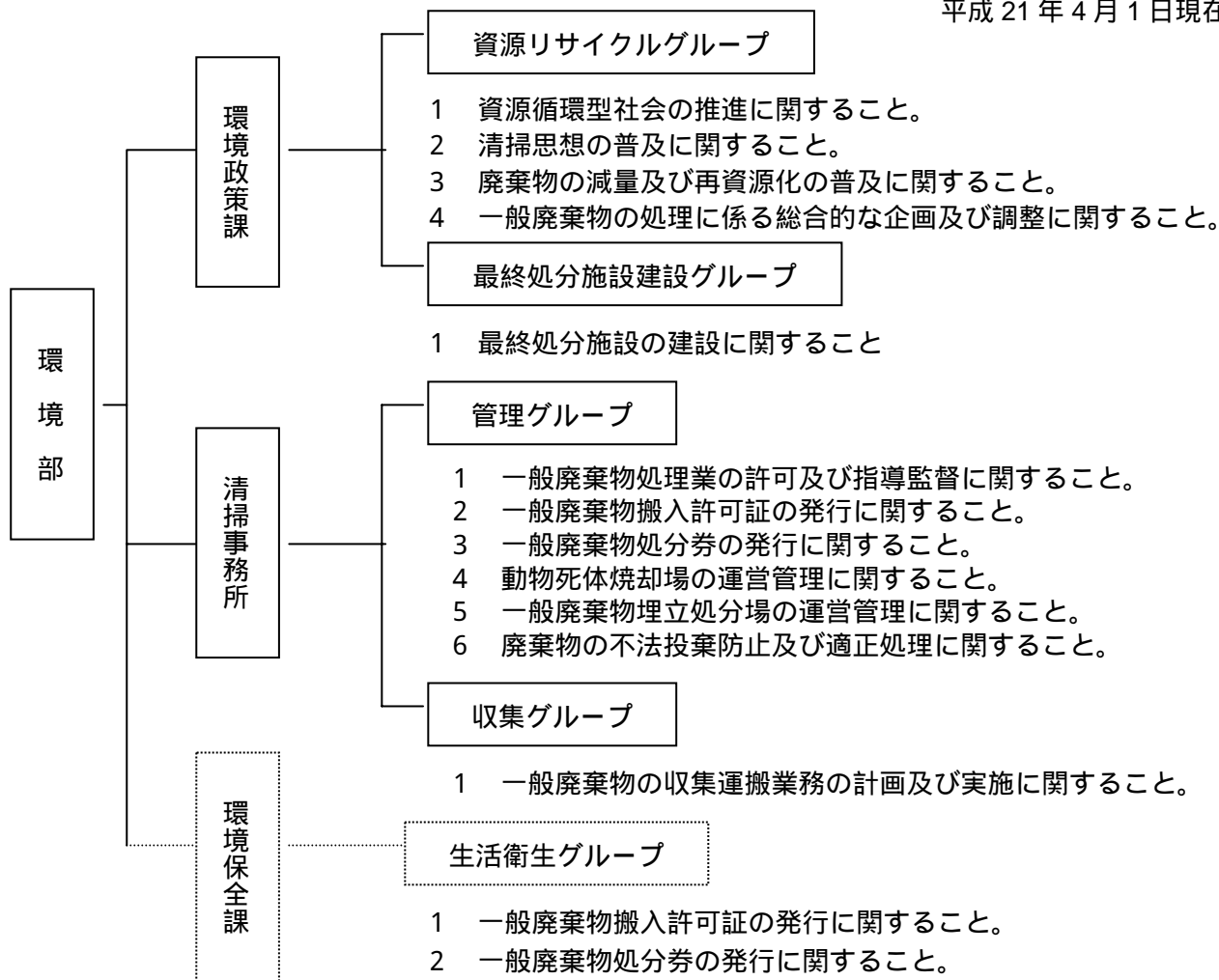
年度	月	法律・条例・機構改革	事業概要
平 7	4		百石道路開通に伴い、「八戸自動車道における廃棄物の処理に関する協定」の一部変更を行い百石道路で発生する不燃性廃棄物の処理を委託
	6	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)」制定	一般廃棄物処理手数料改正、施行 清掃指導員ごみ集積所合同パトロール実施
	8		動物死体焼却場別称命名 「八戸市ペット斎場」
	9		八戸清掃工場第一工場稼働開始
	10		「ごみの減量化・有料化等に関するアンケート調査」を実施(八戸市清掃指導員への依頼説明会開催) 配布:9,431世帯、回収:8,572枚
	12	「容器包装リサイクル法」施行	
	3		八戸市ごみ処理基本計画を策定(8年度~17年度)
平 8	7		清掃指導員研修講演会:市民大学講座 八戸清掃工場第一工場竣工(第二工場2号炉休止)
	9	ISO 14001 発効	
	10		「容器包装リサイクル法」に基づき八戸市分別収集計画を策定(8年度~12年度)
	11		(社)全都清県支部連合会研修会開催
	12		分別収集のモデル事業を開始 (城下、沼館地区、類家、鮫地区町内)
	1	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン	
	2		分別収集実施地区説明会(24ヶ所)
3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正(4月施行)	八戸市第1期分別収集計画策定(9年度~13年度)	
平 9	4	「容器包装リサイクル法」施行 PET ボトル、ガラスびんの再商品化業務規定発効	青森県分別収集促進計画策定(9年度~13年度)分別収集本格実施(4月~9月試行期間) 毎週水曜日を「資源の日」とする(ごみ収集、処理施設の完全週休二日制実施)(財)日本容器包装リサイクル協会へガラスびん(白、茶)再商品化委託開始 一般廃棄物処理手数料改正
	6	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」改正(産業廃棄物規制強化)	八戸市清掃指導員改選に伴う委嘱状交付 八戸リサイクルプラザ建設事業開始、用地購入
	10		八戸市廃棄物減量等推進審議会委員委嘱状交付
	11		八戸リサイクルプラザ都市計画決定
	3		八戸ごみ処理基本計画一部改訂(9年~18年度)空き缶圧縮機貸与事業終了
平 10	4		青森県ごみ処理広域化計画策定
	6	「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)公布(平13.4施行)	家庭系粗大・不燃ごみの混合収集開始
	8		八戸リサイクルプラザ建設着工
平 11	6		八戸市第2期分別収集計画策定(12年~16年) 電動式家庭用生ごみ処理機購入補助制度開始
	7		青森県分別収集促進計画見直し
	10		大雨,洪水,暴風等被害特別減免措置(~平11.11末)
	1	地方分権の推進を図るための関係法律等の整備等に関する法律	
	2		P E T ボトル モデル収集
	3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正 「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」の一部改正・公布4月施行、(P E T ボトルの追加)	櫛引粗大ごみ処理場の廃止、閉鎖 八戸リサイクルプラザ竣工

年度	月	法律・条例・機構改革	事業概要
平 12	4		八戸リサイクルプラザ稼動 P E T ボトルの分別収集品目追加
	5	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」公布(平 14.5 施行) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」公布	
	6	「循環型社会形成推進基本法」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正・公布 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」公布 「再生資源の利用の促進に関する法律」の一部改正公布	
	12	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正・公布(家庭ごみの有料化)(13年6月施行)	
	1	環境省発足	
	3		家電4品目の収集量が駆込み排出により急増
	平 13	4	「特定家庭用機器再商品化法」施行(家電4品目)
6			一般廃棄物最終処分場基本構想策定 家庭ごみ有料化実施(指定袋、粗大ごみ処理券) ボランティア用ごみ袋作成
7			「八戸市不法投棄監視通報連絡会」設立
9		「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正・公布(13年11月施行)	燃やせるごみ用指定ごみ袋の品目(20L)追加
平 14	4		八戸市清掃指導員増員 (1町内1名から各町内の世帯数に応じて増員)
	6		八戸市第3期分別収集計画策定(15年~19年)
	7	「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」公布(17年1月施行)	
	9		祝休日となる月曜日の収集開始 (月、木 収集地区の可燃ごみのみ)
	3	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正・公布(15年9月施行)	燃やせないごみ用指定ごみ袋の品目(20L)追加
平 15	4	機構改革 環境部 環境政策課 環境計画班 資源リサイクル班 環境部 清掃事務所 清掃管理課 施設管理班 清掃業務班	「八戸市清掃指導員」から「八戸市ごみ減量推進員」へ名称変更 はちのへクリーンパートナー制度創設 ボランティア用ごみ袋の利用範囲拡大
	9		一般廃棄物最終処分場基本構想白紙撤回
平 16	4	機構改革 環境部 環境政策課 環境計画グループ 資源リサイクルグループ	
	6		ダンボールコンポストモニター制度開始 (年100名)
	8		あおもリエコタウン事業活用による焼却灰の再資源化委託開始(大平洋金属800t/年度)
	10		ボランティア用のごみ袋に「燃やせないごみ用」追加
	11		ポイ捨て防止指導員による「八戸クリーンキャンペーン」実施(~平17.1) 廃食用油回収事業実施(~平17.1) 新処分施設用地選定会議開催(第1回)
	12	「八戸市環境基本条例」制定・公布・施行	

年度	月	法律・条例・機構改革	事業概要
平 16	2	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正・公布（平 17.3.31 施行） 「八戸市環境基本計画」策定	新処分施設用地選定会議開催（第 2 回）
	3	南郷村と合併（平 17.3.31）	新処分施設用地選定会議開催（3 回） 八戸市ごみ処理基本計画を策定（17～26 年度） 生ごみ自家用処理容器購入費補助金制度終了 八戸市ごみ減量推進員への謝礼廃止
平 17	4	機構改革 南郷区役所 健康福祉課 保健衛生グループ 福祉医療グループ 環境部 環境政策課 環境立市推進グループ 資源リサイクルグループ 清掃事務所 清掃管理課 管理グループ 収集グループ 「八戸市一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可取扱要綱」施行	八戸市資源集団回収協同組合への補助金制度を資源集団回収事業者（登録制）へ制度変更 あおもりエコタウン事業活用による焼却灰の再資源化委託（太平洋金属㈱1,800 t / 年度） ごみ減量推進員との懇談会開始（22 公民館）
	5		新処分施設用地選定会議開催（4 回）
	6		八戸市第 4 期分別収集計画策定（18 年～22 年） 新処分施設用地選定会議開催（5 回）
	7		第 1 回八戸市環境展開催 ボランティア用ごみ袋の規格変更（45 L 30 L） 新処分施設用地選定会議開催（第 6 回）
	8		南郷区において粗大ごみの有料化開始
	9		新処分施設用地選定会議開催（第 7 回）
	10		「ワンニャン慰霊之碑」建立
	12		新処分施設用地選定会議開催（第 8 回）
	1		新処分施設用地選定（櫛引地区）
	2		八戸地域循環型社会形成推進地域計画策定（新処分施設建設）
平 18	4	機構改革 環境部 環境政策課 環境政策推進グループ 資源リサイクルグループ 最終処分施設建設グループ	新処分施設建設事業開始（18 年度～23 年度） 動物死体焼却場別称変更 「八戸市ペット斎場」「八戸市ワンニャン斎苑」
	6	「容器包装リサイクル法」改正・公布	
	7		第 2 回八戸市環境展開催 「循環型都市宣言」 「その他紙」E <sup>+</sup> 地区収集開始（小中野、ニュータウン） 不法投棄監視カメラの導入 天狗沢最終処分場残余容量測量調査（残余 116 千 m <sup>3</sup> ）
	9	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正・公布（平 19.4.1 施行） （一般廃棄物処理手数料改正、産業廃棄物処分費用改正、許可等手数料改正）	廃食用油利活用事業開始
	10		不法投棄防止合同パトロールの実施
	12	「八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正・公布（平 19.4.1 施行） （南郷区の家ごみ有料化）	
	1		「その他紙」分別収集のための住民説明会（22 公民館）
平 19	3		頃巻沢埋立地：埋立終了届出書を県に提出
	4	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」一部改正（平 19.12 施行）	「その他紙」全市分別収集開始 南郷区において家庭ごみの有料化開始（指定袋）
	6		第 5 期分別収集計画策定
	10		第 3 回環境展開催
平 20	11		事業系紙ごみリサイクル試験事業実施
	4	機構改革 環境部 清掃事務所 清掃管理課を廃止し、清掃事務所とする。	事業系紙ごみの八戸清掃工場への搬入規制実施
平 21	9		第 4 回環境展開催
	9		第 5 回環境展開催

## 2 組織

平成 21 年 4 月 1 日現在



## 3 保有車両

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

種別	用途	環境政策課	清掃事務所
軽貨物車	事務連絡等	2 台	2 台
軽乗用車	事務連絡等		1 台
小型貨物車	事務連絡等		1 台
中型塵芥収集車 ( 8 m <sup>3</sup> )	可燃ごみ収集等		1 3 台
小型塵芥収集車 ( 4 m <sup>3</sup> )	可燃ごみ収集等		5 台
パネルバン ( 0.35 t 積 )	動物死体収集		1 台
普通貨物車 ( 2 t 積 )	有害ごみ収集		1 台
マイクロバス ( 26 人乗り )	職員送迎等		1 台
普通貨物車 ( 2.65 t 積 1 台 )	不法投棄物処理		1 台
小型貨物車 ( 1 t 積 )	不法投棄物処理		1 台
軽貨物車 ( 0.35 t 積 )	不法投棄物処理		1 台
軽トラック ( 0.35 t 積 )	不法投棄物処理		1 台
小計		2 台	2 9 台
合計		3 1 台	

4. 人員配置

(平成21年4月1日現在)

職 種	課 名 班 名 施設名 職 名	環境部							計	
		環境政策課		清掃事務所						
		資源 リサイ クル グループ	最終処 分施設 建設 グループ	管理グループ			収集 グループ			
				動物死体 焼却場	天狗沢最 終処分場					
行 政 職	次長	1							1	
	清掃事務所長				1				1	
	課長	1							1	
	副所長(収集グループリーダ -事務取扱)				1				1	
	グループリーダー(副参事)		1		1				2	
	〃 (主 幹)	1							1	
	主 幹	1	1		1				3	
	主 査			1				1	2	
技 能 務 職	主 技 査				1				1	
	主 技 師		4		2			1	7	
	技能主事				1				1	
	技能技師兼技能主事				3	1	2	19	25	
	技能主事兼技能技師				3			27	30	
								1	1	
計		2	6	3	2	12	1	2	49	77
その他：臨時職員			一般事務 1			一般事務 1		収集作業員 6		8

5 施設概要

(1) 八戸市一般廃棄物天狗沢最終処分場

所在地	八戸市大字是川字上田中沢及び田中山地内
敷地面積	94,713㎡(うち市有地21,750㎡)
建物面積	752.06㎡
埋立面積	69,500㎡
埋立容量	690,000㎥
竣工	昭和56年1月10日
総事業費	647,000千円
型式	埋立方式 準好気性サンドイッチ 浸出液処理方式 回転円板+凝集沈澱 処理能力：最大 200㎥/日×2系列
施工者	(株)鴻池組 森永エンジニアリング(株)共同企業体

(2) 八戸市動物死体焼却場

所在地	八戸市大字鮫町字大草離3-14
敷地面積	25,329㎡

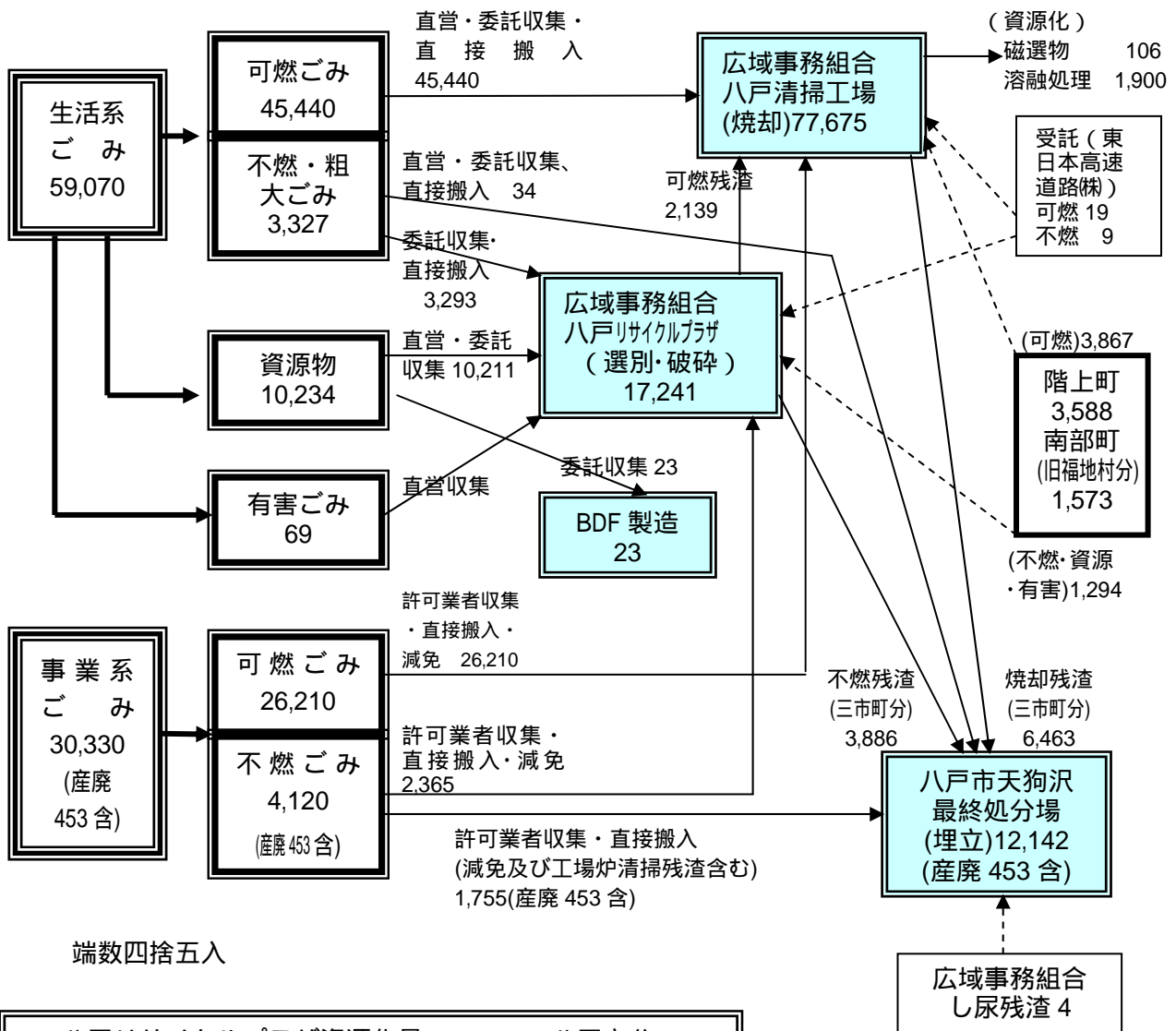
(3) BDF製造装置

所在地	八戸市大字櫛引字取揚石1-1
製造能力	廃食用油50リットル/7時間
竣工	平成18年3月

6 ごみ処理の状況（平成 20 年度実績）

処理・処理系統図（単位：トン）

八戸市ごみ量 89,700トン(産廃453トン除く、集団回収753トン含む)



端数四捨五入

八戸リサイクルプラザ資源化量：11,120（八戸市分）

鉄缶プレス	455	新聞	1,258
アルミプレス	411	雑誌・チラシ	3,641
破碎鉄プレス	1606	ダンボール	1,063
破碎アルミプレス	232	古布	103
無色ガラス	77	PET ボトル	582
茶色ガラス	241	有害ごみ	76
他ガラス	873	その他紙	443
破碎不適物	59		

7. 年度別ごみ収集・搬入状況

年度	人口 (人)	可燃ごみ							可燃 ごみ 合計 (t)	不燃ごみ					
		生活系				事業系				生活系			事業系		
		直営 収集 (t)	委託 収集 (t)	直接 搬入 (t)	小計 (t)	許可 収集 (t)	直接 搬入 (t)	小計 (t)		委託 収集 (t)	直接 搬入 (t)	小計 (t)	許可 収集 (t)	直接 搬入 (t)	小計 (t)
55	239,201				44,126	1,916	2,807	4,723	48,849	6,838		6,838	291	5,160	5,451
56	240,414				45,216	1,961	2,469	4,430	49,646	6,215		6,215	169	4,091	4,260
57	241,425	29,404	18,248		47,652	2,086	2,344	4,430	52,082	6,095		6,095	216	5,871	6,087
58	241,689	29,358	18,210		47,568	1,999	2,380	4,379	51,947	6,240		6,240	254	5,128	5,382
59	242,178	30,050	18,404		48,454	2,344	1,966	4,310	52,764	6,920		6,920	237	3,301	3,538
60	242,919	31,146	17,185		48,331	2,921	1,931	4,852	53,183	6,814		6,814	338	3,774	4,112
61	243,373	32,890	17,899		50,789	8,667	1,906	10,573	61,362	7,127		7,127	671	4,038	4,709
62	243,947	34,290	18,448		52,738	9,542	2,686	12,228	64,966	7,265		7,265	668	3,760	4,428
63	244,286	35,204	18,598		53,802	10,239	2,718	12,957	66,759	6,967		6,967	590	2,917	3,507
元	244,178	32,979	21,186		54,165	11,147	2,112	13,259	67,424	7,748		7,748	297	2,193	2,490
2	244,181	31,146	24,312		55,458	11,959	1,802	13,761	69,219	7,901		7,901	202	2,149	2,351
3	244,133	31,279	24,290		55,569	12,695	1,839	14,534	70,103	8,208		8,208	1,036	1,961	2,997
4	244,210	32,405	24,663		57,068	13,626	1,839	15,465	72,533	8,331		8,331	1,056	4,406	5,462
5	244,353	29,482	26,920		56,402	14,860	1,990	16,850	73,252	8,484		8,484	570	8,858	9,428
6	244,712	30,705	28,091		58,796	20,735	2,261	22,996	81,792	10,151	注2) 10,151	1,473	4,509	5,982	
7	245,366	30,480	28,289	50	58,819	25,052	3,094	28,146	86,965	9,218		9,218	3,484	5,970	9,454
8	246,076	31,249	28,489	78	59,816	24,562	2,955	27,517	87,333	9,016	77 (資源物 40) 9,093	3,829	5,110	8,939	
9	245,691	30,031	22,154	103	52,288	27,172	3,131	30,303	82,591	2,664	64	2,728	3,832	5,292	9,124
10	245,792	28,267	24,747	121	53,135	29,571	3,822	33,393	86,528	4,630	54 注1) 4,684	3,856	6,293	10,149	
11	245,073	27,161	27,475	138	54,774	30,780	4,457	35,237	90,011	5,268	79 注3) 5,347	4,411	4,672	9,083	
12	244,770	23,058	31,256	127	54,441	32,195	4,439	36,634	91,075	6,937	114 (直営 0.8) 7,051	4,269	4,203	8,472	
13	245,096	22,073	28,722	142	50,937	32,843	4,929	37,772	88,709	4,388	180	4,568	4,213	3,687	7,900
14	245,002	19,781	28,797	222	48,800	34,258	6,211	40,469	89,269	2,262	315	2,577	3,730	2,436	6,166
15	244,715	20,150	28,901	326	49,377	33,785	5,891	39,676	89,053	2,446	380	2,826	3,307	1,301	4,608
16	243,649	19,980	28,354	342	48,676	31,810	5,385	37,195	85,871	2,384	397 (直営 27) 2,781	2,393	835	3,228	
17	249,530	20,064	29,085	406	49,555	31,296	5,285	36,581	86,136	2,540	500 (直営 1) 3,040	2,226	901	3,127	
18	248,349	19,809	28,818	480	49,107	28,548	5,664	34,212	83,319	2,642	628 (直営 0.4) 3,270	2,180	966	3,146	
19	246,629	18,907	27,633	478	47,018	27,416	5,404	32,820	79,838	2,294	614 (直営 1) 2,908	2,117	1,614	3,731	
20	244,738	18,171	26,826	443	45,440	22,665	3,545	26,210	71,650	2,384	638	3,022	1,950	1,717	3,667

・人口は、毎年10月1日現在の住民基本台帳人口

注1) 平成10～12年度は、不燃・粗大ごみ混合収集。

不燃 ごみ 合計 ( t )	粗大 ごみ 生活 系 委託 ( t )	資源物 ( 生活系 )					資源 物 合計 ( t )	収集 搬入量 合計 ( t )	集団 回収 量 ( t )	ごみ総排 出量 ( t )	1人 1日 当り ごみ 排出 量 ( g )	年 度
		有害 ごみ 直営	可燃系 資源物 委託 ( t )	不燃系								
				直営 収集 ( t )	委託 収集 ( t )	小計						
12,289							0	61,138		61,138	700	55
10,475							0	60,121		60,121	685	56
12,182	141						0	64,405		64,405	731	57
11,622	146						0	63,715		63,715	720	58
10,458	197						0	63,419		63,419	717	59
10,926	165						0	64,274	322	64,596	729	60
11,836	231						0	73,429	730	74,159	835	61
11,693	242						0	76,901	834	77,735	873	62
10,474	297						0	77,530	825	78,355	879	63
10,238	330						0	77,992	949	78,941	886	元
10,252	381						0	79,852	1,302	81,154	911	2
11,205	406						0	81,714	1,515	83,229	931	3
13,793	598						0	86,924	1,726	88,650	995	4
17,912	684						0	91,848	2,039	93,887	1052	5
16,133	841						0	98,766	2,367	101,133	1132	6
18,672	1,077						0	106,714	2,338	109,052	1215	7
18,032	1,142						0	106,507	2,568	109,075	1214	8
11,852	1,328	25	5,635	2,958	2,167	5,125	10,785	106,556	1,787	108,343	1208	9
14,833	注 1)	24	6,496	2,748	2,389	5,137	11,657	113,018	902	113,920	1270	10
14,430	H10~12 は、不燃と	21	6,625	2,403	2,473	4,876	11,522	115,963	770	116,733	1301	11
15,523	混合収集	56	7,095	2,254	2,824	5,078	12,229	118,827	755	119,582	1339	12
12,468	1,529	86	7,212	2,191	2,664	4,855	12,153	114,859	763	115,622	1292	13
8,743	273	78	7,070	1,191	2,617	3,808	10,956	109,241	718	109,959	1229	14
7,434	316	87	7,138	1,896	2,546	4,442	11,667	108,470	764	109,234	1220	15
6,009	300	80	7,017	1,817	2,437	4,254	11,351	103,531	745	104,276	1173	16
6,167	321	78	7,244	1,756	2,428	4,184	11,506	104,130	802	104,932	1152	17
6,416	318	70	7,265	1,773	2,300	4,073	11,408	101,461	796	102,257	1128	18
6,639	293	70	(油 21) 7,364	1,670	2,313	3,983	11,417	98,187	737	98,924	1096	19
6,689	305	69	(油 23) 6,467	1,565	2,202	3,767	10,303	88,947	753	89,700	1004	20

注 2 )平成 6 年度の不燃ごみ生活系委託収集には、三陸はるか沖地震による直営臨時収集 203 トン含む。

注 3 )平成 11 年度の不燃ごみ生活系委託収集には、水害ごみ直営臨時収集 26 トン含む。

8 天狗沢最終処分場不燃物埋立推移

年 度	廃 棄 物												計
	有 料			減 免						直 営 (委託)	区 域 外		
	許 可 事 業 者	事 業 系 一 般	家 庭 系 一 般 の 他	国  八 戸 国 道 出 張 所	県			市  道 路 管 理 事 務 所	火 災  家 庭 系 ・ 事 業 系			そ の 他  ゴ ミ 0 ボ ラ ン テ ア 災 害 等	
					土 庫 整 備 事 務 所	八 戸 港 管 理 所	三 八 漁 港 事 務 所						
41 ~ 55													
56	4,462				459			195	391	156			5,663
57	3,860				648			1,024	191	1,471			7,194
58	3,553				1,060			992	376	899			6,880
59	2,511				743			1,142	321	65			4,782
60	2,548				770			929	410	110			5,272
61	326	2,796	135		662			726	669	350			5,664
62	346	2,039	134		722			714	223	1,032			5,210
63	310	2,318			958			579	98	133			4,396
元	170	1,620			440			502	350	35		9	3,126
2	64	1,423			369			245	302	55		274	2,732
3	663	1,368			423			229	194	30		255	3,162
4	610	3,536			168			216	78	193		368	5,169
5	207	1,414			513			424	289	6,489		370	9,706
6	649	1,969			404			161	596	1,204	1,191	207	6,381
7	1,748	2,368	15		641			65	404	2,266		122	7,629
8	1,699	2,265	42		922			4	858	1,237		185	7,212
9	1,917	2,609	33		869			29	280	1,767		296	7,800
10	1,933	2,575	26		966			25	759	2,401		304	8,989
11	2,157	2,349	45	1,215	628	100		407	1,546	156	335	177	9,115
12	1,563	2,280	20	1,081	1,000	39		274	664	32	1	196	7,150
13	1,621	2,201	69	440	1,091	33		278	578	61		246	6,618
14	1,133	1,081	62	47	621	17		224	530	31	8	108	3,862
15	711	475	27	51	615			874	132	15		343	3,243
16	55	67	35	0	681	0	0	1,388	214	13	27	61	2,541
17	22	38	29	0	19	0	0	1,355	286	60	1	5	1,815
18	30	19	26	0	125	0	0	1,503	287	86	1	5	2,082
19	7	16	23	0	0	0	0	1,186	298	21	1	6	1,558
20	4	15	30	0	0	0	0	1,441	185	110	4	0	1,789

注 1) 昭和 54 年から 13 年度までの埋立容量：換算値 ( m<sup>3</sup> ) = 重量 ( t ) × 1.25

2) 14 年度の埋立容量：換算値 ( m<sup>3</sup> ) = 重量 ( t ) × 1.0

3) 19 年度の埋立容量：換算値 ( m<sup>3</sup> ) = 重量 ( t ) × 0.75

4) 20 年度の埋立容量：換算値 ( m<sup>3</sup> ) = 重量 ( t ) × 0.65

(20年4月1日現在)

中間処理施設残渣			計	合 計 (t)	廃棄物 容量 換算値 (m <sup>3</sup> )	ずり等		総 計 (m <sup>3</sup> )	埋立累積合計 (m <sup>3</sup> )		埋立 残余 容量 (m <sup>3</sup> )	年 度
ごみ焼却 残渣	粗大不 燃残渣	し尿処 理残渣				土 堰 堤	覆 土		有効 累積	総 累積		
清掃 工場	リサイクル ラザ	環境カ- ン セタ-									970,600	41
										280,600	690,000	55
6,015	3,119	1,245	10,379	16,042	20,053	1,400		21,453	21,453	302,053	668,547	56
6,956	3,420	933	11,309	18,503	23,129	2,800	320	26,249	47,702	328,302	642,298	57
7,461	3,320	3,249	14,030	20,910	26,138	3,739	2,528	32,405	80,107	360,707	609,893	58
6,720	3,938	3,836	14,494	19,276	24,095	4,781	951	29,827	109,934	390,534	580,066	59
8,140	3,919	3,752	15,811	21,083	26,354	2,800	482	29,636	139,570	420,170	550,430	60
9,428	4,076	4,430	17,934	23,598	29,498	3,045	1,080	33,623	173,193	453,793	516,807	61
8,942	2,702	3,528	15,172	20,382	25,478	3,290	1,256	30,024	203,217	483,817	486,783	62
10,118	2,227	3,783	16,128	20,524	25,655	3,880	1,157	30,692	233,909	514,509	456,091	63
10,255	2,525	4,816	17,596	20,722	25,903	2,503	792	29,198	263,107	543,707	426,893	元
9,606	2,491	5,229	17,326	20,058	25,073	3,780	1,696	30,549	293,656	574,256	396,344	2
9,573	2,376	5,377	17,326	20,488	25,610	2,573	1,462	29,645	323,301	603,901	366,699	3
9,789	2,459	4,354	16,602	21,771	27,214	2,012	1,440	30,666	353,967	634,567	336,033	4
11,431	3,662	2,469	17,562	27,268	34,085	2,642	1,000	37,727	391,694	672,294	298,306	5
12,628	5,329	1,192	19,149	25,530	31,913	2,525	1,046	35,484	427,178	707,778	262,822	6
11,733	6,504	1,119	19,356	26,985	33,731	2,700	1,062	37,493	464,671	745,271	225,329	7
10,831	6,467	944	18,242	25,454	31,818	733	1,024	33,575	498,246	778,846	191,754	8
9,165	3,574	844	13,583	21,383	26,729	2,500	1,004	30,233	528,479	809,079	161,521	9
9,854	3,478	924	14,256	23,245	29,056	3,390	1,204	33,650	562,129	842,729	127,871	10
9,141	3,674	435	13,250	22,365	27,956	4,000	1,100	33,056	595,185	875,785	94,815	11
10,891	6,983	270	18,144	25,294	31,618	3,390	1,038	36,046	631,231	911,831	58,769	12
10,609	6,512	261	17,382	24,000	注1)30,000	4,900	1,072	35,972	667,203	947,803	22,797	13
10,614	5,283	74	15,971	19,833	注2)19,833	3,500	482	23,815	461,000	741,600	注5) 45,000	14
11,512	5,314	101	16,927	20,170	20,170	0	720	20,890	481,890	762,490	124,110	15
10,005	4,817	7	14,829	17,369	17,369	4,880	778	23,027	504,917	785,517	101,083	16
8,783	4,948	6	13,738	15,553	15,553	2,500	680	18,733	523,650	804,250	注6)120,000	17
6,285	4,141	5	10,430	12,512	12,512	0	935	13,447	508,900	789,500	注7) 109,000	18
7,553	2,270	6	9,829	11,386	注3)8,540	3,200	904	12,644	521,544	802,144	注8) 97,000	19
6,463	3,886	4	10,353	12,142	注4)7,892	0	804	8,696	530,240	810,840	注9) 87,000	20

注5) 15年度測量結果から算出

6) 18年度測量結果から算出

7) 19年度測量結果から算出

8) 20年度測量結果から算出

9) 21年度測量結果から算出

9 一般廃棄物処理業許可業者一覧表

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者(平成21年10月1日現在)

	許可業者名	住 所	電話番号
1	環境技術(株)	039-1168 八戸市八太郎六丁目12-4	20 - 2666
2	(有)東北ビル総合管理八戸支店	031-0072 " 城下一丁目6-2	45 - 1101
3	(有)柏崎清掃社	031-0023 " 大字是川字田中山24-23	96 - 2795
4	共光商事(有)	031-0058 " 大字上組町56-1	43 - 1929
5	協榮産業(株)	039-1166 " 大字根城字大久保9-71	43 - 1828
6	(有)東司清掃管理	031-0802 " 小中野一丁目2-4	43 - 7777
7	第一清掃(株)	031-0023 " 大字是川字金ヶ坂18	44 - 2624
8	(有)マモル商運	039-1103 " 大字長苗代字幕ノ内10-5	28 - 8510
9	(株)日新管財	031-0801 " 江陽四丁目8-11	43 - 6032
10	(有)青葉清掃	031-0804 " 青葉三丁目7-13	45 - 4390
11	成田商店八戸出張所	031-0072 " 城下四丁目22-5	43 - 3608
12	(有)江刺家商店	039-1166 " 根城三丁目3-16	22 - 0082
13	(有)北拓ビル管理	039-1104 " 大字田面木字上田面木21	27 - 5221
14	(株)クリーン中栄	031-0073 " 売市二丁目13-16	46 - 0957
15	(株)インタ - センス	039-2241 " 大字市川町字南大谷地5-1	28 - 4722
16	(株)庄司興業所	039-1102 " 一番町一丁目9-8	27 - 1328
17	(有)ダスクリ - ン	031-0813 " 大字新井田字西平32-3	25 - 0683
18	(株)ノザワ	031-0803 " 諏訪三丁目6-27	43 - 9351
19	さいかみ商店	031-0812 " 大字湊町字穴畑1-26	31 - 4327
20	(有)環境サービス	031-0833 " 大字大久保字三社3-24	34 - 2960
21	(有)ナツサカ消毒	039-1161 " 大字河原木字小田上3-7	28 - 8546
22	赤帽タムラ運送	031-0072 " 城下三丁目2-30	32 - 1911
23	沖田商会	031-0841 " 大字鮫町字上盲久保22-244	34 - 6102
24	ダストリサイクルエコ	031-0824 " 旭ヶ丘二丁目2-48	25 - 4505
25	(有)伊藤商事	031-0813 " 大字新井田字出口平3-57	25 - 0769
26	(有)たかやま八戸事務所	031-0801 " 江陽二丁目10-28	44 - 7250
27	(有)久保商店	039-1161 " 大字河原木字根岸38-7	28 - 2981
28	(株)十和田ビルサービス八戸営業所	039-2241 " 大字市川町字新田8-4	090-3124-6337
29	赤帽光陽総運	031-0023 " 大字是川字土間沢19-11	71 - 8553
30	(有)紺野商店	031-0072 " 城下二丁目14-8	43 - 9259
31	東北ビルサービス(株)	031-0072 " 城下一丁目6-2	45 - 1101
32	八戸清運(株)	031-0072 " 城下四丁目12-5	43 - 6945
33	(有)八戸環境保全	031-0813 " 大字新井田字外久保18-4	25 - 1566
34	(株)学園サービス	031-0844 " 大字美保野13-98	30 - 2586
35	佐々木総業(株)	039-1161 " 大字河原木字北沼46	28 - 2833
36	(有)三戸清掃社八戸営業所	031-0002 " 大字中居林字狐森9-2	45 - 2438
37	八戸レインボ-共配事業(協)	039-1161 " 大字河原木字北沼1-2	21 - 8210
38	(株)クリーンサービス青森八戸支店	039-1168 " 八太郎二丁目1-36	29 - 2985
39	(株)エスディハチカン	039-1114 " 北白山台二丁目4-28	27 - 6222
40	(有)石黒商店	039-2241 " 大字市川町字南大谷地6-1	29 - 0001
41	(有)華コーポレーション八戸営業所	039-1165 " 石堂二丁目23-23	29 - 3401
42	寺下建設(株)	039-1103 " 大字長苗代字上中坪36-1	70 - 1234
43	(株)田名部組	039-1165 " 石堂二丁目11-21	20 - 1414
44	タセイ(株)	031-0814 " 大字妙字西ノ平7-45	25 - 2468
45	(有)小沢土木	031-0841 " 大字鮫町字大草離11-1	33 - 3087
46	(有)光和ビルサービス	031-0072 " 城下四丁目12-13	46 - 0300
47	(株)東日本アメニティク八戸営業所	039-1101 " 大字尻内町字館田2-2	27 - 6781
48	(有)五葉商事	031-0804 " 青葉二丁目2-2	44 - 7183
49	八 屋	031-0071 " 沼館二丁目8-1	72 - 3238
50	(有)住まいの便利や	039-1166 " 根城一丁目37-6	44 - 2303

	許可業者名	住 所	電話番号
51	八戸通運(株)	031-0072 // 城下一丁目 1-9	44 0121
52	中当建設(株)	031-0011 // 大字田向字向平12-1	96 - 4300
53	(有)七役建設	031-0834 // 桜ヶ丘一丁目8-5	33 - 5257
54	八菱興業(株)	039-1161 // 大字河原木字青森谷地3	29 - 2555
55	赤帽兼田運送	031-0842 // 岬台三丁目3-12	34 - 3039
56	(株)曾我産業	031-0114 // 南郷区大字中野字丑木沢41-7	82 - 2347
57	(株)清掃テクノサービス	031-0072 // 城下四丁目12-5	43 - 1578
58	(株)セイショウ	031-0833 // 大字大久保字西ノ平25-63	38 - 7123
59	(有)井河石油	031-0841 // 大字鮫町字骨沢35-4	38 - 2027
60	(有)みちのくグリーン開発八戸支店	031-0013 // 大字石手洗字梨子木平12-1	96 - 6143
61	山王開発(株)	031-0814 // 大字妙字分枝47-1	25 - 2678
62	環境緑花工業(株)	039-1161 // 大字河原木字千刈田12-5	20 - 3400
63	(有)中村組	039-1168 // 八太郎三丁目7-38	28 - 3759
64	(株)クリーンさかもと	031-0833 // 大字大久保字大山12-88	33 - 0520
65	県南環境保全センター(株)八戸営業所	039-1104 // 大字田面木字沼ノ平47-10	27 - 7216
66	朝日便利社	039-1165 // 石堂四丁目4-9	21 - 3789
67	北日本産業(株)	031-0071 // 沼館一丁目7-35	22 - 4655
68	(株)ス・メテックス東北八戸営業所	039-1114 // 北白山台五丁目5-2	70 - 7273
69	(株)エコブリッジ	031-0071 // 沼館一丁目15-12	73 - 1117
70	(有)サンコー清掃	039-0112 // 大字田面木字法霊林6-23	22 - 3731
71	第一環境(株)	031-0023 // 大字是川字金ヶ坂18-34	44 - 2624
72	(株)カワムラ	031-0843 // 大字金浜字土橋5-14	39 - 3878

(2) 一般廃棄物処分業許可業者

	許可業者名	住 所	電話番号
1	(株)東日本アメニテック八戸営業所	039-1101 八戸市大字尻内町字館田 2 - 2	27 - 6781
2	三菱製紙(株)	039-1161 // 大字河原木字青森谷地	29 - 2282
3	(株)曾我産業	031-0114 // 南郷区大字中野字丑木沢41-7	82 - 2347
4	佐々木総業(株)	039-1161 // 大字河原木字北沼46	28 - 2833
5	奥羽クリンテクノロジー(株)	031-0072 // 城下四丁目12-5	44 - 1061

(3) 特定家庭用機器廃棄物の指定引取場所への運搬・積卸しのみ

	許可業者名	住 所	電話番号
1	(有)加澤商店	033-0042 三沢市栄町一丁目 31-3734	0176-53-9262
2	育栄管財(株)	033-0042 // 栄町一丁目 31-3808	0176-53-6678
3	青森県南清掃(株)	034-0001 十和田市三本木字野崎40-370	0176-23-4351
4	(有)生内企画サービス	028-6101 岩手県二戸市福岡字五日町60-2	0195-25-4311
5	(有)ループ	033-0031 三沢市桜町三丁目10-23	0176-50-7888
6	赤帽木崎乃運送	033-0123 // 堀口一丁目3-4	0176-52-2926
7	寺下運輸倉庫(株)	033-0036 // 南町四丁目31-3461	0176-53-5050

【平成 20 年度 最終処分場の水質検査結果表】

主な測定項目	単位	天狗沢最終処分場		頃巻沢埋立地			法定基準 <sup>注1)</sup>
		浸出水	放流水	保有水		放流水	
		9月9日		7月9日	1月15日	7月9日	放流水
PH		7.2	7.5	7.2	7.9	7.2	5.8～8.6
BOD	mg/ℓ	30.9	1.0	0.5未満	0.8	0.5未満	60以下
COD	mg/ℓ	15.2	9.1	1.6	2.0	1.5	
SS	mg/ℓ	46	4	1	4	1未満	60以下
電気伝導度	ms/m	1300	1400	-	-	-	
塩化物イオン <sup>1)</sup>	mg/ℓ	4800	4700				
大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	0	0	12	10	9	3000以下
銅	mg/ℓ	0.04	不検出	0.005未満	0.005未満	0.005未満	3以下
亜鉛	mg/ℓ	73.2	0.10	0.086	0.071	0.23	2以下
溶解性鉄	mg/ℓ	2.82	0.03	0.05未満	0.05未満	0.05未満	10以下
溶解性マンガン	mg/ℓ	4.85	3.15	0.01未満	0.01未満	0.01未満	10以下
ふっ素	mg/ℓ	0.1	0.1	0.15未満	0.15未満	0.15未満	15以下
窒素	mg/ℓ	73.2	72.5	2.4	1.6	2.4	
磷	mg/ℓ	0.27	0.02	0.005	0.010	0.005未満	
カドミウム	mg/ℓ	0.006	0.003	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下
鉛	mg/ℓ	0.02	不検出	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下
アンモニア性窒素類	mg/ℓ	34.9	43.0	2.3	1.6	2.3	200以下
ほう素	mg/ℓ	1.7	1.6	0.08	0.08	0.07	50以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	0.013	0.002	0.0039		0.0023	10以下 <sup>注2)</sup>

(検査しているが定量下限未満の項目)

アルキル水銀、水銀、有機燐、六価クロム、砒素、シアン、ポリ塩化ビフェニル、揮発性有機塩素化合物(10物質)、農薬類(3物質)、ベンゼン、セレン、クロム、Nヘキサン(鉱油)、Nヘキサン(動植物)、フェノール

注1)「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」より

注2)「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」より

## 第4章 条例、規則、要綱、計画

八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	4 8
八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	5 3
八戸市廃棄物減量等推進審議会規則	5 7
八戸市一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可取扱要綱	5 8
八戸市ボランティア用ごみ袋の配布等に関する要綱	6 0
八戸市ごみ減量推進員設置要綱	6 1
八戸市リサイクルパートナー補助金交付要綱	6 2
八戸市資源物集団回収事業補助金交付要領	6 3
八戸市電動式家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要領	6 4
八戸市有害ごみ取扱実施要領	6 6
ごみ集積所の設置基準等に関する要領	6 7
八戸自動車道及び百石道路における不燃性廃棄物処理に関する協定	6 8
八戸市一般廃棄物処理実施計画	6 9
第5期分別収集計画	7 6
八戸地域循環型社会形成推進地域計画	7 9

# 八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 48 年 3 月 28 日条例第 10 号

改正

昭和 57 年 3 月 30 日条例第 13 号

平成元年 6 月 20 日条例第 52 号

平成 4 年 8 月 25 日条例第 24 号

平成 5 年 3 月 31 日条例第 17 号

平成 6 年 12 月 26 日条例第 70 号

平成 9 年 3 月 27 日条例第 37 号

平成 12 年 3 月 29 日条例第 5 号

平成 12 年 12 月 27 日条例第 39 号

平成 13 年 9 月 27 日条例第 40 号

平成 13 年 12 月 26 日条例第 46 号

平成 15 年 3 月 25 日条例第 16 号

平成 17 年 2 月 18 日条例第 78 号

平成 18 年 9 月 25 日条例第 59 号

平成 18 年 12 月 25 日条例第 72 号

## 八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(この条例の趣旨)

**第 1 条** この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)に基づき、廃棄物の処理及び清掃について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理計画)

**第 2 条** 市長は、法第 6 条第 1 項の規定に基づき一般廃棄物の処理計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

全部改正〔平成 5 年条例 17 号〕

(生活環境影響調査結果の縦覧等の対象施設)

**第 2 条の 2** 法第 9 条の 3 第 2 項(同条第 8 項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第 1 項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 5 条各項に規定する一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)とする。

追加〔平成 17 年条例 78 号〕

(調査書等の縦覧)

**第 2 条の 3** 市長は、調査書の縦覧を行おうとするときは、縦覧の場所及び期間のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 対象施設の名称
- (2) 対象施設の設置の場所
- (3) 対象施設の種類の
- (4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 対象施設の処理能力(対象施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者(以下「利害関係人」という。)が意見書を提出できる旨並びに意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、縦覧に際しては、調査書のほか、対象施設に関する法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類の縦覧を行うものとする。

3 縦覧は、規則で定める場所において、第1項の規定による告示の日から起算して30日間行うものとする。

追加〔平成17年条例78号〕

（意見書の提出先及び提出期限）

**第2条の4** 前条第1項の規定による告示があったときは、利害関係人は、同条第3項の縦覧期間の満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

2 意見書の提出先は、規則で定める。

追加〔平成17年条例78号〕

（環境影響評価との関係）

**第2条の5** 対象施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び青森県環境影響評価条例（平成11年青森県条例第56号）の規定による環境影響評価に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前3条の手続を経たものとみなす。

追加〔平成17年条例78号〕

（他の市町村との協議）

**第2条の6** 市長は、対象施設の設置又は変更に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に調査書、第2条の3第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第2項の書類の写しを送付し、当該区域における調査書等に係る縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(1) 対象施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 対象施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象施設の設置又は変更により生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域に、市の区域に属しない地域が含まれているとき。

追加〔平成17年条例78号〕

（占有者の協力義務）

**第3条** 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。）は、その土地又は建物を清潔に保持し、容易に処分できる一般廃棄物は、生活環境の保全上支障のない方法で自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できないものについては、可燃物と不燃物とに分別して、第2条の規定による一般廃棄物の処理計画に基づく収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

一部改正〔平成5年条例17号・17年78号〕

（事業者の責務）

**第4条** 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して過剰包装の自粛、容器の回収等を行うことにより、廃棄物となる量が少なくなるように努めなければならない。

一部改正〔平成17年条例78号〕

（一般廃棄物の処理手数料）

**第5条** 一般廃棄物の処理について徴収する手数料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減免することができる。

一部改正〔平成4年条例24号・5年17号・12年5号・39号〕

（本市が処分する産業廃棄物）

**第6条** 法第11条第2項の規定に基づく本市が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の範囲は、市長が定める。

一部改正〔平成13年条例46号〕

（産業廃棄物の処分費用）

**第7条** 法第13条第2項の規定に基づく産業廃棄物の処分について徴収する費用の額は、100キログラムまでごとに300円とする。

一部改正〔平成4年条例24号・6年70号・9年37号・18年59号〕

（廃棄物の搬入方法）

**第8条** 一般廃棄物又は産業廃棄物(以下「廃棄物」という。)を市の廃棄物処理施設へ搬入しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次条の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可を受けた者については、この限りでない。

2 前項の規定により市長の許可を受けた者は、廃棄物を焼却、圧縮、破砕等により処理しやすいよう努めなければならない。

全部改正〔平成4年条例24号〕、一部改正〔平成5年条例17号〕

（業の許可）

**第9条** 一般廃棄物の収集若しくは運搬を業として行おうとする者又は一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

全部改正〔平成5年条例17号〕

（変更の許可）

**第10条** 前条の規定により許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、当該事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

追加〔平成5年条例17号〕

（許可証の再交付）

**第11条** 許可業者は、規則で定めるところにより交付を受けた許可証を紛失し、又はき損したときは、市長に届け出てその再交付を受けなければならない。

追加〔平成5年条例17号〕

（許可等の手数料）

**第12条** 前3条の許可又は許可証の再交付を受けようとする者は、その申請の際別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

追加〔平成5年条例17号〕

（廃棄物減量等推進審議会）

**第13条** 廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、八戸市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問により廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。

3 審議会は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

- 4 審議会は、知識経験のある者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。
- 5 前項の委員の定数は、20 人以内とする。
- 6 審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

追加〔平成 5 年条例 17 号〕

（委任事項）

**第 14 条** この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

一部改正〔平成 5 年条例 17 号〕

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条及び第 7 条の規定は、規則で定める日から施行する。  
（南郷村の編入に伴う経過措置）
- 2 南郷村の編入の日（以下「編入日」という。）前に南郷村が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧手続等に関する条例（平成 11 年南郷村条例第 16 号。以下「旧南郷村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
追加〔平成 17 年条例 78 号〕
- 3 編入日前に旧南郷村条例の規定により課した、又は課すべきであった手数料の取扱いについては、旧南郷村条例の例による。  
追加〔平成 17 年条例 78 号〕
- 4 編入日から平成 17 年 7 月 31 日までの間、第 13 条第 5 項に規定する委員の定数は、同項の規定にかかわらず、21 人以内とする。  
追加〔平成 17 年条例 78 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 72 号〕  
（八戸市手数料条例の一部改正）
- 5 八戸市手数料条例（昭和 27 年八戸市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。  
第 1 条中「關しては、」の下に「別に定めるものを除き、」を加える。  
第 2 条中第 21 号を削り、第 22 号を第 21 号とする。

一部改正〔平成 17 年条例 78 号・18 年 72 号〕

**附 則**（昭和 57 年 3 月 30 日条例第 13 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 57 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成元年 6 月 20 日条例第 52 号）この条例は、平成元年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 4 年 8 月 25 日条例第 24 号）この条例は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 5 年 3 月 31 日条例第 17 号）

- 1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に一般廃棄物処理業の許可を受けている者は、改正後の第 9 条の規定に基づき一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者とみなす。
- 3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年八戸市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中「職業訓練センター運営協議会の委員」を

「職業訓練センター運営協議会の委員

廃棄物減量等推進審議会の委員」に改める。

**附 則**（平成 6 年 12 月 26 日条例第 70 号）

- 1 この条例は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入される産業廃棄物、事業系不燃物及び動物の死体並びに施行日以後に搬入申請がなされる家庭系不燃物の処理に係る産業廃棄物処分費用及び一般廃棄物処理手数料について適用する。

**附 則**（平成 9 年 3 月 27 日条例第 37 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入される産業廃棄物、事業系不燃物及び動物の死体並びに施行日以後に搬入申請がなされる家庭系不燃物の処理に係る産業廃棄物処分費用及び一般廃棄物処理手数料について適用する。

**附 則**（平成 12 年 3 月 29 日条例第 5 号抄）1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 12 年 12 月 27 日条例第 39 号）

- 1 この条例は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に収集し、又は搬入される一般廃棄物の処理手数料について適用する。

**附 則**（平成 13 年 9 月 27 日条例第 40 号）

- 1 この条例は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に収集し、又は搬入される一般廃棄物の処理手数料について適用する。

**附 則**（平成 13 年 12 月 26 日条例第 46 号）この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成 15 年 3 月 25 日条例第 16 号）

- 1 この条例は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に収集し、又は搬入される一般廃棄物の処理手数料について適用する。

**附 則**（平成17年2月18日条例第78号）この条例は、平成17年3月31日から施行する。

**附 則**（平成18年9月25日条例第59号）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入される産業廃棄物の処理に係る産業廃棄物処分費用並びに施行日以後に搬入される家庭系不燃物、事業系不燃物及び動物の死体の処理に係る一般廃棄物処理手数料について適用する。

3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に申請のなされる許可及び変更許可並びに施行日以後に届出のなされる許可証の再交付に係る手数料について適用する。

**附 則**（平成18年12月25日条例第72号）この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

一般廃棄物処理手数料

区分	処理内容	金額
家庭系可燃物	収集、運搬及び処分	指定ごみ袋（容量45リットル）1枚につき 30円
		指定ごみ袋（容量30リットル）1枚につき 20円
		指定ごみ袋（容量20リットル）1枚につき 15円
家庭系不燃物	収集、運搬及び処分	指定ごみ袋（容量45リットル）1枚につき 30円
		指定ごみ袋（容量30リットル）1枚につき 20円
		指定ごみ袋（容量20リットル）1枚につき 15円
	処分	100キログラムまでごとに 150円
家庭系粗大ごみ	収集、運搬及び処分	粗大ごみ処理券1枚につき 500円
事業系不燃物	処分	100キログラムまでごとに 300円
動物の死体	収集、運搬及び処分	1体につき 3,500円
	処分	1体につき 2,000円

全部改正〔平成12年条例39号〕、一部改正〔平成13年条例40号・15年16号・18年59号〕

別表第2（第12条関係）

区分	金額
一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可	5,000円
一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の事業範囲の変更許可	5,000円
許可証の再交付	2,500円

追加〔平成5年条例17号〕、一部改正〔平成12年条例39号・18年59号〕

## 八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

昭和 48 年 5 月 22 日規則第 22 号 改正	平成 4 年 8 月 31 日規則第 30 号 平成 5 年 3 月 31 日規則第 46 号	平成 13 年 1 月 30 日規則第 1 号 平成 14 年 7 月 11 日規則第 36 号
昭和 54 年 12 月 26 日規則第 26 号	平成 7 年 5 月 31 日規則第 31 号	平成 15 年 3 月 25 日規則第 10 号
昭和 55 年 7 月 22 日規則第 27 号	平成 8 年 3 月 29 日規則第 19 号	平成 16 年 4 月 7 日規則第 28 号
昭和 58 年 4 月 13 日規則第 22 号	平成 9 年 3 月 27 日規則第 20 号	平成 17 年 3 月 30 日規則第 13 号
平成元年 8 月 23 日規則第 48 号	平成 12 年 3 月 29 日規則第 12 号	平成 18 年 10 月 25 日規則第 68 号

八戸市一般廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 47 年八戸市規則第 4 号）の全部を改正する。

（この規則の趣旨）

**第 1 条** この規則は、八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 48 年八戸市条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（多量の一般廃棄物）

**第 2 条** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 5 項の規定により市長が運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、1 日につき平均排出量 10 キログラム以上のものとする。

一部改正〔平成 4 年規則 30 号・5 年 46 号〕

（縦覧の手続）

**第 3 条** 条例第 2 条の 2 に規定する調査書及び条例第 2 条の 3 第 2 項に規定する書類（以下これらを「縦覧書類」という。）を縦覧しようとする者（以下「縦覧者」という。）は、生活環境影響調査結果等縦覧者受付簿（別記第 1 号様式）に必要な事項を記入しなければならない。

追加〔平成 17 年規則 13 号〕

（縦覧の場所）

**第 4 条** 条例第 2 条の 3 第 3 項の規則で定める場所は、次のとおりとする。

(1) 環境部環境政策課

(2) その他市長が必要と認める場所

追加〔平成 17 年規則 13 号〕

（縦覧の期間）

**第 5 条** 条例第 2 条の 3 第 3 項に規定する縦覧の期間のうち、八戸市の休日に関する条例（平成 2 年八戸市条例第 20 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

追加〔平成 17 年規則 13 号〕

（縦覧者の遵守事項）

**第 6 条** 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 縦覧書類を縦覧の場所から持ち出さないこと。

(2) 縦覧書類を汚損し、又は損傷しないこと。

(3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。

(4) 係員の指示があった場合には、これに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

追加〔平成 17 年規則 13 号〕

（意見書の記載事項）

**第 7 条** 条例第 2 条の 4 第 1 項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）

(2) 対象施設の名称

(3) 生活環境の保全上の見地からの意見

追加〔平成 17 年規則 13 号〕

（意見書の提出先）

**第 8 条** 条例第 2 条の 4 第 2 項の意見書の提出先は、次のとおりとする。

(1) 環境部環境政策課

(2) その他市長が必要と認める市の機関

追加〔平成 17 年規則 13 号〕

（搬入許可証の交付等）

**第9条** 条例第8条第1項の規定により一般廃棄物又は産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）を市の廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）に搬入しようとする者は、八戸市廃棄物搬入許可申請書（別記第1号様式の2）を市長に提出しなければならない。ただし、動物の死体を搬入しようとする者については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、廃棄物の搬入を許可したときは、当該申請者に八戸市廃棄物搬入許可証（別記第2号様式。以下「搬入許可証」という。）を交付する。

3 廃棄物の搬入の許可の期間は、3年とし、市長が必要と認めるときは、これを更新することができる。

4 第2項の規定により廃棄物の搬入の許可を受けた者は、処理施設に廃棄物を搬入する際は搬入許可証を携帯しなければならない。

全部改正〔平成4年規則30号・8年19号〕、一部改正〔平成12年規則12号・17年13号〕

（処理手数料等の徴収方法）

**第10条** 条例第5条第1項に規定する処理手数料及び条例第7条に規定する処分費用（以下「処理手数料等」という。）の徴収方法は、次に定めるところによる。

(1) 家庭系可燃物、家庭系不燃物及び家庭系粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る処理手数料 市長が指定するごみ袋（別記第2号様式の2。以下「指定ごみ袋」という。）又は粗大ごみ処理券（別記第2号様式の3。以下「粗大ごみ処理券」という。）の交付時に徴収する。

(2) 動物の死体の収集、運搬及び処分に係る処理手数料 動物の死体の収集時に徴収する。

(3) 家庭系不燃物、事業系不燃物及び動物の死体の処分に係る処理手数料並びに条例第7条に規定する処分費用 廃棄物の搬入を終えたときに徴収する。ただし、処理施設に継続的に廃棄物を搬入する者のうち、市長の承認を受けたもの及び条例第9条の許可を受けた者に係る処理手数料等については、月ごとに納入通知書により徴収することができる。

2 前項第3号の規定にかかわらず、事業系不燃物の処分に係る処理手数料及び条例第7条に規定する処分費用は、前納することができる。

全部改正〔平成13年規則1号〕、一部改正〔平成17年規則13号・18年68号〕

（廃棄物処分券）

**第11条** 市長は、前条第2項の規定により処理手数料等を前納した者に廃棄物処分券（別記第3号様式。以下「処分券」という。）を交付する。

2 前項の規定により処分券の交付を受けた者は、廃棄物の搬入を終えたとき、当該処理手数料等の額に相当する処分券を係員に交付しなければならない。

3 市長は、処分券の交付を受けた者から処理手数料等の還付の申出を受けたときは、当該処分券に相当する処理手数料等を還付する。

全部改正〔平成4年規則30号・8年19号〕、一部改正〔平成17年規則13号〕

（手数料の減免）

**第12条** 条例第5条第2項の規定による一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、八戸市一般廃棄物処理手数料減免申請書（別記第4号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請によりこれを決定したときは、当該申請者にその旨を通知する。

一部改正〔平成4年規則30号・13年1号・17年13号〕

（算定の特例）

**第13条** 市長は、処理手数料等の徴収に係る廃棄物の重量を計量器により計量することができないときは、廃棄物の比重を0.3とみなし、その容積により重量を算出する。

一部改正〔平成4年規則30号・17年13号〕

（排出方法）

**第14条** 当市が収集する一般廃棄物の排出方法は、条例第2条に規定する処理計画において定める。

追加〔平成17年規則13号〕

（搬出等ができない一般廃棄物）

**第15条** 土地又は建物の占有者は、次に掲げる一般廃棄物を搬出し、又は処理施設に搬入しないようにしなければならない。

(1) 有毒性物質を含むもの

(2) 危険性を有するもの

(3) 火気のあるもの

(4) 液体又は甚だしい悪臭を出すもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、処理業務を困難にし、又は処理施設等を損なうおそれがあるもの

一部改正〔平成4年規則30号・17年13号〕

( 当市が処分する産業廃棄物 )

**第 16 条** 条例第 6 条の規定により市長が定める当市が処分する産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量で別表に定めるとおりとする。

2 市長は、当市が処分する産業廃棄物の処分にあたり不都合が生じたときは、その産業廃棄物の処分を拒否することができる。

一部改正〔平成 17 年規則 13 号〕

( 業の許可申請手続等 )

**第 17 条** 一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行おうとする者は、八戸市一般廃棄物収集運搬業・処分業許可申請書(別記第 5 号様式)に次に掲げる書類各 1 通を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 戸籍抄本(法人にあっては定款及び登記簿謄本)
- (3) 履歴書(法人にあっては役員名簿及び履歴書)
- (4) 申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- (5) 資産に関する証明書
- (6) 的確に行うに足りる知識及び技能を有する書類
- (7) 的確にかつ継続して行うに足りる経理的基礎を記する書類
- (8) 従事者名簿
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理した場合においてこれを許可したときは、当該申請者に八戸市一般廃棄物(収集運搬業)・(処分業)許可証(別記第 6 号様式。以下「許可証」という。)を交付する。

全部改正〔平成 5 年規則 46 号〕、一部改正〔平成 16 年規則 28 号・17 年 13 号〕

( 事業範囲変更の許可申請手続等 )

**第 18 条** 前条第 2 項の規定による許可証の交付を受けた者(以下「許可業者」という。)は、当該事業の範囲を変更しようとするとき又は許可証の再交付を受けようとするときは、文書によりそれぞれ市長に申請又はその旨の届出をしなければならない。

追加〔平成 5 年規則 46 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 13 号〕

( 業の許可の取消し等 )

**第 19 条** 市長は、許可業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて許可の停止を命ずることができる。

- (1) 法、条例又はこの規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な申請により許可を受けたとき。
- (3) 許可業者として不適当と認めるとき。

2 市長は、前項により許可の取消し又は停止を決定したときは、当該許可業者に対し、文書で通知するものとする。

一部改正〔平成 5 年規則 46 号・17 年 13 号〕

( 業の休止等の届出 )

**第 20 条** 許可業者は、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業を休止し、又は廃止しようとするときは、その 30 日前までに文書により市長に届け出なければならない。

一部改正〔平成 5 年規則 46 号・17 年 13 号〕

( 許可証の返還 )

**第 21 条** 許可業者は、許可証の有効期間が満了し、又は許可の取消しの処分を受けたときは、5 日以内に許可証を市長に返還しなければならない。

2 許可業者が廃業し、又は死亡し、若しくは解散したときは、その本人又は相続人若しくは清算人は、直ちにその旨を文書により市長に届け出て、許可証を返還しなければならない。

一部改正〔平成 5 年規則 46 号・13 年 43 号・17 年 13 号〕

**附 則** この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和 54 年 12 月 26 日規則第 26 号) この規則は、昭和 55 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 55 年 7 月 22 日規則第 27 号) この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和 58 年 4 月 13 日規則第 22 号) この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成元年 8 月 23 日規則第 48 号) この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 4 年 8 月 31 日規則第 30 号) この規則は、平成 4 年 9 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 5 年 3 月 31 日規則第 46 号) この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 7 年 5 月 31 日規則第 31 号) この規則は、平成 7 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 8 年 3 月 29 日規則第 19 号) この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 9 年 3 月 27 日規則第 20 号）この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。  
 附 則（平成 12 年 3 月 29 日規則第 12 号）この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。  
 附 則（平成 13 年 1 月 30 日規則第 1 号）この規則は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。  
 附 則（平成 13 年 9 月 27 日規則第 43 号）この規則は、平成 13 年 11 月 1 日から施行する。  
 附 則（平成 14 年 7 月 11 日規則第 36 号）この規則は、平成 14 年 8 月 1 日から施行する。  
 附 則（平成 15 年 3 月 25 日規則第 10 号）この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。  
 附 則（平成 16 年 4 月 7 日規則第 28 号）この規則は、公布の日から施行する。  
 附 則（平成 17 年 3 月 30 日規則第 13 号）この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。  
 附 則（平成 18 年 10 月 25 日規則第 68 号）この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 16 条関係）

市が処分する産業廃棄物

種類	1 日平均搬入限度 量	備考
燃え殻	キログラム 600	紙、草及び木を焼却した時の灰及び残さ
汚泥	トン 2	含水率 85 パーセント以下に脱水したもの
ガラスくず及び陶磁器くず	キログラム 600	一片をおおむね径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの
工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不用物	トン 2	一片をおおむね径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの

全部改正〔平成 4 年規則 30 号・12 年 12 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 13 号〕

様式は省略

# 八戸市廃棄物減量等推進審議会規則（平成5年3月31日規則第47号）

改正 平成15年3月31日規則第35号 平成17年3月30日規則第14号

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年八戸市条例第10号）第13条の規定に基づき、八戸市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第3条 審議会には、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき審議会の会長の職務は、市長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（資料の提出の要求等）

第5条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、環境政策課において処理する。

（その他の事項）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 南郷村の編入の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条第1項の規定に関わらず、平成17年3月31日限りとする。

附 則（平成15年3月31日規則第35号）この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第14号）この規則は、平成17年3月31日から施行する。

## 八戸市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿（任期：平成21年8月24日～平成23年8月23日）

選出区分	所属・職名	委員名
学識経験者	八戸工業大学教授	伊藤 幸雄
	八戸工業高等専門学校教授	中村 重人
	八戸大学教授	吉田 稔
	(株)デーリー東北新聞社 広告局長兼仙台支社長	松本 康広
	青森県三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所総括主幹	齋藤 輝夫
	八戸市議会議員 建設常任委員会委員	坂本 眞将
生産・流通・回収事業者等	八戸商工会議所 副会頭	吉田 誠夫
	株式会社みなとや 取締役 企画部長	湊 哲男
	八戸市資源集団回収協同組合 代表理事	渡邊 宏
	八戸市一般廃棄物処理業者連絡協議会 事務局長	時田 貞夫
	八戸エコ・リサイクル協議会 会長	根城 秀峰
	エコタウンイニシアティブ研究会 会員	熊谷 康文
消費・地域団体等	八戸市環境美化協議会 理事	蟹沢 幸治
	八戸市連合婦人会 副会長	百目木 節
	八戸友の会 生活勉強・家計係	杉本 文子
	三八城連合町内会 八戸市中央児童会館 館長	小嶋 早苗
	八戸市立小学校 校長	横内 繁雄
	南郷商工会女性部 部長	植村 和子
	公募	下村 清司
	公募	吉田 勝子

## 八戸市一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年八戸市条例第10号。以下「条例」という。)及び八戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(昭和48年八戸市規則第22号。以下「規則」という。)に定める一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (廃棄物の範囲)

第2条 一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可に係る廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 引越し等に伴い家庭から排出される臨時ごみ
- (2) 事業活動により排出される事業系一般廃棄物
- 2 一般廃棄物の収集運搬の許可に際し、取扱う廃棄物の区分及び使用可能な車両は別表に定めるとおりとする。
- 3 一般廃棄物収集運搬の許可に際し、積替え及び保管を実施する場合の廃棄物は、排出者が分別した廃棄物で、資源化できる廃棄物のうち性状の変化が著しくないものとする。

### (許可基準)

第3条 一般廃棄物の収集運搬業に係る許可の基準は第1号から第10号までに掲げるとおりとし、一般廃棄物の処分業に係る許可の基準は第11号及び第12号に掲げるとおりとする。

- (1) 許可の申請をした者(以下「申請者」という。)自ら業務を実施すること。
- (2) 申請者(法人にあっては、その役員又は従業員)が財団法人日本環境衛生センターが主催する一般廃棄物の収集運搬・処分事業者セミナー又は財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する産業廃棄物処理業許可申請講習会(新規)を修了していること。
- (3) 走行中に一般廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れるおそれのない運搬車を有すること。
- (4) 原則として、自動排出機能を有する運搬車を有すること。
- (5) 運搬車の保管場所及び洗車設備を有すること。
- (6) 生活環境の保全上支障がなく、かつ、適正に処理することが確実であると認められること。
- (7) 八戸市内に住所(法人にあっては、事務所又は事業所)を有すること。
- (8) 許可の申請の際現に申請者に市税の滞納がないこと。
- (9) 取り扱う一般廃棄物の種類が明確であること。
- (10) 積替え及び保管は法令で定める基準を満たすこと。
- (11) 処分方法及び処分先が適正であること。
- (12) 処理施設の種類、数量及び設置場所が適正であり、かつ、処理能力が十分に備わっていること。

### (添付書類)

第4条 規則第17条第1項第1号の事業計画書は、別記第2号様式のとおりとする。

- 2 規則第17条第1項第3号の履歴書は、別記第3号様式のとおりとする。
- 3 規則第17条第1項第3号の役員名簿は、別記第4号様式のとおりとする。
- 4 規則第17条第1項第4号の書類は、別記第6号様式のとおりとする。
- 5 規則第17条第1項第6号の書類は、前条第2号に該当することを証する書類とする。
- 6 規則第17条第1項第7号の書類は、納税証明書並びに貸借対照表及び損益計算書とする。
- 7 規則第17条第1項第8号の従事者名簿は、別記第5号様式のとおりとする。
- 8 規則第17条第1項第9号の市長が必要と認める書類は、一般廃棄物の収集運搬業に係る許可の申請にあっては第1号から第16号までに掲げるとおりとし、一般廃棄物の処分業に係る許可の申請にあっては第17号から第21号までに掲げるとおりとする。
  - (1) 事業所の配置図及び付近の見取図
  - (2) 土地、家屋及び運搬車等の賃貸借契約書の写し
  - (3) 営業許可経歴書(別記第7号様式)
  - (4) 契約事業所一覧表(別記第8号様式)
  - (5) 収集及び運搬並びに処分に関する料金表
  - (6) 誓約書(別記第9号様式)
  - (7) 承諾書(別記第10号様式)
  - (8) 収集及び運搬並びに処分の業務に関する組織図

- (9) 運搬車一覧表(別記第11号様式)
- (10) 運搬車の正面及び側面のカラー写真
- (11) 運搬車に係る自動車検査証の写し
- (12) 運搬車に係る自動車損害賠償責任保険証明書の写し
- (13) 運搬車に係る自動車保険契約を締結していることを証する書類
- (14) 車両整備計画書(別記第12号様式)
- (15) 一般廃棄物積替え保管実施計画書(別記第13号様式)
- (16) 一般廃棄物収集運搬計画書(別記第14号様式)
- (17) 処分計画書(別記第15号様式)
- (18) 処理フローシート
- (19) 処理施設の位置図及び見取図
- (20) 処理施設の構造図及び処理設備の設計図
- (21) 処理設備の設計計算書及び仕様書

(実地検査)

第5条 一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可申請の審査に当たっては、申請に係る事項について実地に検査し、設備の状況その他必要な事項を確認するものとする。ただし、許可の更新申請の場合において、既に確認した事項に変更がないときは、当該事項の確認を省略することができる。

(許可条件)

第6条 一般廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可には、次に掲げる条件を付けるものとする。

- (1) 許可に係る区域外において業務を行わないこと。
- (2) 一般廃棄物の分別収集を徹底し、資源物の回収を積極的に実施すること。
- (3) 許可に係る運搬車以外の車両で一般廃棄物の収集及び運搬を行わないこと。
- (4) 許可に係る運搬車の両側面に許可を受けた者の氏名又は名称及び許可を受けている旨を表示すること。
- (5) 許可に係る運搬車を常に整備し、良好で清潔な状態を保つこと。
- (6) 収集及び運搬時に道路を汚したときは、速やかに清掃すること。
- (7) 収集した一般廃棄物を市長が指示した処理施設に搬入すること。
- (8) 一般廃棄物収集運搬業に係る積替え及び保管できる廃棄物は、資源化を目的とする廃棄物のみとし、保管を屋外で実施する場合は原則、保管容器を使用すること。
- (9) 処理施設への搬入に当たっては、係員の指示に従うとともに、搬入する一般廃棄物の検査に協力すること。
- (10) 従業員に対する教育を徹底し、一般廃棄物の処理に関する知識の向上を図ること。
- (11) 事故等が発生した場合には、速やかに報告すること。
- (12) 各月における収集及び運搬並びに処分の状況を翌月の10日までに市長に報告すること。

別表(第2条関係)

	取扱う廃棄物の区分	収集運搬車両
1	一般廃棄物全般(厨芥類含む)	パッカー車
2	可燃ごみ(厨芥類含まない)	パッカー車又はダンプ車
3	不燃ごみ	パッカー車又はダンプ車(埋立は平ボディでも可)
4	引越しごみ又は解体に際して家屋に残っている一般廃棄物	厨芥含む パッカー車 厨芥含まない パッカー車、ダンプ車又は平ボディ
5	道路清掃残渣	ダンプ車、平ボディ又は吸泥車
6	草木	パッカー車又はダンプ車
7	その他市長が必要と判断したもの	廃棄物の種類ごとに収集運搬に適した車両

附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

様式は省略

## 八戸市ボランティア用ごみ袋の配布等に関する要綱

### (趣旨)

- 第1 この要綱は、清潔な生活環境を保持するために行われるボランティアでの清掃活動に使用するごみ袋(以下「ボランティア用ごみ袋」という。)の配布方法等について必要な事項を定めるものとする。

### (ボランティア用ごみ袋の使用)

- 第2 ボランティア用ごみ袋は、ボランティアでの清掃活動により回収した紙くず、空き缶、落ち葉等のごみを排出する場合に限り、使用することができる。
- 2 前項のごみのうち、紙くずなど可燃物については、燃やせるごみ用ボランティア用ごみ袋(以下「可燃用ごみ袋」という。)を、空き缶など不燃物については、燃やせないごみ用ボランティア用ごみ袋(以下「不燃用ごみ袋」という。)を使用するものとする。

### (配布方法)

- 第3 ボランティア用ごみ袋は、別紙の各部署の長を経由し、地域の生活環境の実情を良く知る町内会長、行政員又はごみ減量推進員(以下「町内会長等」という。)を通じて使用者に配布するものとする。ただし、団体がボランティアで清掃活動を行う場合は、当該団体の代表者が、各部署の長から直接ボランティア用ごみ袋を受けることができる。
- 2 ボランティア用ごみ袋の配布を受けようとする者は、当該町内を所管する町内会長等に対し、使用目的及び使用枚数を明らかにして口頭で申し込むものとする。
- 3 町内会長等は、前項の申込みがあった場合には、ボランティア用ごみ袋を必要とする状況を確認した上で配布するものとする。
- 4 町内会長等は、ボランティア用ごみ袋の使用者への配布について、市から協力を要請された趣旨を理解し、自覚を持ってその配布にあたらなければならない。
- 5 各部署の長は、町内会長等及びボランティア清掃活動を行う団体の代表者からボランティア用ごみ袋の交付の依頼を受けたときは、ボランティア用ごみ袋交付簿(別記第1号様式)に必要事項を記入し、希望枚数を交付するものとする。
- 6 各部署の長は、ボランティア用ごみ袋の在庫状況を把握し、町内会長等への交付に際し不足が生ずるおそれがあるときは、市が指定する事業者へ配送を要請するものとする。

### (交付状況の検査)

- 第4 市は、毎年度1回、各部署のボランティア用ごみ袋交付簿により、その交付状況等について検査するものとする。

### (袋の仕様)

- 第5 ボランティア用ごみ袋の仕様は、別記第2号様式のとおりとする。

#### 附 則

この要綱は、平成13年6月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月21日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年10月12日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から実施する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

様式は省略

## 八戸市ごみ減量推進員設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化、再利用及び再資源化の推進などを図り、もって住みよいまちづくりをすすめるため、八戸市ごみ減量推進員（以下「推進員」という。）を設置し、その必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 推進員は、次の各号に掲げる事務に従事するものとする。

- (1) ごみの減量化、再利用及び再資源化の推進に関すること。
- (2) ごみの適正排出及び不法投棄防止に関すること。
- (3) その他ごみの適正な処理に関すること。

### (配置及び活動区域)

第3条 推進員は、原則として町内会の区域ごとに当該区域内の世帯数の区分に応じ、次の表に掲げる人数を置くものとする。

世帯数	人数
200世帯未満	1人
200世帯以上 400世帯未満	2人
400世帯以上 600世帯未満	3人
600世帯以上 800世帯未満	4人
800世帯以上 1,000世帯未満	5人
1,000世帯以上	6人

2 推進員の活動区域は、当該推進員の所属する町内会の区域内とする。

### (委嘱)

第4条 推進員は、社会的信望があり、かつ、その職務を行うのに必要な見識を有する者で、当該町内会長が推薦するもののうちから、市長が委嘱する。

### (身分及び任期)

第5条 推進員は、非常勤とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

## 八戸市リサイクルパートナー補助金交付要綱

### (目的)

第1 この要綱は、再生利用の可能なごみ(以下「資源物」という。)の回収を行う市に登録されたりリサイクルパートナー(以下「登録団体」という。)に予算の範囲内で補助金を交付することにより、資源物回収運動の推進を図ることを目的とする。

### (資源物の種類)

第2 資源物の種類は、次のとおりとする。(但し、家庭から排出されるものに限る。)

- (1) 紙類 新聞、ダンボール、牛乳パック等
- (2) 金属類 スチール缶、アルミ缶、金物等
- (3) びん類 繰り返し利用できるリターナブルびん等
- (4) 布類 ぼろ布等

### (補助金の交付)

第3 補助金は、登録団体が、市に登録された資源物回収事業者(以下「登録事業者」という。)に資源物を売却したときに交付する。

### (補助金額)

第4 補助金の額は、登録団体が登録事業者に売却した資源物の重量に応じて積算することとし、その単価については次のとおりとする。

登録団体 1kg当たり3円

### (登録)

第5 登録を受けようとする資源物回収団体は、八戸市リサイクルパートナー登録申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、当該団体が町内会、子供会、PTA、婦人会等の団体で20人以上の構成員を有するときは、その登録を決定し、通知するものとする。

### (補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする登録団体は、八戸市リサイクルパートナー補助金交付申請書(別記第2号様式)に登録事業者の計量伝票又はその写しを添えて、次の区分により申請するものとする。

- (1) 3月から8月までの売却分(上半期分)
- (2) 9月から2月までの売却分(下半期分)

### (補助金の交付決定及び額の確定)

第7 市長は、第6の申請書を受理したときは、当該申請書の審査等により、補助金の交付決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、その旨を八戸市リサイクルパートナー補助金交付決定及び額の確定通知書(別記第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

### (補助金の請求)

第8 第7の通知書を受けた登録団体は、八戸市リサイクルパートナー補助金交付請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する

様式は省略。

## 八戸市資源物集団回収事業補助金交付要領

### (目的)

第1 この要領は、市に登録された資源物回収事業者（以下「登録事業者」という。）が行う資源物集団回収事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、資源物回収運動の推進を図ることを目的とする。

### (補助金の交付)

第2 補助金は、登録事業者が、市が別に登録するリサイクルパートナー（以下「登録団体」という。）から資源物を回収した場合に交付する。

### (補助金額)

第3 補助金の額は、回収1回につき、金5,000円とする。

### (登録)

第4 登録を受けようとする登録事業者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 八戸市資源物回収事業者登録申請書（別記第1号様式）
- (2) 定款又は事業証明書
- (3) 納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、適正と認められるときは、その登録を決定し、通知するものとする。

### (補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする登録事業者は、八戸市資源物集団回収事業補助金交付申請書（別記第2号様式）に、回収した資源物の計量伝票又はその写しを添えて、次の区分により申請するものとする。

- (1) 3月から8月までの回収分（上半期分）
- (2) 9月から2月までの回収分（下半期分）

### (補助金の交付決定及び額の確定)

第6 市長は、第5の申請書を受理したときは、当該申請書の審査等により、補助金の交付決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、その旨を八戸市資源物集団回収事業補助金交付決定及び額の確定通知書（別記第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

### (補助金の請求)

第7 第6の通知書を受けた登録事業者は、八戸市資源物集団回収事業補助金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。

様式は省略

# 八戸市電動式家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付要領

## (目的)

第1 この要領は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を図るとともに、資源の再利用に対する市民の意識高揚を図るため、電動式家庭用生ごみ処理機(以下「処理機」という。)を設置する者に対し、その購入に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (補助対象者)

第2 補助金の交付対象者は、市が別に指定する販売店(以下「指定販売店」という。)から処理機を購入する者で、次の要件を備えたものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。ただし、事業所等の法人は除く。
- (2) 処理機により処理された生ごみを有効に活用できること。
- (3) 市税(市県民税、固定資産税、国民健康保険税)を過去3年度の間滞納していないこと。

## (補助対象機器)

第3 補助対象となる処理機は、処理機内で生ごみを乾燥処理又は堆肥化处理することにより減量化できる機種とし、圧縮、脱水又は破砕により生ずる処理水等を直接排水管に流出させる機種は、補助の対象外とする。

## (補助金額等)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、処理機の購入に要する経費とし、処理機1機につき購入価格の3分の1以内の額で、1万円を限度とする。

2 補助は、1世帯につき1回までとする。

## (交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期間内に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 八戸市電動式家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 第2(3)の要件を証明するための納税証明書、又は市税の納付状況を公簿等により確認することに同意する文書(別記第2号様式)

## (交付決定の方法)

第6 市長は、第5の申請により補助金の交付を決定したときは、八戸市電動式家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付決定通知書(別記第3号様式。以下「交付通知書」という。)により、補助金を交付しないことと決定したときは、八戸市電動式家庭用生ごみ処理機購入費補助金不交付決定通知書(別記第4号様式)により、申請者に通知するものとする。

## (購入方法及び補助金請求等の委任)

第7 第6の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、交付通知書に記載された期限までに、指定販売店から処理機を購入しなければならない。

2 補助決定者は、前項の規定により処理機を購入したときは、指定販売店に対して交付通知書の委任状欄により、補助金の請求及び受領についての一切の権限を委任するものとする。

3 補助決定者は、交付通知書を第三者に譲渡してはならない。

(実績報告等)

第8 指定販売店は、補助決定者が処理機を購入するときは、当該処理機の販売金額から第4第1項の規定により算出した補助金額を差し引いた額で販売するものとする。

2 第7第2項により委任を受けた指定販売店は、八戸市電動式家庭用生ごみ処理機購入費補助金交付事業実績報告書(別記第5号様式。以下「報告書」という。)に交付通知書又はその写しを添えて、市長に報告するものとする。

(補助金の額の確定及び交付)

第9 市長は、第8第2項の報告書を受けたときは、その内容を審査し適正と認められるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記第6号様式)により補助決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、第8第2項の規定による報告を行った指定販売店に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により交付通知書の交付を受けて処理機を購入した者及び虚偽の報告等により第9第2項の補助金を受領した指定販売店に対し、当該補助金に相当する金額の返還を命ずることができる。

(指定販売店の登録)

第11 処理機を販売する者で、指定販売店として登録を受けようとする者は、八戸市電動式家庭用生ごみ処理機指定販売店登録申請書(別記第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 登録を受ける者は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 市内に店舗を有し、購入者から希望があったときは、宅配できること。

(2) 購入者の求めに応じ、使用方法や維持管理について適切な指導ができ、故障時等アフターサービスの対応ができること。

(3) 購入者に代わって補助金請求事務を適切に行うことができること。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、その者が前項各号に掲げる要件に適合すると認められるときは、八戸市電動式家庭用生ごみ処理機指定販売店登録決定通知書(別記第8号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(指定販売店の取消)

第12 市長は、指定販売店が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、指定販売店の登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により指定販売店の登録を受けたとき。

(2) 第11第2項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。

(3) その他指定販売店としてふさわしくない行為があったとき。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

様式は省略

# 八戸市有害ごみ取扱実施要領

## (この要領の趣旨)

最近の技術革新、国民生活の多様化により、新製品、新素材が次々と生み出され、これらを使用した結果生ずる廃棄物の処理に新たな対応が要請されているが、なかでも、水銀を含む使用済み乾電池等の対策が、環境保全上の大きな問題としてとりあげられている。そこで八戸市では、市民、事業者、市の責務を明確にしながら、良好な環境を確保するため、この要領を定めるものである。

## (有害ごみの定義)

廃棄物を処理する過程において発生する排ガスが人体及び環境に重大な影響を及ぼすものとされる適正処理が困難な廃棄物。

## (有害ごみの種類) 乾電池、蛍光管、体温計

## (市民の責務)

- 1 乾電池等を購入する場合は、不用となった有害ごみを次の電気機器販売店等(以下「電器店等」という。)に持参のうえ交換するように努めること。
  - (1) 電器店(電気相談所の表示をしてある電器店)
  - (2) デパート、スーパー
- 2 1によりがたい場合は、日常のごみに混入しないで、もよりの電器店等に設置してある有害ごみ回収ボックスに投入すること。(電器店等の営業時間内)

## (事業者の責務)

- 1 電器店等の責務
  - (1) 有害ごみ回収ボックスを設置し、市民が有害ごみを持参したときは、当該ボックスに投入させ処理すること。
  - (2) 事業活動によって生じた有害ごみ(下取り等により回収した有害ごみを含む)はメカ等に返送し処理するように努めること。
  - (3) (2)によりがたい場合は、自ら市の施設に搬入するか、もしくは、一般廃棄物処理業者(以下「許可業者」という。)に処理を依頼すること。この場合、「有害ごみ」のステッカーを貼付すること。
- 2 その他の事業者の責務  
会社、商店、飲食店、学校、病院等の事業活動によって、有害ごみが生じた場合は、次により処理すること。
  - (1) 購入する場合は、不用となった有害ごみを電器店等に持参する等で交換するように努めること。
  - (2) (1)によりがたい場合は、自ら市の施設に搬入するか、もしくは、許可業者に処理を依頼すること。この場合、「有害ごみ」のステッカーを貼付すること。
- 3 許可業者の責務  
事業者から廃棄物の処理を依頼された場合は、事業者に対し、有害ごみの分別と表示を徹底するよう指導し、有害ごみは、市の施設に搬入すること。

## (市の責務)

- 1 市民、事業者及び許可業者に対する周知と指導
- 2 電器店等に市民が持参した有害ごみの収集
  - ・適正な処理方法が確立されるまでの間、市において収集する。
- 3 有害ごみの保管等
  - ・有害ごみ保管場所に保管する。

## (実施時期) 昭和59年4月

## ごみ集積所の設置基準等に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地域住民が設置するごみ集積所(以下「集積所」という。)の設置基準及び維持管理等について必要な事項を定めるものとする。

### (設置基準)

第2条 集積所は、概ね20世帯から30世帯につき1ヶ所を基準として設置するものとする。

2 集積所は、次の各号に掲げる要件を満たす場所に設置するものとする。

- (1) 別表に掲げる収集車の通り抜けが可能な幅員4メートル以上の道路に面していること。ただし、幅員が4メートル未満の道路で収集作業上支障がないと認められる場合、または現在の収集コースから相当の距離があり、かつ、収集対象戸数が概ね10世帯以上ある袋路で収集車を方向転換させる場所を確保できる場合は、この限りでない。
- (2) 安全に効率的な収集作業を行うことができ、かつ、通行人や通行車両等の妨げとならない場所であること。
- (3) 土地所有者の了解を得ていること。

### (集積所設置等の申請)

第3条 集積所の設置は、当該町内会等を通じて、ごみ集積所設置等申請書(別記第1号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、現地調査により設置基準に適合するか審査し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、集積所の変更及び廃止についても準用する。

### (ごみ等の収集)

第4条 第3条第2項の規定により設置した集積所に排出されたごみ等は、市が収集するものとする。ただし、一時大量ごみ、事業系ごみ、処理困難物等にあつては、この限りでない。

### (集積所の管理)

第5条 集積所の管理は、当該町内会等で行うものとする。

2 当該町内会等は、集積所及びその周辺の環境美化に努めなければならない。

### (資源物等の持ち出し禁止)

第6条 集積所に排出された資源物等は、市の収集作業に携わる者以外、何人もみだりに持ち出してはならない。

### 別表(第2条関係)

(単位: cm)

区分	車幅	ミラー幅	ローリング幅	合計
中型車(4トン)	220	60	60	340
小型車(2トン)	188	50	60	298

### 附 則

この要領は、平成6年1月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成21年1月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成21年8月1日から適用する。

様式は省略

## 八戸自動車道及び百石道路における不燃性廃棄物処理に関する協定

(締結 昭和 61 年 11 月 27 日)

(変更 平成 14 年 7 月 18 日)

(変更 平成 4 年 9 月 1 日)

(承継 平成 17 年 10 月 1 日)

(変更 平成 7 年 3 月 28 日)

八戸市(以下「甲」という。)と東日本高速道路株式会社(以下「乙」という。)は、八戸自動車道及び百石道路で発生する不燃性廃棄物(以下「廃棄物」という。)の処理について、次のとおり協定を締結する。

### (総則)

第1条 甲は、乙の依頼に基づき、八戸自動車道の浄法寺インターチェンジから八戸インターチェンジまでの間及び八戸ジャンクションから八戸北インターチェンジまでの間並びに百石道路の道路及び附帯施設から発生する廃棄物を甲所有の廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)で処理するものとする。

### (廃棄物の搬入)

第2条 前条に規定する廃棄物を処理施設に搬入する者(以下「搬入者」という。)は、乙の指定する者で、一般廃棄物処理業の許可を受けた者に限る。

- 2 乙は、前項の搬入者を決定し、又は変更したときは、速やかに甲に通知するものとする。
- 3 廃棄物の搬入日、搬入時間、その他の搬入方法については、甲の定めるところによるものとする。

### (処理経費の負担)

第3条 乙は、甲に対して乙の依頼する廃棄物の処理に必要な経費として、廃棄物の搬入量に応じた負担をするものとする。

- 2 前項により乙が負担する1トン当りの額は、甲が前々年度において処理に要した廃棄物の決算額を同年度で処理した廃棄物の全量で除して得た額とする。この場合においては、甲から乙に対して事前に関係書類を提出のうえ、甲乙協議して定めるものとする。

### (処理経費の支払)

第4条 甲は、毎年度四半期ごとに、前条により算定した処理経費を、乙に請求するものとする。

- 2 乙は、前項の請求を受けた日から30日以内に当該経費を甲に支払うものとする。

### (通知)

第5条 甲は、増改築又は事故等により処理施設の運転を休止するときは、速やかに乙に通知するものとする。

### (有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、八戸自動車道の八戸インターチェンジから八戸インターチェンジまでの間の供用開始の日から八戸自動車道及び百石道路の料金徴収期間が満了する日までとする。

### (その他)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

### 附則

この協定の第4条第1項及び第2項の乙は「東日本高速道路株式会社東北支社八戸管理事務所長」と読み替えるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

### 覚書き

日本道路公団民営化による東日本高速道路株式会社への協定の承継により、「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」と読み替えるものとする。また、第4条第1項及び第2項の乙は「東日本高速道路株式会社東北支社八戸管理事務所長」と読み替えるものとする。

# 八 戸 市 一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画

## 1. 総則

- (1) 八戸市一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という）の期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。
- (2) 計画の区域は、市の区域全体とする。
- (3) この計画において使用する用語は、法の例による。

## 2. 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

（単位：t）

種 別	家 庭 系	事 業 系	合 計
燃やせるごみ	44,960	23,140	68,100
燃やせないごみ・粗大ごみ	3,250	4,170	7,420
資 源 物	缶・びん・ペットボトル	4,730	13,240
	新聞紙・段ボール	3,020	
	雑誌・チラシ、古布、 その他紙（厚紙・紙袋類）	5,380	
	廃食用油	20	
	有害ごみ（乾電池、蛍光灯、水銀体温計）	90	
集 団 回 収	880	-	880
合 計	62,330	27,310	89,640

## 3. 一般廃棄物の処理主体

区 分	処 理 主 体	手 法
家庭系一般廃棄物	市	直営及び委託
事業系一般廃棄物	排出事業者	直営又は委託

## 4. 処理計画

### (1) ごみの排出抑制・再資源化計画

#### ア. 排出抑制の方法

#### (ア) 家庭系一般廃棄物（処理主体：市）

#### a. 家庭ごみ有料化

家庭系一般廃棄物のうち、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみについては、収集運搬にかかる経費の一部を指定ごみ袋等に付加し、家庭ごみの減量、資源物の分別促進及びごみの発生抑制を図る。

区 分		金 額
燃やせる・燃やせないごみ袋 1 枚当たり	45 ㍻袋	30 円
	30 ㍻袋	20 円
	20 ㍻袋	15 円
粗大ごみ処理券 1 枚当たり		500 円

b. 電動式生ごみ処理機購入費補助金制度

電動式生ごみ処理機を購入した市民へ、購入費の3分の1以内の額で10,000円を上限として補助金を交付する。

平成21年度予定補助件数 15基

c. 段ボールコンポストモニター制度事業

ダンボールと土壌改良剤を利用した安価で簡易な生ごみ処理コンポストの普及を図るため、モニター事業を実施する。

平成21年度募集予定 150人

(イ) 事業系一般廃棄物(処理主体:排出事業者)

a. ごみの適正排出の徹底…… 産業廃棄物と一般廃棄物の区別など

b. 資源物の分別の徹底…… 資源となる紙( )の資源化など

「資源となる紙」は、段ボール、新聞紙、雑誌、チラシ、パンフレットやカタログ、コピー紙、名刺、封筒、包装紙、紙袋、厚紙等とする

イ. 再資源化の方法及び量

(ア) 家庭系一般廃棄物(処理主体:市)

a. 資源物の分別収集

家庭から排出される次の資源物を収集・回収し、八戸リサイクルプラザ(廃食用油はBDF製造装置で再資源化)へ搬入する。

(単位:t)

種 類	見込み量	合 計
缶・びん・ペットボトル	4,730	13,240
新聞紙・段ボール	3,020	
雑誌・チラシ、古布、 その他紙(厚紙・紙袋類)	5,380	
有害ごみ(乾電池、蛍光灯、水銀体温計)	90	
廃食用油	20	

b. 資源物集団回収の推進

市に登録された町内会、子ども会、学校PTA等、資源物回収を実施した団体に対し、奨励補助金を交付する。

平成21年度予定回収量 880t

(イ) 事業系一般廃棄物(処理主体:排出事業者)

a. 事業系紙ごみの資源化促進

事業系紙ごみのうち「資源となる紙」の八戸清掃工場への搬入を規制し、古紙リサイクル事業者への持込みを誘導する。

平成21年度予定資源化量 8,000t

b. 事業系廃棄物マニュアルの配布

c. 木くずや生ごみの資源化

民間企業による資源化の促進

(2) 収集・運搬計画

ア. 基本事項

- (ア) 市が収集する品目は、一般家庭から排出される家庭系一般廃棄物、資源物、及び動物死体とする。
- (イ) 一般家庭が一度に出せるごみ量は指定ごみ袋で2袋までとする。なお、それを超える場合は、処理施設に直接搬入するか、許可業者に依頼して処理するよう指導する。
- (ウ) 事業活動に伴って排出されるごみは、自己処理が原則であるが、自己処理できない場合は、処理施設に直接搬入するか、許可業者に依頼して処理するよう指導する。特に、事業系紙ごみのうち「資源となる紙」の焼却を目的とした八戸清掃工場への搬入を規制することとし、各事業者へ分別と資源化の推進を指導する。

イ. 収集運搬する廃棄物の量、収集区域の範囲、収集回数、収集の方法

(ア) 家庭系一般廃棄物 (処理主体：市)

種類		量 (t)	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法
燃やせるごみ		44,960	市全域	週2回	ステーション方式 指定ごみ袋
燃やせないごみ				月1回	
粗大ごみ		3,250		随時	電話予約による戸別収集 粗大ごみ処理券
資源物	缶・びん・ペットボトル	4,730		毎週水曜日	ステーション方式 透明・半透明袋
	新聞紙・段ボール	3,020		毎月第1・3水曜日	ステーション方式 紐十字縛り
	雑誌・チラシ、 その他紙、	5,380		毎月第2・4水曜日	
	古布			ステーション方式 透明・半透明袋	
	廃食用油	20	週4回	拠点回収 (10箇所)	
	有害ごみ	90	年6回	拠点回収	

- ※ 家庭系一般廃棄物の収集を休む日は、土曜日、日曜日、祝日、振替休日と12月31日から翌年1月3日までとする。ただし、月曜日が祝日または振替休日にあたる場合は、燃やせるごみに限り収集する。また、4月29日(水曜日)は「缶・びん・ペットボトル」を収集する。
- ※ 燃やせないごみの収集日が祝日または振替休日にあたる場合、翌週の同じ曜日に収集する。

(イ) 動物死体

種別	収集主体	収集方式
犬・猫等の動物死体	直営	直接搬入または電話による受付後、随時収集

(ウ) 事業系一般廃棄物 (処理主体：排出事業者)

種類	量 (t)	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法
燃やせるごみ (資源となる紙を除く)	23,140	市全域	各社毎	自己運搬または 収集運搬許可業者
燃やせないごみ	4,170			

(エ) 行政で収集しない一般廃棄物

a. 家電四品目

家電リサイクル法により、ブラウン管テレビ、液晶・プラズマ薄型テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、

洗濯機、衣類乾燥機については粗大ごみの対象品目から除外する。

b. パソコン

資源有効利用促進法により、家庭から排出されるパソコンについては燃やせないごみ及び粗大ごみの対象品目から除外する。

(3) 中間処理計画

ア. 処理施設の概要

(ア) 焼却施設

設置主体	八戸地域広域市町村圏事務組合	
名 称	八戸清掃工場 第1工場	同 第2工場
所 在 地	八戸市大字櫛引字取揚石1-1	同左
処理能力	150 t / 日 × 2 炉	150 t / 日 × 1 炉
形 式	全連続旋回流型流動床焼却炉	全連続燃焼式ストーカ炉
竣 工	平成8年7月	昭和55年3月

(イ) 資源物処理・燃やせないごみ・粗大ごみ破碎施設

設置主体	八戸地域広域市町村圏事務組合	
名 称	八戸リサイクルプラザ	
所 在 地	八戸市大字櫛引字山田山1-1	
処理能力	171.09 t / 日 内訳：資源化ライン 49 t / 日 破碎ライン 61 t / 日 紙・布ライン 61 t / 日 有害ごみライン 0.09 t / 日	
竣 工	平成12年3月	

(ウ) 動物死体焼却場

設置主体	八戸市
名 称	八戸市動物死体焼却場（八戸市ワンニャン斎苑）
所 在 地	八戸市大字鮫町字大草離3-14

(エ) BDF製造装置

設置主体	八戸市
名 称	BDF製造装置
所 在 地	八戸市大字櫛引字取揚石1-1
製造能力	50 ㎥ / 7 時間
竣 工	平成18年3月

イ．搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

(ア) 家庭系一般廃棄物(処理主体：市)

種 別		搬 入 者	搬入量 ( t )	比 率
家庭系一般廃棄物全体		行政収集	60,370	
		自己搬入	1,080	
燃やせるごみ		行政収集	44,500	0.990
		自己搬入	460	0.010
燃やせない・粗大ごみ		行政収集	2,630	0.808
		自己搬入	620	0.192
資源ごみ		行政収集	13,240	
資源物	缶・びん・ペットボトル		4,730	
	段ボール・新聞紙		3,020	
	雑誌・チラシ、古布、その他紙		5,380	
	廃食用油		20	
	有害ごみ		90	

(イ) 事業系一般廃棄物(処理主体：排出事業者)

種 別		搬 入 者	搬入量 ( t )	比 率
事業系一般廃棄物全体		許可業者	21,700	
		自己搬入	5,610	
燃やせるごみ (資源となる紙を除く)		許可業者	19,330	0.835
		自己搬入	3,810	0.165
燃やせないごみ		許可業者	2,370	0.567
		自己搬入	1,800	0.433

(4) 残渣の量及び処分計画

ア．家庭系一般廃棄物

種 類		残渣量 ( t )	処 分 計 画
燃やせるごみ		5,580	天狗沢最終処分場での埋め立て処理を基本とし、その一部については民間企業に委託して溶融・焼成処理後資源化(1,853 t)
燃やせないごみ		2,380	破碎処理後資源物を回収し、可燃残渣は八戸清掃工場で焼却、不燃残渣は天狗沢最終処分場に埋め立て処理
粗大ごみ			
資源物	缶・びん・ペットボトル		種類ごとに選別 ・スチール・アルミは再生資源引取業者へ売却 ・びんは容器包装リサイクル協会に再商品化委託 ・ペットボトルは容器包装リサイクル協会に再商品化委託 ・残渣は天狗沢最終処分場に埋め立て処理
	新聞紙・段ボール		0
	雑誌・チラシ		
古 布			

その他紙		
廃食用油	0	・ B D F 製造装置で軽油代替燃料 ( B D F ) を製造し、公用車で使用 ・ 処理残渣 ( グリセリン ) は再生燃料製造事業者へ引渡し
有害ごみ	0	破砕・保管後、専門業者で資源化

イ．事業系一般廃棄物

種 別	残渣量 ( t )	処 分 計 画
燃やせるごみ ( 資源となる紙を除く )	2,870	八戸清掃工場で焼却後、焼却灰処理は天狗沢最終処分場での埋め立て
燃やせないごみ	1,250	八戸リサイクルプラザ内の粗大ごみ処理施設で破砕後、資源物を回収。可燃残渣は八戸清掃工場で焼却、不燃残渣は天狗沢最終処分場に埋め立て処理

( 5 ) 最終処分計画

ア．埋め立て処分

( ア ) 最終処分場の概要

設置主体	八戸市
名 称	八戸市一般廃棄物天狗沢最終処分場
所 在 地	八戸市大字是川字上田中沢及び田中山地内
埋立面積	69,500 平方メートル
埋立容量	690,000 立方メートル
残余容量	55,000 立方メートル
形 式	埋 立 準好気性サンドイッチ 浸出液 回転円板 + 凝集沈殿
浸出液処理施設能力	進出処理 200 立方メートル / 日 × 2 系列

( イ ) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋め立て容量

区 分	搬入量 ( t )
家庭系直接搬入物	59
事業系直接搬入物	2,956
直接搬入以外	781
中間処理施設残渣	10,227
年間埋め立て量	14,022

( ウ ) 新処分施設整備事業

新たな最終処分場 ( 新処分施設 ) を整備するため、下記の事業を実施する。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 造成区域の伐採</li> <li>・ 埋蔵文化財試掘調査</li> <li>・ 建設工事の実施</li> </ul>
------	---

(6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア．市民に対する広報・啓発活動

(ア) テレビ・ラジオへの出演、広報への掲載、チラシの配布

親しみやすいキャラクターを活用し、ケーブルテレビや地元ラジオ局による放送、「広報はちのへ」への特集記事の掲載や、「家庭ごみの分け方・出し方」等のチラシにより、適正なごみの出し方等の周知を図る。

(イ) 説明会・施設見学会の実施

家庭ごみ・資源物の分別収集に関する説明会の実施や、清掃工場・八戸リサイクルプラザ・最終処分場の見学会を実施する。

(ウ) 各種イベントの開催、出展及び展示品の貸し出し

環境展などへの出展により、ごみ処理に関する意識の高揚を図る。

イ．八戸市廃棄物減量等推進審議会

審議会は学識経験者 5 名、生産・流通・回収業者 5 名、消費・地域団体等の代表者 10 名（うち公募 2 名）の合計 20 名により構成され、委員の任期は 2 年。

廃棄物の減量や適正処理に関する事項を調査・審議し、その結果を答申し、また必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

ウ．八戸市ごみ減量推進員

各町内会に 1 名以上を配置することとし、ごみの減量化、再利用及び資源化の推進等に関する啓発活動、ごみの適正排出及び不法投棄防止に関する周知や連絡等を職務内容とする。

なお、1 町内会におけるごみ減量推進員の定数は、町内の世帯数 200 までは 1 名、それを超える場合は 200 世帯毎に 1 名を基準として配置する。

## 第 5 期分別収集計画

## 1 計画策定の意義

21 世紀は「環境の時代」ともいわれ、国においては、循環型社会の構築に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、各種リサイクル法を制定するとともに、循環型社会形成推進基本計画を策定し、様々な施策が展開されているところである。

当市においても平成 9 年度から資源物の分別収集を開始し、平成 12 年度にペットボトルを分別品目に追加したほか、平成 13 年 6 月からは「家庭ごみの有料化」を実施し、ごみの減量化及びリサイクルの推進に取り組んできたところである。

また、平成 16 年度には、「人と自然と地球にやさしい環境先進都市 八戸」を目標とする「八戸市環境基本計画」を策定及び計画期間を平成 26 年度までとする「ごみ処理基本計画」を策定したところである。

この分別収集計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下、「法」という。)に基づき、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物のリサイクル事業に関する基本指針であり、市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を理解し、協働で取り組むことにより、限りある資源の有効利用を図り、資源循環型社会の構築を推進するものである。

## 2 計画の基本的方向

本計画は、法第 8 条第 1 項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集について策定するものであるが、当市においては容器包装外の品目である「新聞」「雑誌」「チラシ」「古布」の分別収集についても、本計画に含めて策定することとする。

なお、分別収集の実施にあたっては、現行の収集、処理体制及び処理施設を使用して行うものとし、市の収集及び処理能力の範囲を越えるものに関しては、市内の事業者の協力を得ながら、行うものとする。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 20 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに見直しを行うものとする。

## 4 対象品目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色びん、茶色びん、その他びん、ペットボトル、段ボール、その他紙製容器包装を対象品目とする。

また、このほか、容器包装廃棄物外である新聞、雑誌、チラシ、古布についても本計画に含めるものとする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第 8 条第 2 項第 1 号)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
容器包装廃棄物(単位:t)	12,168	12,120	12,061	12,092	12,058

## 6 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第 8 条第 2 項第 2 号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、市民、事業者及び行政の 3 者がそれぞれの立場で役割を分担し、相互に連携を図るものとする。

方針 市民：ライフスタイルの見直し  
 事業者：環境に配慮した事業活動の推進  
 行政：循環型社会構築に向けた体制づくり

具体策

市民：

買い物する際のマイバックの利用推進 詰め替え製品の優先的な購入  
 分別収集、集団回収及び店頭回収への協力 環境教育・環境学習の場への積極的な参加

事業者：

過剰包装の自粛及び詰め替え商品の販売促進 店頭回収など資源回収の実施  
 再生資源の利用促進(OA 紙、段ボール他) 廃棄物の減量及び再利用に関する計画の作成

行政：

分別収集の実施 市民及び事業者への意識啓発活動  
 資源物集団回収運動の支援  
 庁舎内及び出先機関における率先的な排出抑制及び資源化活動

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

当市の収集に係る分別の区分は、必要な機材や作業員、選別等に必要な処理施設を考慮し、下表のとおりとする。

	区分	種類	収集の区分
分別収集	容器包装	スチール缶	缶・びん・ペットボトル
		アルミ缶	
		無色びん	
		茶色びん	
		その他びん	
		ペットボトル	
		段ボール	
	その他紙製容器包装	その他紙	
	容器包装外	新聞	新聞
		雑誌	雑誌・チラシ
チラシ			
古布		古布	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物毎の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）（単位：t）

種類	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
スチール缶	564		564		564		564		564	
アルミ缶	423		423		423		423		423	
無色びん	110		110		110		110		110	
	(引渡 量) 110	(独自 処理) 0	(引渡 量) 110	(独自 処理) 0	(引渡 量) 110	(独自 処理) 0	(引渡 量) 110	(独自 処理) 0	(引渡 量) 110	(独自 処理) 0
茶色びん	210		210		210		210		210	
	(引渡 量) 210	(独自 処理) 0	(引渡 量) 210	(独自 処理) 0	(引渡 量) 210	(独自 処理) 0	(引渡 量) 210	(独自 処理) 0	(引渡 量) 210	(独自 処理) 0
その他びん	922		922		922		921		921	
	(引渡 量) 922	(独自 処理) 0	(引渡 量) 922	(独自 処理) 0	(引渡 量) 922	(独自 処理) 0	(引渡 量) 921	(独自 処理) 0	(引渡 量) 921	(独自 処理) 0
段ボール	1,054		1,054		1,054		1,053		1,053	
その他紙製容器包装	400		400		400		400		400	
	(引渡 量) 0	(独自 処理) 400	(引渡 量) 0	(独自 処理) 400	(引渡 量) 0	(独自 処理) 400	(引渡 量) 0	(独自 処理) 400	(引渡 量) 0	(独自 処理) 400
ペットボトル	564		564		564		564		564	
	(引渡 量) 282	(独自 処理) 282	(引渡 量) 564	(独自 処理) 0	(引渡 量) 564	(独自 処理) 0	(引渡 量) 564	(独自 処理) 0	(引渡 量) 564	(独自 処理) 0
新聞	1,496		1,496		1,496		1,495		1,495	
雑誌・チラシ	4,487		4,486		4,485		4,484		4,483	
古布	75		75		75		75		75	

分別基準適合物の特定分別基準適合物（法第2条第6項及び第7項）

びん及びペットボトルなど、一般的に有償及び無償での譲渡ができず、再商品化する必要があるもの

法第2条第6項に規定する主務省令で定める物（規則第3条）

スチール缶、アルミ缶及び段ボールなど、一般的に有償又は無償で譲渡することが明らかなもの

容器包装外廃棄物



**9 分別収集を実施するものに関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）**

当市が分別収集を実施するにあたっての種類ごとの実施者等を次のとおり定める。  
分別収集は現行の収集体制を利用して行う。

なお、市民団体などによる集団回収やスーパー等での店頭回収が進んでいる紙パック及び白色トレイについては、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

種類	実施者	収集・運搬		選別・保管
		収集者	収集容器	
スチール缶 アルミ缶 (缶類)	八戸市	直営 ・ 委託	透明袋	八戸地域広域市町村圏事務組合 (八戸リサイクルプラザ)
無色びん 茶色びん その他のびん (びん類)				
ペットボトル				
段ボール		委託	品目ごとに 紐で縛る	
その他紙製容器包装				
新聞				
雑誌・チラシ				
古布	透明袋			
生きびん	住民	販売店に戻す、集団回収		事業者
白トレイ	販売店	販売店	店頭回収箱	それぞれの実施団体に委ねる
紙パック	住民	住民	集団回収	

網掛け(  )の部分は、容器包装外廃棄物を示す。

**10 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）**

当市が分別収集する品目については、八戸地域広域市町村圏事務組合の所管する中間処理施設（リサイクルプラザ）で選別・圧縮・梱包・保管するものとする。

種類	収集に係る分別の区分	排出・ 収集容器	収集車両	中間処理 選別・保管
スチール缶 アルミ缶 (缶類)	缶・びん・ ペットボトル	透明袋	パッカー車	八戸地域広域 市町村圏事務組合 (八戸リサイ クルプラザ)
無色びん 茶色びん その他のびん (びん類)				
ペットボトル				
段ボール	段ボール	品目毎 に紐で しばる	平ボディ車	
その他紙製容器包装	その他紙			
新聞	新聞紙			
雑誌・チラシ	雑誌・チラシ			
古布	古布	透明袋		

**11 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）**

分別収集の重要性を市民に十分理解していただくために、次のような施策を推進する。

家庭ごみや資源物の適正な排出と処理等を周知するため、全戸にチラシを配布するほか、広報紙、テレビなどを活用し、ごみの適正な排出について協力を求める。

行政と地域住民とのパイプ役として各町内にごみ減量推進員を配置し、地域ごとの現状を把握するとともに、分別排出の徹底と分別マナーの向上を図る。

町内会、子供会、PTAなどの市民団体が行う、資源物集団回収運動を推進する。

八戸リサイクルプラザや清掃工場などの施設の見学会や、各種イベントを通じて、市民に対して意識啓発を行うとともに、ごみ処理の状況について一層の理解を求める。

廃棄物減量等推進審議会を積極的に活用し、ごみの減量化・資源化を推進する。

# 八戸地域循環型社会形成推進地域計画

八戸市 階上町 南部町 平成18年2月

## 1 地域の循環型社会形成を推進するため基本的な事項

### (1) 対象地域

市町村名 八戸市、階上町及び南部町(旧福地村区域)

面積 439.22 km<sup>2</sup>

人口 272,282人(平成17年3月31日現在)

(内訳)

市町村名	八戸市	階上町	南部町(旧福地村区域)
面積(km <sup>2</sup> )	305.17	93.87	40.18
人口(人)	249,963	15,186	7,133

### (2) 計画期間

本計画は、平成18年4月1日から平成24年3月31日までの6年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

八戸地域では「あおもりエコタウンプラン」、「八戸港リサイクルポート」、「青森県環境・エネルギー産業創造特区」が相次いで国の地域指定を受け循環型社会を目指す上で重要な事業や研究が行われていることから、これらと連携したごみ処理やリサイクル体制の構築を進め、地域内での資源循環を目指すものとする。

家庭系ごみについては、大部分を占める生ごみの発生抑制に努めるとともに、容器包装廃棄物の分別収集の拡充を推進するものとする。

事業系ごみについては、資源物の分別徹底について指導するとともに、民間企業を活用したリサイクルルートの確保に努めるものとする。

また、八戸市の最終処分場の残余容量が逼迫していることから、埋立物のリサイクルなどにより埋立量の削減に努めるとともに、新たな処分施設の早期整備を目指すものとする。

### (4) 広域化の検討状況

青森県ごみ処理広域化計画(平成10年1月策定)によると、平成23年を目標年次とし、八戸市及び三戸郡を「三八ブロック」として広域的なごみ処理体制を確立することとされている。

現在、同ブロックの対象地域においては、八戸地域広域市町村圏事務組合(以下、「広域組合」という。)及び三戸地区塵芥処理事務組合(以下、「三戸組合」という。)によりごみの中間処理が行われている。広域組合の八戸清掃工場第一工場は平成8年7月に、三戸組合の三戸地区クリーンセンターは平成7年1月に竣工しており、施設の更新時期は平成30年前後になるものと予想される。よって、平成30年度を目標とし、その時期をめぐり「三八ブロック」として広域的なごみ処理体制の確立を目指すものとする。

なお、八戸市が新たに整備する新処分施設は、これまで同様、主に広域組合で処理された残渣を最終処分する施設として整備するものとする。

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) ごみ処理の現状

#### 一般廃棄物の処理

ごみ処理は、処理計画の作成、収集運搬の業務を八戸市、階上町及び南部町(以下、「広域構成市町」という。)ごとに行い、中間処理の業務を一括して広域組合が行っている。中間処理後の最終処分は、八戸市が維持管理をしている最終処分場で行っている。

可燃ごみは、広域組合八戸清掃工場で焼却処理し、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物及び有害ごみについては、広域組合八戸リサイクルプラザ処理施設で選別・破碎処理されている。また、これらの施設から排出される焼却灰や残渣などは、八戸市天狗沢最終処分場に埋立処分されている。

平成16年度のごみ総排出量110,847t<sup>1</sup>(集団回収量を含む。)であり、再利用される再資源化量は13,846t、リサイクル率は12.5%である。

<sup>1</sup> 数値は、広域構成市町のほか、南郷村(平成17年3月31日に八戸市と合併)

資源化の内訳は、集団回収量が813t、リサイクルプラザで中間処理した資源物及び有害ごみの再資源化量が9,655t、リサイクルプラザで中間処理した不燃・粗大ごみから選別・回収した金属類の再資源化量が2,382t、清掃工場の焼却残渣から回収した金属類の再資源化量が114t、焼却残渣の溶融処理委託による再資源化が882tとなっている。

また、八戸清掃工場では熱回収した蒸気を場内で利用するとともに、同第一工場では、発電を年間約7,000MWh行い、場内で利用している。

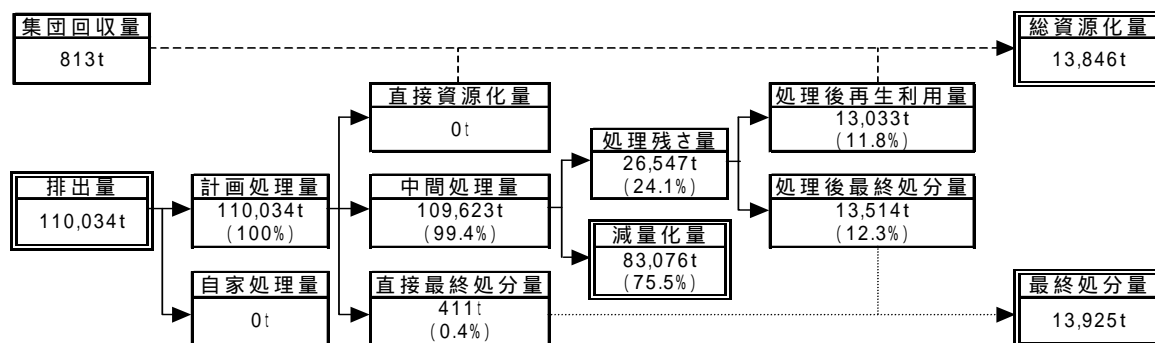
中間処理量の内訳は、焼却量が90,903t、選別・破碎・資源化量が18,720tである。中間処理による減量化量は83,076tであり、排出量の約75%が減量化されている。

最終処分量については、主に八戸清掃工場からの焼却灰や八戸リサイクルプラザからの不燃物残渣であり16,055t<sup>2</sup>となっている。

なお、平成16年度のごみ処理フローは図1のとおりである。

※ 2 数値は、「一般廃棄物とあわせて処分している産業廃棄物」を含む。

図1 一般廃棄物処理フロー（平成16年度）



\* 処理フローについては、「一般廃棄物とあわせて処分している産業廃棄物」(2,130t)を除いた数値で構成。

産業廃棄物の処理

八戸市では、条例の規定に基づき、表1のとおり一般廃棄物処理施設において、一般廃棄物とあわせて産業廃棄物の処分を行っている。

表1 一般廃棄物とあわせて処分している産業廃棄物

処分している産業廃棄物	処分している施設	処分方法	処分実績（平成16年度）
汚泥（道路清掃土砂）	八戸市天狗沢最終処分場	埋立	2,130 t

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

循環型社会を目指すため、当地域では表2のとおり数値目標を定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

なお、基準年次、現状及び目標年次の数値については表3、目標達成時のごみ処理フローについては、図2のとおりである。

また、参考として、別添1に現状と目標数値トレンドグラフを添付する。

表2 八戸地域の数値目標

数 値 目 標	
一般廃棄物の排出量 1	平成9年度比で 5%削減
最終処分量 2	平成9年度比で 50%削減
リサイクル率 3	24%達成
1人1日あたりに家庭から排出するごみ量 4（資源回収されるものを除く）	平成12年度比で 20%削減
1日あたりに事業所から排出するごみ量 5（資源回収するものを除く）	平成12年度比で 20%削減

1 家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収量の合計値

2 一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処分している産業廃棄物の合計値

3 リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / ごみ排出量 + 集団回収量

4 1人1日あたりに家庭から排出するごみ量 = (家庭系可燃ごみ + 家庭系不燃・粗大ごみ) / 人口 / 日数

5 1日あたりに事業所から排出するごみ量 = (事業系可燃ごみ + 事業系不燃・粗大ごみ) / 日数

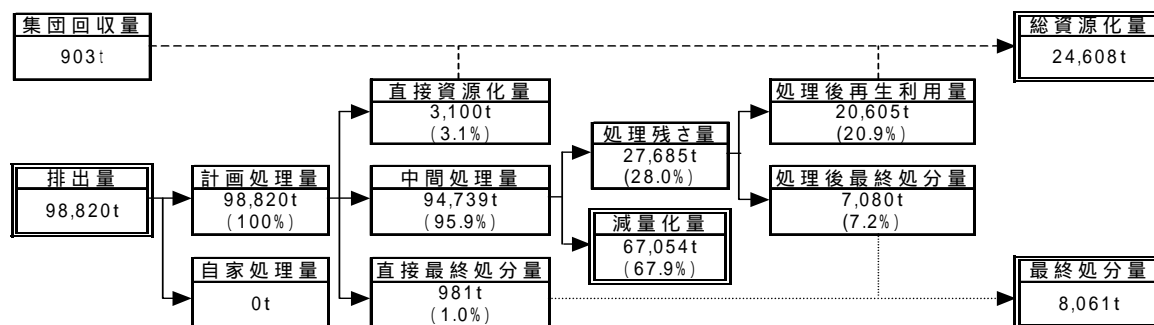
表3 基準年次、現状及び目標年次の数値

項 目	H9	H12	H16	H22	H24
人 口	274,251人	273,975人	272,282人	273,935人	273,869人
一般廃棄物の排出量	114,420t	125,821t (10.0%)	110,847t ( 3.1%)	99,738t ( 12.8%)	99,723t ( 12.8%)
最終処分量	22,044t	24,867t (12.8%)	16,055t ( 27.2%)	9,639t ( 56.3%)	9,634t ( 56.3%)
リサイクル率	12.6%	12.0%	12.5%	24.7%	24.7%
1人1日あたりに家庭から排出するごみ量（資源回収されるものを除く）	-	663g	571g ( 13.9%)	504g ( 24.0%)	504g ( 24.0%)
1日あたりに事業所から排出するごみ量（資源回収するものを除く）	-	124.9t	112.4t ( 10.0%)	93.5t ( 25.1%)	93.5t ( 25.1%)

● H9、H12、H16については、広域構成市町、南郷村の合計値。( )内は基準年に対する増減割合。

なお、及びについては、H12を基準年次としている。

図2 一般廃棄物処理フロー（平成24年度）



\* 処理フローについては、「一般廃棄物とあわせて処分している産業廃棄物」(1,573t)を除いた数値で構成。

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### 3Rに関する普及啓発

ごみの発生を抑制するためには、地域住民・事業者・行政がそれぞれの立場で、ごみを発生させない工夫を心がけることが大切であることから、3Rの意義と必要性について理解してもらい、自主的な取り組みを促すため、広報紙、ラジオ、テレビ、イベントなどを通じて、親しみやすいキャラクターなどにより3Rに関する情報を提供し、普及啓発を図るものとする。

加えて、八戸市では「八戸市ごみ減量推進員」、階上町では自治会、南部町では「リサイクル推進員」を通じて、各地域ごとでの意識啓発を図るものとする。

さらに、ごみ処理を含めた環境全般について地域住民や事業者が学ぶ機会を幅広く設け、関心を持ってもらうように働きかけていくものとする。特に、子供たちに対しては、身近なごみ問題に対する意識啓発を行うとともに、社会人に対しても環境学習の場を提供して行くものとする。

##### 有料化

広域構成市町における家庭系ごみ及び事業系ごみともに、廃棄物処理施設に直接搬入される廃棄物について、広域組合において手数料を徴収している。

特に、八戸市においては、家庭系ごみの減量化やリサイクル推進、ごみ処理費用の公平負担などを目的として、平成13年6月から収集する家庭系ごみについて指定ごみ袋及び粗大ごみ処理券による有料化を実施しており、今後は、粗大ごみのみ有料化を実施している南郷区においても、可燃ごみ及び不燃ごみについて有料化を実施する。

なお、有料化を実施していない2町においても、その導入の可能性について検討する。

##### 家庭系ごみの自主的な減量及びリサイクル対策

広域構成市町において子供会やPTAなどが行う資源物集団回収を奨励するほか、八戸市では電動式家庭用生ごみ処理機購入費補助制度を継続し、自主的なごみ減量化の取り組みを支援する。

また、可燃ごみに占める割合の多い生ごみの減量化及びリサイクル対策として、コンポストの利用を呼びかけるほか、特に八戸市においては、段ボールを利用し屋内で気軽にできる「段ボールコンポスト」の普及を推進するものとする。

##### 事業系ごみの自主的な減量及びリサイクル対策

資源物の分別を徹底について啓発活動を行うほか、地域内のリサイクル事業者を調査して、排出事業者へ情報提供を行うなど、事業者の自主的なリサイクルを促進する。

#### (2) 処理体制

##### 家庭ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

ごみの減量化やリサイクルを推進するため、平成9年度から分別収集を実施し、平成12年度にはペットボトルを分別品目に追加し、八戸市では、平成13年6月から有料化を実施している。

また、八戸清掃工場から排出される焼却灰について、「あおりエコタウン」事業を活用した溶融処理による再資源化を促進するなど民間企業によるリサイクルを進めている。

今後は、さらにリサイクルを推進するため、広域構成市町において、容器包装リサイクル法で定める「その他紙製容器包装」を分別品目に追加するほか、埋立処分されている八戸リサイクルプラザから排出される不燃物残渣について、民間施設での再資源化を促進する。

更には、容器包装リサイクル法で定める「その他プラスチック製容器包装」の民間企業によるリサイクルについて検討することとしている。

また、八戸市においては、家庭から排出される廃食用油を回収してBDFを製造し、軽油の代替燃料として活用するほか、現在の最終処分場の残余容量が逼迫しているため、新たな最終処分施設を整備する。

##### 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

分別区分は、燃やせるごみと燃やせないごみ・粗大ごみであり、処理方法等については、家庭ごみに準じて行っている。今後は、木くずなどについて民間企業を活用したリサイクルを促進する。

一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後  
 最終処分場において、条例の規定により、産業廃棄物を埋立処分しており、今後も、処分は継続するが、その量について減量化に努めるよう指導する。  
 今後の処理体制の要点

広域構成市町において、その他紙製容器包装の分別収集を実施する。  
 広域構成市町において、八戸リサイクルプラザから排出される不燃物残渣の再資源化を促進する。  
 広域構成市町において、事業系一般廃棄物の民間企業を活用したリサイクルを推進する。  
 広域構成市町において、その他プラスチック製容器包装の民間企業を活用したリサイクルの実施を目指す。  
 八戸市において、廃食用油からBDFを製造し、軽油の代替燃料として活用する。  
 八戸市において、新たに最終処分場を整備する。

表4 八戸地域のごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成16年度）					
広域構成市町、南郷村					
分別区分	処理実績 (t)	処理方法	処理施設等		
			中間処理	最終処分又は再資源化など	
燃やせるごみ	90,903	焼却	八戸清掃工場	(焼却灰)	天狗沢最終処分場
				(磁選物)	溶融処理委託【民間】
燃やせないごみ 粗大ごみ	9,009	破碎 選別 再資源化	八戸リサイクルプラザ	(可燃残渣)	八戸清掃工場
				(不燃残渣)	天狗沢最終処分場
				(金属類)	再資源化【民間】
			(道路清掃土砂など) 天狗沢最終処分場		
缶・びん・ペットボトル	4,639	選別 再資源化	八戸リサイクルプラザ	缶	再資源化【民間】
				びん	再資源化【指定法人】
				ペットボトル	再資源化【指定法人】
				再資源化【民間】	
新聞	2,674	選別 再資源化	八戸リサイクルプラザ	再資源化【民間】	
段ボール	4,857				
雑誌・チラシ					
古布					
有害ごみ	82				



今後（平成24年度）					
広域構成市町					
分別区分	処理見込 (t)	処理方法	処理施設等		
			中間処理	最終処分又は再資源化など	
燃やせるごみ	76,548	焼却 再資源化	八戸清掃工場	(焼却灰)	新処分施設
				(磁選物)	溶融処理委託【民間】
燃やせないごみ 粗大ごみ	10,058	破碎 選別 再資源化	八戸リサイクルプラザ	(可燃残渣)	八戸清掃工場
				(不燃残渣)	新処分施設
				(金属類)	再資源化【民間】
			(道路清掃土砂など) 新処分施設		
缶・びん・ペットボトル	5,396	選別 再資源化	八戸リサイクルプラザ	缶	再資源化【民間】
				びん	再資源化【指定法人】
				ペットボトル	再資源化【指定法人】
				再資源化【民間】	
新聞	3,124	選別 再資源化	八戸リサイクルプラザ	再資源化【民間】	
段ボール	5,679				
雑誌・チラシ					
古布					
その他紙製容器包装	500				
有害ごみ	89				
その他プラスチック製容器包装	2,800	再資源化	再資源化【民間】		
事業系木くず	300	再資源化	再資源化【民間】		

(3) 処理施設の整備

上記(2)の分別区分及び処理体制を確立するため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	配置予定地	事業期間
1	最終処分場	八戸市新処分施設整備事業	埋立容量 214,000 m <sup>3</sup>	八戸市大字櫛引 字湯ノ沢及び 永森地内(民有地)	H21 ~ H23

(整備理由) 事業番号1 既存の最終処分場の残余容量が逼迫化

(4) 施設整備に係る計画支援事業

(3)の処理施設の整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	八戸市新処分施設整備事業 (事業番号1) に係る施設基本設計等事業	地質調査 地形・用地測量 不動産鑑定 施設基本設計 環境影響評価調査	H18 ~ H19
	八戸市新処分施設整備事業 (事業番号1) に係る施設実施設計等事業	施設実施設計 関係官庁申請協議書類作成 整備計画・発注仕様書作成	H20 ~ H21

(5) その他の施策

その他、当地域の循環型社会を形成するうえで、次の施策を実施していくものとする。

地域における資源循環の促進

行政が積極的に推進している再生品の利用(グリーン購入)について、地域住民、事業者にもその普及啓発を図るとともに、産学官の連携により地域の循環型商品の開発を促進し、国や県によるリサイクル製品の認定を呼びかけるなど、再生資源の利用を促進する。

不法投棄防止対策

通常のパトロールに加えて、青森県が配置している不法投棄監視員との連携を深める。

また、八戸市では「八戸市ごみ減量推進員」、階上町では自治会、南部町では「リサイクル推進員」など、各地域との連携も強化し、不法投棄の未然防止や早期発見に努めるものとする。

災害ごみの処理

災害時のごみについては、広域構成市町ごとに作成している地域防災計画に基づき、国の指針に沿って、適切に処理するものとする。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

八戸地域では、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて青森県及び国と意見交換をしつつ、計画進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果を取りまとめた時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

## 清掃事業概要（平成21年版）

平成21年11月発行

編集発行 八戸市 環境部 環境政策課

〒031-8686

八戸市内丸一丁目1-1

電話 0178-43-9362（直通）

FAX 0178-47-0722

E-mail [kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp](mailto:kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp)